

平成25年度宍粟市議会予算特別委員会会議録（第4日目）

日 時 平成25年3月14日（木曜日）

場 所 宍粟市役所議場

開 議 3月14日 午前8時56分

付託議案

（健康福祉部）

第 31号議案 平成25年度宍粟市一般会計予算

第 33号議案 平成25年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算

第 36号議案 平成25年度宍粟市介護保険事業特別会計予算

（教育委員会教育部）

第 31号議案 平成25年度宍粟市一般会計予算

出席委員

委員長	實友勉	副委員長	藤原正憲
委員	岸本義明	委員	秋田裕三
〃	福嶋 齊	〃	岩 露 昭 美
〃	大倉澄子	〃	岡 前 治 生
〃	岡崎久和		

出席説明員

（健康福祉部）

部 長	浅田雅昭	健康福祉部次長	花本 孝
社会福祉課長	志水史郎	高年・障害福祉課長	立花 功
副課長兼地域包括支援センター室長	藤井康明	次長兼市民相談センター所長	世良 俊彦
健康増進課長	中野典子	次長兼一宮保健福祉課長	秋田清治
波賀保健福祉課長	平山登代子	千種保健福祉課長	大西耕治
波賀診療所事務長	篠原正治	千種診療所事務長	長田茂伸

(教育委員会教育部)

部	長	岡崎悦也	次	長	縄手浩
教育総務課	長	津村裕二	こども未来課	長	福山敏彦
社会教育課	長	井上憲三	給食センター	所長	幸福定利
学校教育課	副課長	志水良和	学校教育課	副課長	田中健三
こども未来課	副課長	森本和人	社会教育課	副課長	水口浩也
歴史資料館	館長	垣内章	教育総務課	副課長	澤田志保
教育総務課	副課長	西林文隆	子ども未来課	副課長	藤井由貴
図書館	館長	小西美穂			

---

事務局

事務局次長	榎谷米男	課	長	宮崎一也
主幹	清水圭子			

(午前 8時56分 開議)

○實友委員長 おはようございます。第4日目の予算委員会を始めたいというふうに思います。

非常に4日目となりまして、皆さん方はお疲れだろうというふうに思いますが、どうか一日よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、健康福祉部の審査に入りたいというふうに思います。

健康福祉部の皆さん、部長をはじめとしまして各担当の皆さん方には大変お忙しい中、御苦勞さまでございます。

予算審査に当たります委員は今日は全員出席でございます。プラス議長も入ってきております。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

入る前に説明職員の方は、説明・答弁は自席で着席したままでお願ひをいたします。また、説明及び答弁をする人が、私の席から少し見にくいとか、誰がわかりませんので、説明・答弁される方は挙手をして、「委員長」と発言していただいて、私の許可を得て発言をしてください。事務局よりマイクの操作を行いますので、赤いランプがついた時点で発言をお願ひをしたいというふうに思います。

それから、委員の皆さん方におきましても、私のほうから許可した場合に、そして、ランプがついたときに発言をよろしくお願ひしたいというふうに改めてお願ひを申し上げます。

それでは、健康福祉部に関係する審査を始めます。

予算に係る全般的な状況につきまして、あわせて約20分程度の説明をお願ひしたいというふうに思います。どうかよろしくお願ひします。

浅田部長、頼みます。

○浅田健康福祉部長 おはようございます。どうぞよろしくお願ひします。座って失礼をいたします。

私のほうからは、健康福祉部に係る平成25年度予算の概要について御説明をさせていただきますまして、具体的な主な事業の内容につきましては、次長より主要施策に係る説明書に基づきまして御説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、健康福祉部取り組み方針としてですけれども、いわゆる御案内のとおり、健康福祉部の仕事、使命というのは、子どもから高齢者までの方々全ての市民が健康で安心して暮らせるという状況をつくっていくというのが大きな使命であると考えておりますので、そのためには保健、医療、介護、福祉それぞれが連携する中で、相談支援を充実し、必要な方に必要な支援をしていくという基本的な考え方で取り

組んでいきたいなというふうに思っております。

まず、予算の概要ですけれども、人件費を含めまして一般会計で約45億7,000万円、それから特別会計が3会計ありますけれども、3会計合わせまして約45億9,500万円、合計しますと約91億6,500万円という大きな予算の内訳となっております。

前年度当初予算との比較では約2億4,700万円の増ということになっておりまして、これは主に介護保険事業の特別会計の増額によるものでございます。

重点施策としまして、考え方として8点、私のほうから御説明をさせていただきたいなというふうに思います。

まず1点目は、地域福祉計画の改訂ということで、今現在の福祉計画、平成25年度で計画期間が終了になります。市の総合計画の後期計画が平成23年度は27年度ということでスタートをしておりますので、これまでの5年間の成果と課題を検証しながら、市民アンケートによる課題や意向調査を行って計画策定を進めていきたいなというふうに思っています。

それから、2点目、少子化の問題です。今、市では第2次の少子化対策推進総合計画ということで、平成22年から26年の計画で今それぞれ全部署挙げての取り組みを行っております。この計画が平成26年度計画終了ということになります。また、御案内のとおり、今の計画につきましては、次世代育成支援対策推進法という法に基づく法定計画で進めておりますけれども、平成27年度からは子ども・子育て支援法という法律が施行する予定になっておりますので、この子ども・子育て支援法に基づく事業計画の策定に向けたニーズ調査等を平成25年度に実施をする予定にしております。

それから、3点目、高齢者福祉の推進につきましては、介護保険の特別会計の予算としまして約42億1,500万を計上させていただいております。前年度当初比で7.1%の増ということで、年々予算額が増加をしております。こういった状況の中で、特に介護予防に力を入れていこうということで、それぞれ介護予防事業、第1次、第2次の予防事業に取り組みをしていきたいなというふうに思っています。

また、今第5期の介護保険事業計画の中でございますので、介護保険サービスの適正な執行と、それから、これは市の予算には直接的な影響はないんですけども、特別養護老人ホーム60床の平成26年度整備に向けた取り組みを行うこととしております。

それから、4点目、障害者福祉でございます。障害者自立支援法の改正がありましたので、その改正を踏まえまして福祉サービスの給付に加えて地域生活支援事業、

いろいろな事業がございますけれども、既に取り組んでおります事業も多々ありますけれども、そういった法の改正も踏まえた中で、地域生活支援事業の取り組みを進めていきたいというふうに思っています。

また、法の改正に伴います計画策定につきましては、今第3期の障害福祉計画、平成24年から26年の障害福祉計画がありますけれども、具体的な施策につきましては、第4期の障害福祉計画作成の中での実質的に反映になっていくものと考えております。

それから、5点目です。外出支援サービスにつきましては、平成24年度の決算見込みで大きな予算規模になっております。平成25年度予算につきましては約9,620万円という当初予算、大きな予算になっておりますので、今後、持続可能な制度となるような制度の見直しといたしますか、そういうことも考え順次取り組みを行っていきたいなというふうに思っております。

それから、6点目、健康づくりです。この平成24年度に健康管理システムの導入・更新を行っております。いわゆる必要な人に必要な健診を実施し、また、その結果に基づく保健指導を実施することによって、それぞれの人のライフスタイルに応じた健康管理を実施していきたいなというふうに思っています。

また、新規事業といたしまして、不育症治療費の助成ということで、新たに制度を設けさせていただいております。

また、国保診療所につきましては、鷹巣診療所も含めて予算額で約3億8,000万円の計上をさせていただいております。御案内のように、千種診療所におきましては、この2月から医師1名増ということで、2名体制となっております。地域医療の推進ということで、それぞれ安心して暮らしていただけるような地域医療の推進を図っていきたいなというふうに思います。

それから、7点目、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待等々、いろいろな課題がございます。それぞれマニュアル作成しながら、それぞれ現実的な対応を行っておるところでございますけれども、やはり関係機関との連携がこれは不可欠でございますので、今後とも関係機関と連携しながら対応させていただきたいと思っております。

最後に、総合相談でございます。市民相談、消費生活相談ともその相談内容が多種多様、複雑になっております。これも総合相談、保健福祉部のみでは解決するものではございませんので、関係部署、関係機関と連携を図りながら、それぞれの御相談に対応していきたいなというふうに思っています。

以上、私のほうからはそれぞれ概要の説明とさせていただきます。この後、次長

のほうから具体的な施策についての説明をさせていただきます。

○實友委員長 花本健康福祉部次長。

○花本健康福祉部次長 それでは、次に、主な施策についての御説明をいたします。

独自資料といたしまして、予算特別委員会へ資料としたものをお配りをしております。この資料につきましても、主要施策に係る説明書を補完しておるものでございます。ページの最初には出生数等の福祉施策の基礎となるものを掲げております。途中、触れながら進めさせていただきます。

主要施策説明書につきましては、33ページから48ページに31項目を挙げております。

最初に、社会福祉課に係る施策でございます。33ページの上段、地域福祉計画策定事業につきましては、現計画が平成25年度末をもって満了をいたします。このことから、今後の地域福祉の方針を立てるものでございまして、市民の皆様の御意見を伺いながら進めさせていただきたいと思っております。独自資料の6ページに見直しの方針を、また7ページに現行の概要を載せております。

34ページの下、児童手当につきましては、児童を養育している者に手当を支給するもので、対象者は2,896人を予定しております。独自資料の9ページに制度の説明を載せております。

35ページの上段、児童扶養手当につきましては、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るものでございまして、対象者は321人を予定しております。独自資料の11ページに制度の説明を、また12ページには両手当の予算内訳を載せております。

次に、36ページの下段、生活保護扶助費につきましては、扶助の実態に対応する予算にすることから、対前年度4,273万7,000円の増となっております。新規に開始をした保護世帯の中には入院を機に保護を要する状態になったケースも数多くあることから、医療費が特に増加をしております。独自資料の5ページに戻っていただきましたところに生活保護の動向を載せております。2月末の保護世帯数109世帯、保護人数160名で、年度当初より8世帯、21名の増となっております。

次に、主要施策説明書の37ページに移ります。ここからは高年障害福祉課に係る施策となっております。37ページ、老人クラブ活動等社会活動促進事業につきましては、119の単位老人クラブの活動に補助を行います。また、敬老会開催補助事業につきましては、75歳以上の方を御招待し、長年の御労苦に敬意をあらわす事業でございます。

38ページの下、障害者虐待防止センター事業につきましては、虐待の防止を図る

ための体制を構築いたします。なお、障害者福祉施策といたしまして、独自資料の14ページに障害者総合支援法の説明をしております。新たな事業といたしまして、訪問型歩行訓練士派遣事業に取り組みます。この事業は、目の不自由な方の地域生活を支援するもので、ひとりでの外出が可能となるよう、訓練士の派遣を行います。独自資料の15、16ページには障がいをお持ちの方に利用をいただきますサービス一覧を載せております。

39ページの上段、外出支援サービス事業につきましては、対前年度の4,601万円の増となっております。財源の一部といたしまして2,600万円の過疎債を充当いたします。独自資料の17ページに事業の利用状況を説明しております。利用者数は12月現在で既に前年度比18.8%の増となっております、利用回数につきましても増となる予想ができております。このような状況であることから、現在、持続可能な制度となるよう見直しを進めているところでございます。

これより介護保険事業会計となります。

39ページの下段、介護保険給付から40ページの予防事業につきまして、給付費は2億6,406万3,000円の増となっております。独自資料に戻っていただきまして、4ページに介護認定数の状況を、また資料を飛んでいただきました31、32ページ、最終でございませう。介護サービス費の状況を説明をしております。高齢者の増、介護認定の増、介護給付費の増へと連鎖をしております。介護認定者数2,516名は65歳以上高齢者の4.6人に1人が認定を受けておられることとなります。その全ての方が仮に介護サービスを利用されたとした場合、1人当たりのサービス給付費は約150万円となっております。このような状況は介護保険会計の圧迫だけでなく、なるべくなら自らの健康で自宅での生活を続けられることが理想であり、介護予防事業に一層取り組むこととしております。独自資料の18ページから20ページに高齢者の健康づくりの取り組み方針を説明しております。

これより一般会計に戻ります。

市民相談センターの所管となります。41ページの下でございませう。いきいき地域づくり事業につきましては、城下ふれあいセンターを拠点としまして健康や福祉に関する相談事業、社会啓発事業、地域交流事業や地域福祉事業などを通じまして人権尊重のまちづくりを推進いたします。独自資料の23ページに詳細を載せており、また独自資料は前後しますが、21ページ、22ページに市民相談等の状況を説明をしております。

これより健康増進課の施策に入ります。

42ページの下段でございます。特定不妊治療費助成事業につきましては、新たに不育症治療費助成を加えて行います。特定不妊治療助成につきましては、妊娠がされにくい方のために、また、不育症治療費助成につきましては妊娠はされますが、出産に至らない方のために事業を行います。

不育症治療費助成につきましては、独自資料の28ページに説明をしております。不育症は流産を繰り返しまして、胎児が育たない、または生後間もなく死亡することを言います。厚生労働省の示す流産率2回以上4.2%、3回以上0.9%を用いますと、宍粟市の場合で2回以上流産する人が16名、また3回以上流産する人が4名程度あることが推測ができております。不育症治療につきましては、健康保険の適用外の部分が多く、その額は年額平均で約41万円となっております。うち25万円を年度の上限として通算5カ年度、計125万円を助成するものでございます。今議会の第16号議案、少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例をもって提案を行ったところでございます。

43ページの下段と44ページの上段の特定健康診査等につきましては、40歳から74歳の国保加入者を対象とした健診と事後の保健指導を行います。

44ページの下、がん検診事業につきましては、子宮頸がん検診にがんに進行する可能性の高いウイルスに感染しているかどうかを調べるHPV検査を新たに導入をいたします。

また、45ページの上、予防接種事業の事業の説明をしておるところで、ヒブワクチン等につきましては、定期接種に移行する予測であるとした説明につきましては定期接種に移行が決定をしております。

45ページの下、家庭児童相談運営費、46ページの上、母子福祉事業につきましては、児童養育に関する問題を抱えている家庭に対して支援を行います。家庭児童相談システムを新たに導入する費用を計上しております。このシステムによりまして必要な情報管理を行いまして、より適切な支援と、そして事務改善に繋がりたいと考えております。母子福祉事業につきましては、母子家庭の子育てや生活支援また家庭内暴力への対応も大切な施策であると考えております。

独自資料の24ページから27ページにこれらの事業の補足をしております。これらにつきましては、予算主管課として社会福祉課と4課分として説明を行いましたが、市民相談センター施策を除きましては一宮、波賀、千種の各保健福祉課において管内分を所管するものでございます。

これより国保診療所特別会計に入ります。



46ページの下、国保診療所事業につきましては、波賀診療所と千種診療所の一般診療の計画を記載したものでございます。公立診療所としてのサービスに心がけます。千種診療所においては平成23年11月からツカザキ病院の協力を得た眼科診療が定着をしております。また、この2月からは医師2名体制となっております。

47ページの上段、臨床研修医受入事業につきましては、国の医療政策に貢献をしまして、僻地地域医療に関心を持った医師が増え、宍粟市への勤務をはじめ山間自治体の医師不足の解消に繋がればと考えております。

47ページの下、また、48ページの上段、通所リハビリ事業、訪問看護事業につきましては、千種診療所の事業でございます。在宅での末永い生活を支援するものでございます。独自資料の29ページと30ページに診療状況を載せております。

ここで恐れ入りますけれども、資料の訂正をお願いいたします。独自資料の29ページ、予算特別委員会資料としたものの29ページの波賀診療所の平成24年度の3月見込みとしておりますけれども、3月8日現在の数字が入っております。3月見込みではなく、3月8日現在となっております。見込み数につきましては診療日数が21日、診察件数が650件、累計が7,946件となります。一番右端の合計につきましては診療日数が249日、診察件数が7,946、累計は同じでございます。一日当たりの患者数につきましては、変わらず32名でございます。以上、訂正をお願いいたします。

最後に、鷹巣診療所特別会計事業につきましては、鷹巣診療所に千種診療所の医師が勤務をいたしまして必要な診療に当たるものでございます。

以上でございます。

○實友委員長 健康福祉部の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

通告がございますので、通告者から発言を許します。

岡前治生委員。

○岡前委員 通告、児童扶養手当のことで山下議員が本会議の予算質疑のときに聞くということを出しておったんですけども、ちょっとあまりにも具体的過ぎるということで御遠慮願った分です。

資料を見せていただくと、児童扶養手当について丁寧に説明がしてあるんですけども、それでおおよそわかるんですけど、その中で一部支給の方の平均の受取額というふうなところは、金額的な部分はわかるのでしょうか。

○實友委員長 浅田健康福祉部長。

○浅田健康福祉部長 お配りしてます独自資料の12、13ページを御覧いただきたいと

思います。12ページの最後の8番に認定状況ということで、この平成25年2月分の報告を上げております。人数の報告を上げさせていただいております。それから、13ページの下の方で平成25年度の児童扶養手当予算額の内訳表ということで、全部支給の延べの認定者数、それから支給額、一部支給の認定者数、これは延べ、それから支給額等々見込みを入れておりますけども、例えば一部支給の支給額6,544万6,000円に対して認定者数の延べが2,211を見込んでおりますので、割っていただきますと、月額で約2万9,600円が平均的な額になろうかと、そういう見込みでございます。

○實友委員長 よろしいですか。

ほかございますか。

大倉委員。

○大倉委員 42ページのことでお礼をいいたいです。いつだったか、私、特定不妊治療費助成事業を拡大していただきたいということをお願いしたんですが、それを早速取り入れていただいて、宋栗市の人口増に繋がる施策となりました。とてもありがたく思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○實友委員長 いいですか。ほかございませんか。

岡前委員。

○岡前委員 独自資料の1ページなんですけど、出生数の推移ということで、平成2年と平成24年までずっと書いていただいとんですけど、平成2年と平成24年とを比較すると、極端に減っておるということはわかるんですけども、その減り方が山崎町の場合は3割程度減なんやけども、北部3町は逆に7割減になりますね。それで、全体としては約半減というふうなことになっているんですけど、この数字を見る場合に、特に北部ではよくあるケースやと思うんですけども、結婚した当初は山崎で生活をされて、恐らく多分住民票は先に持って来られるかなと思うんやけども、そこら辺をつかむということは無理ですよ。せやさかい、僕が言いたいのは極端に千種・波賀の子どもの数が減ると言われるんやけども、でも、これは正しい状況を反映してないんじゃないかなと思うんやね。実際はもっとあるんやけども、要はそういう格好で結婚した当初は山崎で暮らしたいというふうなことで、子どもが今までやったら幼稚園に入るとか、小学校に入るとかということが一つのきっかけになって自分の親のどこへ帰るとかいうふうなケースがあったんですけど、今、そういうことは、もう一旦山崎を出たら、もう山崎で生活される方も多いみたいやけども、そこら辺のどこまではつかみようはないんやね。

○實友委員長 答弁ありますか。

浅田健康福祉部長。

○浅田健康福祉部長 なかなか人口動態までのところになりますと、詳しく当然記録に残りますので、戸籍等々でわかるかとは思いますが、ただ、一般的に言えるのは、御案内のように宍粟市全体の社会減も大きいです。ですから、いわゆる若い人たちが出ていくというのが一つの大きな要因、それから、特におっしゃるように北部の方々が結婚して山崎の中心部にアパートを借りてお住みになるというケースも、これはあろうかと思しますので、今はそれぞれの各旧町、旧市民局単位で集計をしておりますけれども、トータルとしましては、これだけ減ってるのが現実でございますので、北部、南部どうのこうのではなしに、トータル的にはこういう状況、それは当然社会減というところも大きな要因ではないかと思っております。それでよろしいでしょうかね。

○實友委員長 岡前委員。

○岡前委員 それと、外出支援サービスなんですけど、この間、費用がすごい伸びるといふうなとこばっかしが指摘されて、平成25年度中に見直しされるというふうなことなんですけど、当初、外出支援サービスの料金をどう支払うかということで、タクシー料金をもとに払うというふうなシステムにされたことによって、もうこういうふうな金額がどっと増えるということは僕は想像ついておったと思うんですよ。それは千種町がもともとタクシー料金をもとに払われておって、それで千種町に合わされたということやからね。だから、増えた増えたと言われるけども、もともと増えるのは、サービスを提供する担当課としては、僕は十分承知された上でのことやったんじゃないかなと思うんですけども、何でそれが増えるかというたら、結局、片道が250円とか500円とか、そういう格好で低額で安心して乗れるというふうなことで、当然利用者も増えるしというふうなことね、僕は喜ばしいことと思うんですよ、それだけ利用があるということはね。でも、一方では、そういうふうに見直しをせなあかんというふうに言われとんやけども、現実問題としてどういふふうな、今検討中やと思うんですけども、見直しをしようと思われとんかね。

僕は、そういう意味ではもっと公共交通全体の中の一部としての外出支援サービスというのをきちっと位置づけて、公共交通との関係の中で、例えば要支援とか、要するに介護認定を受けた人は一応全員対象になってますよね。そういう中で、例えば要支援1とかいうことで、要支援というふうに受けられた方が果たしてドアからドアまでのそこまでの援助が必要かどうかというふうなこともあると思うんですよ。

ほな、その人やったら、例えば外出支援サービスでバス停まで連れていってもらう、それで例えば病院へ行くんやったら、波賀から山崎までの間は神姫バスを利用して、そこからまた歩くのが大変な人やったとしたら、バス停から総合病院まではタクシーを使うとかいうふうなことで、公共交通全体で考えていかなんたら、当然タクシーで波賀から山崎まで往復したら1万円はかかりますよね。ほな、当然お金が突出して増えていくのは当たり前のことやったんですよね、その制度とか支払いの基準を変えた段階でね。だから一旦金額だけのことを見て、それをいかにして抑えようかというふうなことばっかしを考えるのはよろしくないんじゃないかなと思うんやけどね。

○實友委員長 答弁を求めます。

浅田健康福祉部長。

○浅田健康福祉部長 おっしゃるようになつ制度としてスタートをして実施した場合に、利用者が増える、あるいは利用率が上がるというのは、これは一つの大きな成果にはなりません。ただ、私たちが今考えておるのは、いわゆる福祉の施策として、どこまでが守備範囲と言ったらおかしいんですけども、福祉の施策としてどこまでするのかというのが一つの大きな課題になってこようかと思っています。

現実的に、今、我々生活福祉部の中で行っている外出支援サービスは、制度の中で要支援も含めた方々も対象ですよとしていますから、これは制度としては制度なんですけども、そのいわゆる本当に外出が困難な方をきっちりと対応するのが福祉の制度であって、ある程度自力でできる方、少しは支援しなければならないんやけども、自力でできる方についてはやっぱり自力でしていただくほうが、やはり逆に言うと、その人の健康の維持促進にも繋がりますから、そういう観点も含めた中で見直しが必要ではないかなというふうに思っています。いわゆる当然料金体系もありですし、それから利用回数、それから利用者の範囲、それからあと、今お一人お一人を輸送といいますか、それしてますので、いわゆる混乗ということも考えないけませんし、それから本当に外出が困難な方というのは、いわゆる病院だけでなしに、ほかのところへも行きたくても行けないという方もおられますので、そういう行き先のことも含めた中で、福祉の施策の中ではどこまでと。あと、残りの部分については公共交通なりであるのか、そういう区分けといいますか、そういうことは考えていく必要があるかと。今、現実的に福祉の中でいわゆる公共交通的なことも実施しているというのが現状であると思っておりますので、その辺はこれは福祉、これは公共交通、結果的に公共交通、福祉の中で全部を見ていこうということにな

れば、それも一つの結論になろうかと思えますけども、そういう考え方を整理していく必要があるだろうなということで、今、部内の中でいろいろと協議をしております。

以上です。

○實友委員長 岡前委員。

○岡前委員 例えばこの前なんかでも、うちとこの山下議員なんかが外出支援サービスの利用目的をもっと広げるべきやないかというふうな提案をさせてもらったんですけども、一つは、1人の高齢者ということを考えて場合に、ただ、病院に行くだけ的那个人にとって一番大切なことではあるんですけども、でも、介護保険なんかでやりよってるような、いわゆる介護予防の観点から考えると、そういう買い物に行ったりとか、自分の見たい映画を見たりとか、音楽を聞いたりとか、そういうふうな機会をつくることによって、その人の生活の質をずっと維持していくとか、気持ちの生きがいをつくっていくとかいうことでね、トータルで考えたら、外出支援という部分にはお金はかかってくるかもしれんけども、でも反面、介護保険のところで見ると、その人は介護保険のサービスを受けることが少ないから、そっち方面ではお金が増えないとかいうふうなことで、やっぱり高齢者の生活全体を捉えて僕は考えていかなんだら、ある部分だけが突出しとうさかい、ここを何とか抑えなあかなみたいな、そういうふうな発想ではなかなかうまいこといかなのじゃないかなと思うし、やっぱり介護予防の予算というのは介護保険の中でもそんなにたくさん持ってないじゃないですか。だから、本来的にはもっとそこにも予算を配分して、今いつまで生きれるかという平均寿命的なこと、いつまで健康でおれるかという、その健康年齢が何歳までというふうなこともやっぱり問われてきよんやね。だから、健康でおられる年齢をどう引き上げていくか、宍粟市としてどうしていくかということによっても、やっぱり介護保険なんかの予算の規模でいうたら、もう全然桁が違うわけですから、健康福祉部としては僕は全体として考えていく必要があるん違うかなと思うんですけどね。

○實友委員長 答弁を求めます。

浅田健康福祉部長。

○浅田健康福祉部長 おっしゃるように健康福祉部支援の必要な方に必要な支援をとというのが基本ではあります。ただ、例えば一例で、今、外出支援のお話なんですけども、外出支援の中で、そしたらどこまで行政が見るのかというのも一つの大きな議論は必要だというふうには思っています。全てが全て行政が見ていくことが、果

たして妥当なのか、やはりそこには当然御家族がほかにおられる方、それから、おひとり暮らしの方、高齢のご夫婦だけの方といろいろございますので、一概には言えませんが、やはり全てを見るとというのは当然予算のこと、財政のことを言ったら何なんですけど、やはり我々としては財政的なことも十分念頭に置いた中で、行政はどこまで見ていくのかということもやっぱり議論していく必要があるというふうに思っています。

○實友委員長 よろしいですか。

ほかございませんか。

福嶋委員。

○福嶋委員 今回の外出支援のことについてですが、これは山崎町時代に外出支援サービスというのを最初にやったというか、そして私が紹介議員としてやらせていただいて設立したものなんですけど、その中で、当時は75歳以上のやはり高齢者は全て外出支援というものに当てはまるようにしてほしいというふうなことまで言いました。ところが、決定したのは多分80歳以上だったと思うんですが、現在の年齢制限とかいうものはあるんですか。

○實友委員長 浅田健康福祉部長。

○浅田健康福祉部長 今、年齢が何歳からということはありません。今、対象としているのは、いわゆる介護認定を受けられる方とか、それから障がいをお持ちの方とか、そういう中でしております。

○實友委員長 福嶋委員。

○福嶋委員 ということは、何らかのそういう障がいとか、支援を受けるというような形の認定書というものがなければ、要するに外出支援サービスは受けられないということなんですね。

○實友委員長 浅田健康福祉部長。

○浅田健康福祉部長 今、高齢者は65歳以上で約1万1,000人から1万2,000人、その中で介護認定を受けられておられる方が約2,500名の方、5人にお1人ということになります。ですから、高齢者75歳、80歳を超えられますと、ある程度の何らかの介護認定を受けられている方がございます。それから、もう1点、今現在の外出支援サービス事業の制度といたしまして、いわゆるそういう介護認定ではないんですけども、やはり公共交通のバス停まで出るのに非常に距離が長いと、これについては、そういう方々も対象として今現在運用しております。ですから、全く介護認定ではないんですけども、今制度を利用しておられる方もございます。

○實友委員長 福嶋委員。

○福嶋委員 いわゆる門としては、年齢制限なんかでも前はあったりして、いわゆる広がっていたものが今は狭くなっている。狭くなってる中でも利用者は増えてるという、これが現状ですね。そして、公共交通なんかでも、やはりいろいろとやっていますが、乗らない乗らないという、乗ってもらえないという逆の悩みがあるわけです。これは、利用者がどんどんそういうふうに門を狭くされているのにも関わらず増えてるという、やっぱりそれに対して行政としてこたえていくという、いわゆる福祉とかというのは、行政の責務であるというね、このところをしっかりと考えていただいて、やっていただかないとね。

やはりつい先日ですけれどね、山崎の方でお年寄りの方が外出支援を今利用されてるんだと。ものすごく喜んでおられるんやね。そういうのを聞くと、やっぱりそういうところを現状維持というか、本来はもっと、より広くしていただきたいというのが私の考え方なんです。ということは、年齢がどんどん重ねていくと、やはり運転をするにも、いわゆる普通の生活ができていると見なされている方でも、やはり運転とかで頼りない方が結構多くいるんですね。やっぱりそういう方が利用したいと思ってもできないことがある。そうしたときに、高齢者の事故が多くなっているという、そういったものにも繋がるんで、そういうふうに幅広く考えていただいて、この外出支援というものをせめて現状維持という形でやっていただきたいと、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○實友委員長 浅田健康福祉部長。

○浅田健康福祉部長 いろんな御意見があります。また、そういう中で、先ほども申しましたように、福祉としての担うところがどこなのかというところと、それから、一般的な公共交通的なことというところは、やっぱりきっちり議論した中で、結論として、ほならどうするのかというところを導く必要があるだろうなというふうに思っています。

言いましたように、財政のことも当然我々は事務方としては考えていく必要もありますし、福祉は福祉としてやはり支援の必要な方には支援をする、ただ、それが行政としてどこまで見るのかというのもきっちり議論する中で、それぞれ市民の皆さんにも理解をしていただく必要があるかと思っておりますので、全体的なところでちょっとお時間を今いただいておりますような状況です。

以上です。

○實友委員長 岸本委員。

○岸本委員 今の外出支援サービス、多分、私が監査の過程で1人の方に対して年間個人負担は10数万円ありますが、市の負担として200万円以上出しておるというのをちょっと見て、指摘したことが一つのきっかけとなったのかなというふうに思います。そういうことで、今部長が言われましたような形で財政も考え、また福祉のことも考え、また公共交通全般の中での位置づけ、そしてまた対象者の線引き、そしてまた個人負担の額とか、そういうことも考えた上で今見直しをしていただいておりますので待ちたいと思いますけど、ただ、私が言いたかったのは、ちょっとスピードが遅いなあということ。もう私が指摘したのは去年のずっと前だったので、もう今年、新年度には変わるのかなというふうに考えておったんですが、ちょっとスピードが遅いなあということだけ指摘しておきます。

以上です。

○實友委員長 浅田健康福祉部長。

○浅田健康福祉部長 御指摘のところは真摯に受けとめさせていただきながら、ちょっといろいろと部内でも検討させていただいております。また、公共交通につきましては、これは非常に大きな課題で合併後もう8年になりますけども、なかなか公共交通という形の中での体制というか、系統ができておりませんので、その辺が非常にネックといたしますか、その辺のところ非常に市民の皆さんにも御不便をおかけしていると。そういった方々がいわゆる今この福祉施策の中での外出支援サービスで支援をしていかざるを得ない、支援をしていっているというのが現状でございますので、その点も考慮に入れながら、いわゆる制度的なことを検討していかなければならないのかというふうには思っております。

以上です。

○實友委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 私は常日ごろ思うんですけど、この健康福祉ということに関しては、本当にどの部署もどんどん国からの法律が変わったり制度が変わる中で、ほんまに大変な部署であると思います。ますます少子高齢化が進んで、そしてまた医療、介護ということで一番今から先の重要なものであると思います。

先ほどからの外出支援サービスのことですが、持続可能な制度、それはどこら辺まで考えておられるのか。大体のどこ、線いうんですか、引きにくい部分があると思うんですけど、大体の部長の考え方というのをそれからちょっと教えてもらいたいと思います。

○實友委員長 浅田健康福祉部長。



○浅田健康福祉部長　どこが一つの目安かというのはなかなか引きにくいところがございます。今、金額で判断するのか、いや、対象者で判断するのか、それから行き先で判断するのか、いろんな角度がございますので、ただ、今も岸本委員さんのほうからありましたが、いわゆる公共交通との兼ね合いというところも当然出てきますので、公共交通とタイアップして制度が進めば非常にやはり福祉の守備範囲としては本当に外出が困難な方々に対する対応という中でいきますから、やはりトータルで考えていく必要があるだろうなというふうには思っています。ですから、きちりしたお答えにはなりませんけども、そんなところも考えていく必要があるという事で、ちょっと御理解いただけたらなと思います。

○實友委員長　岡崎委員。

○岡崎委員　私自身も例えば波賀町の人で、ずっと私の知り合いから知り合いという感じで、この外出支援サービスのことを相談受けたことがあるんです。その中で、やはり例えば今までだったら、私車運転できたんですけど、障がいが出てできなくなった。要するに、この外出支援サービスがまだ整ってなかった時の話なんですけど、これがもういいぐあいになって喜んでおられるわけなんですけど。

それと、何でもそうなんですけど、谷間におられる方ね、要するに障がいがつくなつたから、そういうことになった。ところが本人にしてみたら、例えば障がいの等級が本当に厳しいんですけど、まだ等級が上げてもらえないいうんか、そういう谷間におる人が今本当に悩んでおられるんですよ。そういう人も本当にどないしていったらいいかなあという、私らも個人的にどんどんそういう相談を受けるわけなんですけど、私の知つとる範囲でお答えしたり、もういよいよなつたら、当局の人に相談したりしよんですけど、そこらのとこをね、今からこれどんどん例えばこの健康福祉のことに関しては増えてくると思うんですけど、そこらのとこをどういうふうにご考えておられますか。

○實友委員長　浅田健康福祉部長。

○浅田健康福祉部長　高齢者65歳以上の方で介護認定を受けられている方が約2,500名と言いました。それからあと障がいのお持ちの方、いろんな身体・知的・精神、それぞれ等級は別としても約2,500名の方がおられます。そういった方々が全てということには今制度にはなっておりませんし、逆に今現在の利用者の方を見直す、例えばの話ですけども、例えば介護認定の中で要支援の方は今の制度から対象外にしようとした場合に、その方々の公共交通というのはどういうふうにご確保していくのかという議論になってきます。いわゆる地理的なことで今の神姫バス等の公

公共交通機関へのバス停も非常に距離が遠いんだという方々に対して、どうフォローしていくのかというところもございますので、なかなか福祉の外出支援だけを見直して、それに伴う対策がなければ、何も意味がございませんので、我々事務方としては大きなそれが一つのネックにはなっております。ですから、いろんな方々がおられますけども、やはり今言いましたように、福祉としてどこまでするのかという議論、それは全ての方々の御希望に沿えるのが、それが一番いいんですけども、それは非常にはっきり言いまして膨大な財政負担が伴いますので、果たしてそれがいいのかなというのは一つ市全体の中で、それは皆さんにも御理解いただけるんではないかなと思いますので、その辺がいろんな課題が山積しておりますので、これとって解決策は今議論の最中ですので、ここではまだお話できませんけど、今言いましたように料金体系、それから利用回数、それから対象者、行き先、それから混乗という制度かとれないのかとか、そんなことも含めていろんな角度の中で今いろいろと模索をしております。

以上でございます。

○實友委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 次に、がん検診のことで伺いたいと思います。がんは今、2人に1人がなって、3人に1人ががんで亡くなるという、そういうときに来ています。その中で、私の周囲にも本当にうちのも含めてなんですけど、がんで苦しんでおられる方がおられます。若くてもそういう今がんになる方が多いんですけど、それを予防したり、また早期発見することによって治療が可能になって、がんでも長生きできるという、そういう時代になっている中で、宍粟のがん検診に対する今の状況を教えてもらいたいのと、胃がんの関係でピロリ菌がよく言われます。私も実はおやじが胃がんで亡くなりました関係で、この間総合病院に行ってそれを調べてもらいましたら、大丈夫ですよということだったんですけど、ピロリ菌は保険適用に今度なったのかな。そこらも含めましてちょっとどういう姿勢でおられるのか、お聞きしたいと思います。

○實友委員長 答弁。中野健康増進課長。

○中野健康増進課長 がん検診につきましては、補足資料の26ページにがん検診の宍粟市の現在の受診率というのを中段にまとめております。各検診にそれぞれ対象年齢というのがありますので、その年齢に対して大体どのぐらいの受診率があるのかということを示しております。各がんとも受診率としては全国平均、県の平均を上回ったような状況です。その中で、毎年がんが各検診とも数名、合計すると年間20

名ぐらいの方のがんは発見されています。

このがん検診については、特定検診の会場で同日に実施できるようにして、広く受診を進めております。それから、大腸がんと子宮がんと乳がんにつきましては、5年に1回無料クーポンを交付しまして、受診率向上に努めています。ただ、がん検診については、進行したがんを発見しましても、なかなか治療の効果が上がりにくいということで、なるべく早く見つけるということで毎年検診を受けていただくことと、あわせて自覚症状がある方は検診を待たずに医療機関に行かれるようにというのは、日ごろのいろんな健康づくりの場で進めております。それから、がん予防の10カ条というのがございまして、そのようなものも常にいろんな機会に伝えるようにしております。

ピロリ菌に関しましては、集団検診にピロリ菌検査を取り入れるということも一つの考え方としてはあるんですけども、現在のところ、医療機関のほうで検査を受けられることを進めておりまして、というのが、集団検診でしましても、後々の治療というのがなかなかきちっとお医者に行ってしていただかなければ、1回の治療では終わらないんです。根気よく治療を続けないと効果が上がらないもので、集団健診をして、結果だけをお伝えしても、治療に繋がらない場合、全く無駄な検査になりますので、御心配な方は医療機関で御相談をされるように、今のところはお進めしております。

以上です。

○實友委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 そのピロリ菌に関して、要するに胃がんになる可能性いうんか、そこらのところはどういう状態なんか、教えてもらいたいんですけどね。それと、保険適用はあるんかないんか、今の現状で。

○實友委員長 中野健康増進課長。

○中野健康増進課長 ピロリ菌治療は保険適用になっていると思ってるんですけども、少しちょっとこの場で即答できる自信がないので、再度調べて回答させていただきたいです。保険適用になっていると思っているんですけど、ちょっと自信がないので確認させていただきます。

○實友委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 説明書の36ページの生活保護扶助費なんですけど、先ほど説明されたように、治療いうんか、そういう健康を損ねてやられた方が生活保護が増えているという話やったんですけど、この間もどこだったかな、質疑させてもらったんですけど

ど、生活扶助費いうんは、全国的にどんどん上がりまして、なかなか生活保護だけという言い方されますね、かいつまんでいうんか、全体でね。ここにはちゃんと8項目の扶助の内容が書かれているんですけど、この中で先ほども説明されたと思うんですけど、一番多く、このことによって生活保護になったということは、8項目のうちのどれになりますかね。

○實友委員長 浅田健康福祉部長。

○浅田健康福祉部長 具体的なことにつきましては担当課長のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、委員会資料の5ページを御覧いただけたらと思います。委員会資料5ページに生活保護の動向ということで、それぞれ過年度につきましては年平均、それから平成24年度につきましては月々で載せさせていただいております。

その中で、真ん中あたりに世帯類型別ということで、高齢者世帯が、2段書きにしていますけども、下が43世帯で上が40%、いわゆる上がパーセントになります。ですから、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯、これだけの世帯4類型で約8割が宍粟市における保護世帯の類型ということになってきております。ですから、特に生活保護費といいますが、今おっしゃいましたように生活扶助から教育扶助、住宅扶助、医療扶助等々ありますので、その世帯の生活全てをそれぞれ見ていくというのが生活保護でございます。特に医療費につきましては、やはり他施策は優先でございますけども、そうでない場合につきましては医療費全額が生活保護費で見る、いわゆる10分の10を生活保護費で見ますので、突出して特に医療にかかる費用が多くなってきております。生活保護費の扶助費全体に占める医療費の割合は6割強、多分そのぐらいになっておりますので、やはり高齢あるいは障がい、傷病の方々の世帯が多いということは、ひいては、そういう医療の扶助額が大きくなっているという状況であります。

以上です。

○實友委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 今説明を聞いてわかったんですけど、生活保護を受けている方は、この間も少し言うたんですけど、卑下しておるいうんか、されてるいうんか、例えば教育扶助なんかありますね。例えば出生率が低いと言いながら、片方ではたくさん子どもを育てている家庭には、教育扶助いうのが含まれているんじゃないかと、その世帯によって違うと思うんですけど。そういうことで私は不正受給は今年、平成24年度むちゃくちゃ増えたという、全体的にね。そういうこの間新聞に載ってしまし

たけど、そういう不正受給はこの宍粟市はきちっとやっておられるなど。担当者の課長にもいろいろと相談させてもらったことがあるんですけど、きちっとやっておられるなあということで、大変いい状態やなあと思いましたんですけど、何が言いたいかいうたら、生活保護でもいろんなことがあるんですよということを、みんなが市民の人が認識せなんだら、ただ、全体で生活保護を受けよって、パチンコに行っってギャンブルしてとか、そういうようなことばかり、飲みに行っってとかいうて、そういうことばかり主張される人がありますけど、ほんまに生活保護は困った人にやっぱり我々と同じように生活できる、そういう制度ができて、すばらしい制度や思うてるから、一つは不正受給とかそがいなことはないようにするのと、それからやはりみんながお互いに幸せになれるような、そういう制度であるから、そこらのところも認識していただくという状態でなかったら、僕はあかんと思うんですけど、そこらはどのようにお考えですか。

○實友委員長 浅田健康福祉部長。

○浅田健康福祉部長 いわゆる不正受給の関係については、後ほど担当課長のほうからお答えをさせていただきたいなというふうに思います。

生活保護世帯にいろんな世帯、ケースがございます。おっしゃるように、例えばの例なんですけども、なかなか部屋の片づけができない、掃除ができない、ですからもうごみもそのまま散らかったまま、そんなケースもございまして、ケースワーカーと一緒に汗水流して片づけるというケースもございます。それから、やはりどうしても保護になられたケースの中には、アルコールの関係とか、そういうことでなかなか生活ができないということでなられた場合もありますし、いろんなケースがございますので、自立支援、いわゆる生活保護は自立を支援していくんだという制度であるんですけども、自立というのが就労だけではなしに、いわゆるそういう日々の生活ができる、あるいはお薬の管理ができるとか、そんなことも一つ一つが自立支援でありますから、それぞれそのケースケース、その世帯世帯、個人個人に合った支援を今ケースワーカーを中心にやっております。

そういうことで、支援もそうですし、それから当然不正受給の関係もいわゆる所得調査であったりとか、いろんな扶養親族に対する調査、意向確認であったりとか、いろんなこともやっておりますので、その中でちゃんと収入があったら報告する義務があるんですけども、なかなか忘れた場合もありますし、報告がなかった場合もございますので、そんなこともそれぞれ指導というか、そういうものをしながら、それぞれのケースに対応しているというのが現状です。また、いわゆる不正受給関

係については担当課長のほうから説明をいたします。

○實友委員長 志水社会福祉課長。

○志水社会福祉課長 失礼します。生活保護の不正受給の内容は、宍粟市にも数件毎年発生しております。その状況は、内容は年金の早急受給の無申告、それから就労の状況の未申告というのが多うございます。生活保護におきまして、毎年所得が確定します6月に皆さんに申告をしていただくんですけども、それ以上に税の確認というようなことをしまして、税務課のほうへ源泉徴収とかそういう関係で情報をお伺いしまして、未申告があるじゃないかというような指導をさせていただいて、当然一括全額返還ですが、生活保護の家庭の方なので分割納付とかいうような形で承認して返していただいております。そういうのが全国的に積み積もって最近も新聞紙上で公表されておりましたけども、非常に悪意のあるような状況は宍粟市においては今のところ発生しておりませんので、今後ともそういう収入申告が必要ですよというような指導は強化していきたいと思っています。

それから、生活保護の状況で先ほど部長のほうからも申し上げましたが、非常にここ伸びてきております。今年度、平成24年度の決算見込みでは、医療費は特に70%ぐらいを占めるようになってきておりまして、今年の予算では生活保護費全体は2億7,500万円、このうち1億9,000万円が医療費となってきました。非常にこの辺は収入が少ないこともありますけども、収入が少ない中でおけがをされたとか、大病されたということで医療機関にかかれて、保険に入っておられないので、手術も受けられないというような状況になられるケースが非常に今年度は多うございました。対前年比でいいますと、医療扶助に関しましては入院の方が月平均で大方3人、それから外来では7名というような増加の方向であります。長期入院につきましては精神での入院というケースが多うございます。

それから、生活保護全体の世帯に関しても、先ほど資料を見ていただいたとおりでございますが、非常に今年度ぐらいから伸びてきております。全国的にも対前年度比、対前月比が伸びてきていますけども、都市部においては非常に伸びがややおさまってきておるような状況で分析しております。ただ、その伸びよりもこの周辺部の伸びは若干伸びてきておるようになっておりますので、今後とも議員のほうでも厚生分科会のほうで生活保護基準の見直しということも出ています。それから、それにあわせて生活困窮者の就労、自立支援のための新法の制定、これが先ほど委員さんおっしゃいましたように、谷間にあられる方々へ対する横の繋がりを強化する新たなセーフティネットをつくらうという国の方向が出ていますので、そこらを

よく見守りながら、健康福祉部でも例えば児童扶養手当の申請に来られた方に、ただお困りじゃなくて、こういう家庭児童相談室というのもありますよというような紹介とか、幅広い連携を持った対応をしていきたいなと常日ごろ職員も心がけてくれております。

以上でございます。

○實友委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 最後に、この今日の資料の一番最初の出生数の推移見たんですけど、本当に大変な状況になりつつあるなあということを思っています。

そういうことも含めて、今回、予算に不育治療費を予算化されて大変喜んでおられます。特定不妊治療の件とあわせてやっておられる。対象者は宍粟に2人ということなんで、先ほどの説明ではまだもっと2回、3回の流産の関係でそういうふうには14名ですか、そういうことです。これはその人らにしてみたら、本当に大変深刻な問題なんですよ。ある人が今から10年ぐらい前に若い人が家建てたいんですけど、子どもが欲しいから、それで家建てられんのじゃいう話、それだけ結婚したらやっぱり子どもが欲しい、これは誰でも普通の捉え方だと思うで、やっぱり結婚しても子どもができない人で悩んでおられる方はたくさんおられるわけなんですね。そういうことでこの制度は岡山の真庭市が一番最初にやられたんで、ずっと西日本に広がって、全国的には今50自治体、もっと増えとんかな。そういう状況になっていると。だから、宍粟市これを取り組まれて、すばらしいことであるなあと思います。今後どのような捉え方をしていっていいか、ちょっとお伺いします。

○實友委員長 答弁は。中野健康増進課長。

○中野健康増進課長 特定不妊治療に関しましては、大体15件前後ぐらいな申請があるんですけども、その方々のうちの6割ぐらいの方が出産に至っているのがここ数年の経過です。顕微鏡下での受精とか、すごくそういう産婦人科の技術も進んでおまして、安定的に技術が提供、それも宍粟内では専門病院がないんですけども、姫路市内、神戸近辺まで行きますと、たくさんの医療機関がそういう認定医の指定を受けて、治療が受けれるという状況になっておりますので、今の県の制度と市の制度を使いますと、通常の顕微鏡受精とか、そういうものはほぼ自己負担なく利用できる状況にありますので、これは特殊な治療を受けられる場合は自己負担が要るんですけども、通常の今の日本での不妊治療の範囲では利用者負担というのがあまり通常のお産にかかる経費と変わらない程度になっていると思っております。この制度に関しては、今後安定的に制度が継続するべきだと考えております。

今回、不育症治療につきましても、ちょっとなかなか不育症への定義というのが難しかったんですけども、国のほうがマニュアル等を整理したこともありますので、それにあわせて特定不妊治療とあわせての制度にさせていただくことで、安定的に制度が継続して実施できたらと思っております。

ただ、不育症治療につきましては、お医者さんの中でも、もう少し自然に任せましょうとおっしゃる方もいらっしゃるけど、パーセントとしては宍粟市で4人、5人という数になるんですけども、自然に任せよう判断をされる方もあると考えまして、2名で今回は予算計上しております。

以上です。

○實友委員長 岸本委員。

○岸本委員 先ほど外出支援の話が出たんで一つだけ言いましたけど、後がありますので。ページ45と46に家庭児童相談運営費と母子福祉事業があるんですが、ともに相当前年度より倍に近い予算がとってあるんですが、多分家庭児童相談運営費の場合は家庭児童相談システムの導入が大きな金額になっとなじまないかなと思いますので、どういうシステムなのかをちょっと説明してほしいと思います。

○實友委員長 中野健康増進課長。

○中野健康増進課長 本日配りました資料の27ページ、9家庭児童相談システムの導入というところでシステムの説明をしております。このシステムに経費として616万8,000円ということで、県の補助金上限500万円の事業を利用してこのシステムの導入を考えております。内容としましては、児童相談の方法というのが相談を受けて、ずっと経過を見ていきます。虐待であったりとか、いろんな課題があるんですけども、その経過を見ていく中で、24ページに書いております要保護児童対策地域協議会という協議会の中で経過を見ていきます。担当の家庭児童相談室だけではなく、要保護児童対策地域協議会、子どもであれば、学校の担当の先生だったり、校長先生であったり、虐待であれば警察も入っていただきますし、民生委員さんも入っていただいたり、あと県のこども家庭センターも入っていただいて、ずっと会議をしながら、その家庭をずっと見守りをしていきます。そして、必要なときには一時保護をしたり、必要なときには訪問をしたりというような形でずっと継続していきます。常に今のところ100ファミリーぐらいの家庭に家庭児童相談室でかかわっているわけですけども、その相談を受けた経過だけでなく、見守りを定期的にするのをきちっとシステムの中で管理をする、それから、この要保護児童対策地域協議会に出す資料を内容が決まったものがございまして、それをきちっとまとめて



システムの中で今はパソコンのエクセルでつくっているんですけども、システムの中からその書類が出ていく、それから進捗を確認できてない事例があれば、この事例については見守りができていませんよという形で警報というか、チェックが自動的に入るようなシステムを考えております。

○實友委員長 岸本委員。

○岸本委員 よく内容はわかりますけども、それが3台も必要なんですか。

○實友委員長 中野健康増進課長。

○中野健康増進課長 3システムというのは、家庭児童相談室の相談員2人と4月以降の予算の中に、もう1名、非常勤ですけども、相談員の確保を予定しております、各相談員のパソコンの中にそのシステムがないと、なかなか1台のシステムでは動きにくいものですから、3人が使えるようにということで、一つのシステムが3人のパソコンの画面にシステムが出てくるという形です。システムそのものは一つです。

○實友委員長 岸本委員。

○岸本委員 もう一つですが、母子福祉事業でこれは880万が1,700万近く増えとんどすけども、去年と倍ほど。その内容についてちょっと。

○實友委員長 浅田健康福祉部長。

○浅田健康福祉部長 具体的なところは担当課長のほうでまたお答えをさせていただきますけど、主なものにつきましては、いわゆる母子生活支援施設への措置費を予定しております。それが約1,000万、それと今、中野課長が言いました4月以降、臨時職員と言いましたけども、婦人相談も増えておりますので、その婦人相談員の費用もそこに計上させていただいております。主なものはいわゆる措置費です。

○實友委員長 岸本委員。

○岸本委員 最後ですけども、41ページのいきいき地域づくり事業なんですけども、これは多分1、2年前に始まった事業じゃないかと思うんですけども、城下のふれあいセンターを使つての話ですけども、あそこへ1人を、常駐がどうかわかりませんが、賃金212万ほどありますが、そういう人を雇つて、あその場所でせないかものなのか、本庁とか、あるいは学遊館でできないものなのか、人を使わずに。あるいはもしいい事業であれば、どんどん拡大していく予定があるのか。例えば各市民局なんかを使つてですね。城下なんかいうと、本庁に一番近いところなんですよね。そこでやって、ほかの地域でそれをいいことはしないということはおかしいと思うし、いやあ、どうしてもあそこでないといけなかったのか。いいことであれば

各市民局でやってもいいし、僕はあそこでわざわざしなくても、ほかの場所というか、本庁とか学遊館を使えばどうかなと思ったりしたんですけども、その辺どうなんですか。

○實友委員長 世良次長兼市民相談センター所長。

○世良次長兼市民相談センター所長 失礼します。いきいき地域づくり事業につきましては、資料の23ページを御覧いただきたいと思います。この事業につきましては、県の広域隣保活動事業というものを導入しております。その中で、この補助を利用するに当たって条件がありまして、通常でしたら、隣保館の運営事業と同等の事業を行うことで補助金をいただいております。その中で施設の規模の要件とか、それから設備に対する要件とかいうのがありまして、この事業を導入しましたのが平成22年10月に導入したわけですけども、そのときに県の人権推進課から施設の基準等の審査がありまして、防災センターとか、城下のふれあいセンターとか、いろいろ施設を見ていただいた中で、一番城下のふれあいセンターが規模的に合っているというところで、とりあえず城下のふれあいセンターの認可をいただきまして、そこから事業を始めさせていただきました。

特に、事業につきましては、23ページのところに書いてあります上から順番なんですけども、相談事業、社会調査研究事業、それから啓発、広報活動事業、地域交流事業、地域福祉事業、周辺地域循環事業、この6事業につきましては、必ず実行するという中で補助金をいただいて活動を行っているところでございます。

以上です。

○實友委員長 岸本委員。

○岸本委員 この事業に限らず県や国の補助があるさかいそういう事業をやって、市も持ち出しをするということを全部やる必要は僕はないんじゃないかなというふうに思います。どうしても持ち出しせないかんわけなんで、100%いうことはありませんのでね。だから、こういう事業は本当に相談事業とかいうのは、そこでわざわざ開設しないとできなかつた事業なんかなという気はしとんですけども、本庁でも場所はあるわけですしね、その辺はどういうふうにお考えなんかなと思います。

○實友委員長 浅田健康福祉部長。

○浅田健康福祉部長 具体的なところは担当の次長のほうからまたお答えもさせていただきたいと思いますが、このいきいき地域づくりの事業の中で地域の交流事業というのも一つの大きな柱の事業になっておりますので、その中でいろんな方々が交流していただく中で、やはり地域づくりをしていただくというのも一つ大きな

柱かなというふうには認識をしております。

それから、今は1カ所でございますので、いわゆる職員は常駐はしておりませんので、場所へ出向いてそこで事業を実施するという形をとっております。ほかの各市民局への拡大につきましても、これも平成22年10月からの事業ということで、実質的にこれで2年半の経過になりますので、そういったことも踏まえた中で、当然スタッフの問題、それから施設の問題も出てきますので、そんなことも含めてこれまでの2年半の実績の中で、今後どうしていくのかというのが一つの私たちへの課題になっておりますので、その点はまた、なかなか拡大も難しい状況にあるのかなというふうには思いますけども、その点もひとつ課題として捉えております。

以上です。

○實友委員長 世良次長兼市民相談センター所長。

○世良次長兼市民相談センター所長 相談の場所というところの件なんですけども、相談の場所につきましては、とりあえず本庁と、それからふれあいセンターで行っているわけなんですけども、移動相談というところで、城下地域が中心なんですけども、南中校区なんですけども、そこの自治会の公民館をお借りしながら、昨年より月1回程度なんですけども、そこそこの公民館をお借りして移動相談という形をとりながら相談に乗らせていただいているというところでございます。

○實友委員長 時間が長時間になりました。ここで一度暫時休憩したいと思います、これ以降たくさん質問ございますか。

(「ある」の声あり)

○實友委員長 それでは、10時45分まで休憩とさせていただきます。

午前10時29分休憩

---

午前10時44分再開

○實友委員長 それでは、おそろいでございますので、ちょっと時間早いんですが、始めさせていただきたいというふうに思います。

まず最初に、ピロリ菌につきまして、部長のほうから御報告がございます。

浅田健康福祉部長、どうぞ。

○浅田健康福祉部長 先ほど岡崎委員さんのほうからありましたピロリ菌の保険適用につきまして、検査と治療それぞれありますけども、具体的のところは担当課長のほうから申し上げたいんですけども、ピロリ菌の治療につきましては保険適用ということになっておりました。

以上、御報告させていただきます。

○實友委員長 中野健康増進課長。

○中野健康増進課長 ピロリ菌の先ほどがんになりやすいかどうかということをおっしゃっていたんですけれども、これはお医者さんによってピロリ菌とがん発生は全く関係ないとおっしゃる先生と、関係あるという先生と両方ございます。ただ、ピロリ菌が大体日本人は4人に3人ぐらい持っていて、ピロリ菌がいるとちょっと胃が荒れやすいとか、胃の症状が出やすいと言われているのは一般的に言われていて、ピロリ菌の検査そのものは胃の症状を訴えていくと、医療機関で保険適用で検査をされることもあると思います。その症状によってお医師さんの判断で検査がされる場合もあるし、お医者さんの判断でピロリ菌の検査はされない場合もあると思いますけれども、そういうような状況です。

ただ、健診としてピロリ菌の検査をしますと、保険適用にはならないです。人間ドックを受けるときと同じ感じで、人間ドックに医療保険が効かないと同じで、ピロリ菌検査も、ただその検査をしてくださいという形であれば、保険適用にはならない状況です。

以上です。

○實友委員長 よろしいですか。

秋田委員。

○秋田委員 たくさんの範囲が広いんであれなんですけど、部長の冒頭の説明の中のところ私思うのは、治療費、いろんなどころの負担もありますが、全体には治療よりも予防という観点で全体を運営されたらいいのではないかなと。この点ちょっと部長のお考えをお聞きしたいんです。各施策いろいろ出てますけれども。

○實友委員長 浅田健康福祉部長。

○浅田健康福祉部長 おっしゃるとおり予防というのも一つの大きな柱になろうと思います。まず、健康の問題、予防接種あるいは子どもが出生からお亡くなりになるまでというのを冒頭申しましたように、この平成24年度で健康管理システムという、またシステムを新たに整備をさせていただきましたので、個人もそうですけども、御家族全体としてその健康が見れていくということですので、いわゆるその年代年代、ライフスタイルによってやはり予防接種であり、それから健診結果のフォローというのもまず一つの大きな柱、重要であろうというようなことを思っております。

それから、もう1点、介護予防、先ほどもある委員さんからもありましたように、介護保険事業会計に占める予算的な割合というのは非常に少ないんですけども、や

はりその重要性というのは担当も含めて認識しておりますので、できる限り長く元気でいただける状態をやはりつくっていく。取っかかりは行政でいろんな立ち上げというのはしていく必要があるだろうとは思っています。ただ、ある程度の落ちつきが出た段階では自治会なり地域の中で自主的な運営をしていただく、健康体操であったりとか、ウォーキングであったりとか、そんなことも自主的に地域で取り組んでいただける体制をやっぱりつくっていく必要も我々の仕事かなということで、今それぞれの担当も委託も含めてですけども、そういう取り組みもしておりますので、今後、継続して実施をしていきたいというふうには思っています。

以上です。

○實友委員長 秋田委員。

○秋田委員 その点の解釈は私の思いとほぼ変わってませんので、続けて努力していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それから、ちょっと説明書にかかわるところのページ34の上段の社会福祉協議会補助事業のところで少しお尋ねいたしますが、ちょっと私が内容を十分把握してませんので誤解があったり、間違いの指摘かなと思うたりもしますが、このちょっと微妙な表現なんですけど、この事業内容のところの職員10人分、それから次の行のところの合計11人分という、この分というのは僕は少し気になって、今この質問をしているんですけども、6,253万円の補助金というのは、実態は10人なんですか、それとも15人とか8人とかいう、実態はどうなんですか。

○實友委員長 浅田健康福祉部長。

○浅田健康福祉部長 社会福祉協議会の職員数等々については具体的なところはまた担当課長のほうで答えをさせていただきます。

社会福祉協議会も法人運営の部分と、それからいろんな介護であったりとかいう、いろいろ事業所の業務も行っておりますので、いわゆる事業所としての職員の人件費については当然事業所運営の中で賄っていただくというのを基本にしております。ここに上げさせていただいているのは、いわゆる宍粟社会福祉協議会の法人運営の人件費として、それは直接的な事業運営でなしに、社会福祉にかかわる施策を推進する職員の人件費でございますので、その部分については市の財政的支援を行っている分ですので、具体的には担当課長のほうから申し上げます。

○實友委員長 志水社会福祉課長。

○志水社会福祉課長 社会福祉協議会への人件費補助のシステムにつきましては、社協さんのほうから法人運営で6人、それから地域福祉事業で4人、合計10名、それ

プラス、ボランティアコーディネーター1名分の人件費の報告を毎年度予算編成時にいただきます。そして、それをもとに、その職員を市の職員の給料基準に置き替えまして、その人件費を補助対象として積み上げたものがこの主要施策に係る説明書の金額でございます。きっちり市の職員と同じ給料体系ではございませんので、法定福利費、全社協の退職手当組合費、これにつきましては社協さんの基準を認めております。それ以外につきましては、市の職員に置き替えた分で市の基準で額を積み上げておるところでございます。

以上です。

○實友委員長 秋田委員。

○秋田委員 内容的には今の説明のとおりかも知れませんが、6,000万円を超える金額でありますし、市の職員に置き替えてという給与体系その他の補助ということであれば、思い切って市の職員として採用して送り込むとか、そういうことにはならないのですか。お金が同じ公金で給料を払うんだったら。

○實友委員長 浅田健康福祉部長。

○浅田健康福祉部長 社会福祉協議会も給与表というのは独自の給与表をつくっております。ですから、当然同じ年齢で同じ経験年数であっても、やはり当然給料には差が出てきますので、その分については市の職員より少ない分については当然その額、それからこれまでの社会福祉協議会の運営の経過の中で年齢がいつている職員なんですけども、当然市の職員は給料が今までベースアップがとまったりとか、そんなこともしていた関係もありまして、若干差異が出てくるときもありますので、その分については市の職員に置き替えるということ。ただ、社会福祉協議会は社会福祉法の中での位置づけの法人でございますので、やっぱりその法人としての存在意義といいますか、柔軟な対応とか、いろんなことができますので、それは社会福祉法人として、それは必要な組織でありますから、行政の組織の中に一つ組み入れるというのは、いろんな課題もあるのかなというふうには思っております。

ただ、社会福祉法人としての行政からの当然理事等の参画もございますので、やはり、それは行政が担う福祉の分野と、それから、あと実働的な福祉の事業を遂行する社会福祉協議会と当然タイアップも必要になってきますので、そういった観点の中で人件費的な支援を行っております。

○實友委員長 秋田委員。

○秋田委員 今、答弁された中で、社会福祉協議会をどういうふうに位置づけするかということは議論が必要だし、残っているとこだという説明をされましたわね。私

思うのは、必要であるならば必要であるとして、市に組み込むなら組み込むという判断が出れば、それは補助というよりは職員待遇にするという方向が一つと、それから、福祉協議会だからというんじゃなしに、これは公金を使うという意味からいうたら、給料を払うという意味では、その教育関係も農業関係も林業もね、商業もね、平等なわけですから、福祉協議会だけがこの金額ということにはならないしね、補助対象を人件費、設備を買って提供するとか、そういうことじゃない、人件費に相当するものを補助とするといったら、教育関係もほかの部門もいっぱいあるわけですからね、ここ福祉協議会だけがその対象で、桁が少し大きいですから、お金の使い方としてはうーんなというふうに私は今見よったんです。だから、それは今申し上げたとおりに、ほかの部門もそれで補助をもらえるならば人件費でカバーしていただきたい、そしたらもっと働けるのという部門はたくさんございますから、そういったものと、どういうふうに位置づけするかいうことは、もう一度当局で位置づけの議論はしていただきたいというのが一つです。

それから、年間に6,000万に余るものを提供するとしたら、その評価ですね、投資とは言いませんけれど、補助を人件費10人分、じゃあ10人分は1年間どういうふうに働いてくださったんだということを年末に部長のところへレポートはあるんですか、成果の。

○實友委員長 浅田健康福祉部長。

○浅田健康福祉部長 1点目の補助対象の考え方、補助金ですからいろんな考え方がございます。他の市の状況も見ますと、いろんな考え方があるのはそれは事実でございまして、今宍粟市としては社会福祉協議会の運営については、やはり社会福祉協議会の法人としての存在の必要性の中で、今こういう人件費を見ていこうという考え方をとっておりますので、おっしゃるとおりいろんな補助対象の考え方、補助金の基準のことについては考え方があるというのも、それは一つの方法でありますので、それは将来的にもこの考え方が果たしていいのかどうかというのは当然見直しもして、結果としてこのままいこうということも一つの方法ですし、いやいやトータル今11人やけども、もっとせなあかんという場合も出てくるでありますし、いやいやもっと減らしても大丈夫じゃないかという議論も当然出てきますので、それはその都度やっぱり必要であると思っています。

それから、評価ですけれども、やはり法人ですので、法人の理事会、評議会の中でそれぞれ収支の活動報告であったり、決算・予算のいろんな審議もされております。その中にも市の職員も加わる中で理事会あるいは評議委員として加わった中で、法

人の運営の中にも参画をしておりますし、当然、補助金を出しておりますから、その実績報告というのはいたゞいております。その中でチェックといいますか、報告を見させていただいた中で、最終精算をしている、いわゆるほかの補助金と同じようなシステムをとらせていただいております。

○實友委員長 秋田委員。

○秋田委員 回答のとおりで一度当局ではほかの商工業及び教育関係、ありとあらゆる部門ありますんでね、こういうパターンでもって人件費相当で出す場合の位置づけをもう少し議会サイドにも、こういう基準でこうしていると、これによって増えるからもう少し増やしてくれと、精査したら不用だから、今年は何ほが減らすとかね、そういうとこの明確な使い方を決めていただきたいと思うんですね。これは参考の意見で、今年の予算に生かされなくとも、来年の予算に使っていただきたいと思うんです。

こういう文言としては、ボランティア活動のサポートいうところへ専従職員で226万ということは、これはボランティアではなくなりますんでね、逆に言えば。ボランティアする人はボランティアで職員は給料とっているんだというたら、ボランティアやっている人はただ働きになってしまいますからね。そういった意味合いでは若干不都合だなというふうに今見ました。成果はそれなりに監査もあるでしょうからやっていただいて、とにかく位置づけを当局で検討するというところに解釈いたしまして終わります。

○實友委員長 よろしいですか。

ほかございますか。

岡前委員。

○岡前委員 介護保険の関係で、資料の18ページのところに1次予防、2次予防、介護保険の特別会計の21ページには介護予防サービス給付費というふうなことで、25ページにはそれぞれ1次予防費、2次予防費というふうな形で予算が上がっているんですけども、それで一つ聞きたいのは、宍粟市内の全ての65歳やったら65歳以上のお年寄りというのが、全て何らかの格好で手のひらの上に乗っておるというふうな状態になっておるのか、そのあたりはどうですか。

○實友委員長 浅田健康福祉部長。

○浅田健康福祉部長 具体的なところはまた課長のほうからお答えをさせていただきます。ただ、今かかわっておるのが委託も含めてですけど、職員直営の分とかですから、全てまでのカバーというのはなかなかできていないというのが現状かなと思



います。ちょっと具体的には、課長のほうから。

○實友委員長 藤井高年・障害福祉課副課長兼地域包括支援センター室長。

○藤井高年・障害福祉課副課長兼地域包括支援センター室長 失礼します。1次予防というのが例えば広く啓発とかの活動もありますし、簡単な健康教室とかもあります。そういった事業につきましては全住民、全ての高齢者が対象ということで、例えば健康教室の募集とかというのもかけさせていただいております。

それから、2次予防のほうは少し支援が必要ではないかという方を対象としておりますので、健診の際のチェックリストとか、訪問した際のチェックリストによってそういう方をスクリーニング、抽出をしまして、そういう対象者の方に事業の御案内をするというような形になっております。

以上です。

○實友委員長 岡前委員。

○岡前委員 1次予防的などこで、市としてのここに書いてあるのであれば、老人会の健康教室とか健康づくり事業とか元気アップ教室等、事業名が書いてあるんですけども、これらがその下の平成25年度の取り組みというところに書いてあるように、各自治体の公民館を活用して身近な場所で参加してもらいやすいようにすることやと思うんですけども、そういうときに、その地域の対象者の方が全て来られているかどうかということがちゃんとチェックできているかどうか。結局、そういうところに積極的に参加される方はまだいいんですけども、問題になってくるのは、そういうところに参加されない方ですよ、家の中に閉じこもりきりになっておられる方のほうが、そういう機会に無理やり連れ出してというわけにはいかないでしょうけども、よっぽどのいろんな働きかけをして、そういうところに参加してもらうように動議づけていくということが大切になってくると僕は思うんですけども、だからそこまで手が回るとんかなと。とにかく一般的な声かけをして、来れる人だけ来てくださいというのであれば、そういうふうに直接自分の意思で行ける人は行ってんやね。でも、本当にターゲットを当てなあかんとこには、そういうふうな予防事業というのが生きてきてないんじゃないかなというところがあるんで、そのあたり。

○實友委員長 答弁を求めます。

浅田健康福祉部長。

○浅田健康福祉部長 おっしゃるとおり、例えば65歳以上の方が全てが参加されるかどうかということは、これは非常に難しいと思います。現実的などこを言いますと、今言いましたように、対象の方はこうですよというお知らせはしますけども、参加

するしないはそれぞれの御本人さんの意思も当然ありますので、結果としては呼びかけはさせていただきますけども、実質的には参加される方はそのうちの何割かというのが現実。

ただ、ここに書いておりますのは、やはり遠くて、例えば広いエリアの中で1カ所ですというのなかなか逆に出たくても行きにくいということもありますので、やはり歩いて行ける、身近なそういう自治会の区域を一つの単位とする中で、そういう健康教室等々を開催するほうがより多くの方に参加していただけるという考えのもとで、やはり一つは自治会を中心としたそういう単位の中で開催をしていきたいなど。当然、行政の人間も限りがありますので、立ち上げについては当然努力はするんですけども、具体的な運営は、徐々にはそういう自主的な運営もしていただきたいと、そういう方向に推進するといえますか、そんなことの取り組みが必要だというふうな考えで今現在もそれぞれ少しずつですけども、拡大と推進に努めているというのが今の現状です。

○實友委員長 岡前委員。

○岡前委員 それと、この前本会議でも質問したことなんですけども、障害者のサービス一覧ということで、資料の15ページに今宍粟市で提供しているサービスということであるんですけども、この前も言ったように、障がいを持っておられる方一人一人必要なサービスの種類であるとか、程度であるとかが違うわけで、それでこの前も確認したように、障害者福祉サービスについての提供責任はあくまで市側にあるということなんですよね。要は、言いたいのは今年から放課後デイやとか、タイムケアも含めてそうですけども、それらがこの前も言ったとおり、さつき園のほうで4月1日からオープン予定が遅れることによって、正式な格好ではオープンはできないけども、でも、どうしても必要な方があるということで、4月1日からは受け入れを始めようという体制を整えつつ、準備されていると思うんですけども、それで当然ここで言う児童デイサービスとか、あと日中ショートステイとかというふうな事業項目でもしやられるとすれば、それなりの基準に合った職員配置をしなければならぬと思いますし、そしたら、それに付随して当然人件費が必要になってくると思うんですけども、そういう部分での市としての財政的な支援というのはどういうふうに考えておられるのか。

○實友委員長 浅田健康福祉部長。

○浅田健康福祉部長 一般質問の中でもお答えさせていただきました。自立支援法の改正に基づきまして給付に加えて地域生活支援事業とか、そういうのを並列という

言葉が正しいのかどうかわかりませんが、それが必須事業になった。当然これまでについても任意事業とする中で実施しております事業も多々ございますので、あわせて充実した中で対応していこうと。

それから、当然、法の趣旨に基づきまして一人一人の障がいの種類もありますし、障がいの支援区分もありますから、その部分についてのサービスの利用計画等も当然立てていく中で対応していく。ただ、言いましたように、この市内全ての中で完結ができるのかどうかというのは、これはまた一つの議論だと思います。当然市内の中で全てが完結できればそれにこしたことはないんですけども、やはりそれはなかなか非常に難しい、西播磨の圏域等々の中で、広い圏域の中でそれぞれ対応すべきものも当然出てこようかと思っておりますので、そういった中で対応をさせていただくことになろうかとも思います。

それから、具体的なさつき園の話が出ました。お答えもさせていただきましたが、この施設整備ができるまでの間というのは非常に対応する場所のこともありますので、それは非常に体制が整わないというのも十分認識しておりますので、その部分につきましては施設側とも相談させていただきながら、状況を見て判断をさせていただくということでやりとりをさせていただいております。

今回、平成25年度の予算につきましても、さつき園が新たに整備される、その中で放課後デイ等々、日中ショートも利用できるような施設、いわゆる設計変更もしましたし、その設計変更に伴う整備費用についても市のほうで財政支援をするという認識で予算も承認させていただいておりますので、そういったことも含めた中で平成25年度予算についてはその部分についても予算案の計上もさせていただいておりますので、できた段階での対応とできるまでの対応というのは十分状況を見て検討はさせていただきたいと思っています。

○實友委員長 岡前委員。

○岡前委員 それで、今、問題になるんは、できるまでの対応やね。せやさかいに、困ってんは3月31日まではタイムケア事業が利用できるけども、4月1日以降は中学生になる子どもさんは利用できないということやね。せやさかい春休みの最中の4月1日以降については、今さつき園が対応してくれてなかったら、その子は行き場所がないわけやね。だから、そういうふうな形でやむを得ずさつき園としては取り組まなあかんというふうなことで頑張っておられるわけですよ。せやさかい、正式に施設は10月にできるぐらいになると思うんですけども、できてからは本格稼働でいいんですけど、その間の人件費であるとか、もろもろの諸経費である

とかいうことについては、市としてその制度に基づいた形での当然財政的な費用というものは出していくわけですよ。

○實友委員長 浅田健康福祉部長。

○浅田健康福祉部長 施設ができるまでの間のことについては、施設側とも相談させていただいて、幾ら幾ら、どうのこうの、今現在は具体的などこまではいってませんが、今の状況、施設ができるまでの状況というのは、特別な事情があるということで、それまでの間については相談しながら対応をさせてもらうということで、今やりとりをさせていただいております。

○實友委員長 岡前委員。

○岡前委員 それと、部長が先ほどの説明の中で、障害者の福祉サービスというのは多岐にわたるから、市内で完結できるかどうかということは保障できませんよみたいな言い方をされたんですけども、でも、この前も私長々と理念を読み上げましたけども、あの理念からいうと、その障がいを持った方がまずはどこに住むか、誰と住むか、そういうことも含めて自分で選択をして、それでその人が自立した生活ができるように必要なサービスを提供しようというのが法の理念なんやね。その法の理念を保障するために、市としてこんだけのことはサービスの提供義務があるわけですよ。ですから、そこをしっかりと抑えてもらわなったら、このサービスはうちとこがないさかいちょっと我慢しといてえなど。極端な話でいうと、タイムケアでああいうふうなトラブルがあったと、事件があったということになって、本来はタイムケアを利用できるのに、利用を市のほうで遠慮してくださいというふうな形をとって、それで今度はさつき園でお願いできませんかというふうなことで、市としてお願いもされてるみたいですけども、その場合、タイムケアで必要な自己負担額と、今度は例えば日中ショートやとか放課後デイとかで要る費用というのは、当然自己負担額が違ってくるわけですよ。だから、そういう部分でも必要なサービスを自分で選択して、本来は受け入れるというのが建前やのに、市の都合でこのサービスは受けられませんよとかいうことになっておるんだすれば、そのあたりの負担金の公平性ということもしっかりと考えてもらわんと僕はあかんと思うんやけどね。

○實友委員長 浅田健康福祉部長。

○浅田健康福祉部長 私が市内での完結云々の話をさせていただきましたのは、市内で保障しないという意味ではなしに、市内で全ての施設、例えば施設整備が完結するかどうかというのは、それはなかなか難しい、ですから、やはり受け入れという

サービスを使っていたり資源としては例えば西播磨というか、広い圏域の中で考えていく必要もあるという意味合いで申し上げておりますので、その点は御理解いただきたいなと思います。

あと1点、当然、法の目的あるいは基本理念の中にもそれは当然うたわれております。ただ、言いましたように、やはり可能な限りの中で当然対応するというのが法の趣旨でもあります。それは重々わかっていますけども、ただ、言いましたようにお一人お一人、全ての方にこの宍粟市というこの規模の中での対応ができるかどうかというのは、それはできないことも当然出てきますので、その部分については広い圏域の中でという意味合いですから、それは御理解いただけるのかなとは思いますが。

それから、もう1点、今回タイムケア事業は廃止します。そしたら、当然、今度利用される方の4月からの状況がありますので、そういうお一人にかかる利用者の負担、当然原則1割、所得制限の中で限度額がありますから、その中で御家族の方ともお話し合いをさせていただく中で、それではどういうことがいいのかなどのもお話し合いもさせていただいておりますので、実質さつき園のことに限定のお話ですので、個々の部分についてはそれぞれ個々の中でお話し合いもさせていただいて進めておりますので、その点で御理解いただけたらなと思います。

○實友委員長 岡前委員。

○岡前委員 いくら議論してもしやあないですけど、ただ、今さつき園のことを挙げたのは、今現在さつき園のことが緊急課題になっているから挙げたということであって、福祉部長として僕はやっぱりこの間の支援費制度ができて、障害者自立支援法ができて、その障害者自立支援法が憲法に違反するやろうということで違憲訴訟が起きて、前の民主党政府と和解が成立して障害者も含めた総合的な障害者福祉の法律をつくろうというふうなことになったんやね。それを一方的に政府のほうで障害者自立支援法を改正という形で置き替えてしまったわけやね。置き替えたんやけども、ある意味前進面というのは僕が言うたような、ああいう基本理念をしっかりさせたことなんかは評価ができるわけですよ。だからこそ、せっかく法律に明記された基本理念は、やっぱり宍粟市として、宍粟市内に住み続けたいと思われる障害者の方については、その人が住み続けられるためには、こういうサービスが必要や、こういうサービスが必要やというふうなことになると、そら施設の場合は難しいと思いますよ。ただ、この人をケアするだけのために一つの施設をつくるなんていうことは無理やけども、ただ、在宅で生活したいということになると、その方

が在宅で生活するための支援というのはいろいろな組み合わせで可能なわけですから、だから、そういう意味で少なくとも宍粟市に在宅で住みたいという方については最低限、市として保障をしていくというのが法の趣旨やというふうな理解をやっぱり部長としてもしてもらいたいなと思うんですけど。

○實友委員長 浅田健康福祉部長。

○浅田健康福祉部長 障害者の福祉に関する法律の話ですので、これは国政の中でいろいろと議論された結果でございますので、私のほうからコメントする立場にはございません。ただ、いわゆるこれまでの障害者措置から支援費制度、いろんな変遷を踏まえた中で、利用負担、1割負担だったものが所得制限の限度額を設けられたというのは一つのこれまでのそれぞれの議論の中での成果だろうというふうに思っています。

それから、今回、支援法の一部改正という中では、いろんな新たな制度、いわゆる必須事業というのにも明記されましたので、それは法の趣旨にのっとった中で当然我々福祉分野における担当としまして、その目的に沿った事業展開というのにも当然していく必要もありますし、それは認識しております。

昨日も自立支援協議会の委員さんを中心に、法の改正もありましたので研修会もさせていただく中で、一緒に今後の障害者福祉のいわゆるメニューも含めた中でやはり自立支援協議会を中心としていろいろと協議をしていく必要性というのにも新たに一緒に勉強させていただいておりますので、そんな中でそれぞれの個々の障がいの種類、程度によっていろいろと変わってきますので、それはもうそういう本人あるいは家族の方との意見を調整する中でどういう利用計画が必要なのか、どういうサービスが必要なのかというのは、そこで出てくる問題でございます。ですから、当然地域の中で暮らしていきたいということになりますと、その中でどういうことができるのか、それは利用計画を一緒に考えていく中でサービス提供をしていく必要があるというふうなことは認識しています。

以上です。

○實友委員長 よろしいですか。

ほかございますか。

岩路委員。

○岩路委員 朝から当局の方、予算に絡みまして熱心に御説明をいただいて、委員のほうからもいろいろな質疑が出まして、熱心に審査されとるわけですが、人間、生まれる前から灰になるまでの大変広い分野、部長の言われるとおり、大変御苦労さ

さんだなあとというように思っています。

若干お尋ねなり意見を言わせていただきたいんですが、この地域福祉計画の見直し、策定をしなければならんということで、予算額としては300万円、200万円の委託料を含めた金額で、この金額そのものが多いとか少ないとかということじゃないんですが、この福祉計画の見直しということは大変大きな仕事であることは間違いのない。それに絡むいろんな意見も出されたし、議論もされたんですが、まず部長の見直しを図られる福祉計画の福祉という概念はどういうように捉えておられるのかなあとというように思うんです。

それはどういうことかということ、俗に福祉国家とか、社会福祉とか、福祉という言葉も非常に広範に使われるわけですね。行政あるいは所管される福祉という分野というのは、ある程度は限定的にお捉えになっている。しかし、地域福祉計画ということになってくると、ある部分、今所管されている分野から踏み出したり、あるいはほかのところを包含的に考えなければ、所管される分野の事業目的が達せられないというようなことも関連してたくさん出てくるわけですね。たまたま岸本委員が指摘されたようなものなんですけど、この福祉計画を見直していかれる上における福祉計画という概念は、部長はどういうようにお持ちかということをちょっとお尋ねしたいと思いますね。

○實友委員長 浅田健康福祉部長。

○浅田健康福祉部長 地域福祉計画、地域福祉というのは非常に幅広い意味でありますので、明快な、こうやということにはお答えができないかもわかりませんが、私が捉えているのは、地域福祉というのは、一つ仕組みづくり、地域づくりだという認識は持っております。その地域でそれぞれ暮らしておられる方々が共同して豊かな生活を送るための地域づくり、その仕組みをつくっていくのがこの地域福祉計画だというふうな認識で捉えておりますので、まず、いろんな方々が参画する中で、自分たちの地域はどういうふうにしていこうよという、そういう仕組みづくりを推進していく計画というのをつくっていきなというのを思っております。

○實友委員長 岩路委員。

○岩路委員 そういうように限定せずに、地域づくりという限定で、単なる所管に限定して狭くこの地域福祉計画を捉えないでもらいたい。それについては部長も同じようなお考えを持たれているので、大変よかったなと思います。

それで、僕はこの地域福祉計画をおつくりになる上において、ここへ見直しの必要性ということと、見直しの内容ということが箇条書きされてますね。この中で、

僕は、今部長が言われた福祉計画の概念あるいは方向性と若干限定的に捉え過ぎているんじゃないかなあと思うものがあるんで、お尋ねするわけですけど、見直しの必要性の中に二つ（２）で核家族化・少子高齢化の進行により地域福祉力の低下が進み、いわゆる公的サービス、公助でカバーできない地域の協調、家族の情が高めるんやと、こう書いてあるわけですね。ここが僕は概念として非常に不明確だと、もっとはっきり言われるべきだと思うんです。

なぜならば、いわゆる福祉の問題というのは、根底というのは、いわゆる憲法で規定している国民の権利と義務の裏返しの部分で非常に深い意味も持ってるし、分野も広いです。昔はこの福祉政策というのが進まなかった時代というのは、家族が家族をみるのが当たり前やったんですね、ごく普通のことだった。隣近所でおっちゃんやおばちゃんや、よそのおじさんやおばさんが手助けしてくれることはあっても、基本的には家族が家族をみるという原則だったですね。それがそうはいかなくなっただということは現実問題なんです。だからこそ、僕はこの地域福祉計画をつくっていただく根底には、やはりこの国の権利と責任という裏腹の関係にありますけども、そういう少子化、核家族化、高齢化の中でいわゆる住民の日常の福祉というのは、家族に、あるいはそういう親族だけでは頼り切れなくなったという現実を踏まえて、公助をどうするということが、まず根底に置かれるべきだろうと。しかし、納税の義務に支えられた反対給付だと言いつつも、税で支えるには限界があるということは国だけじゃなくて宍粟市も同じだと思うんですね。税金で全てやるというのは難しい。しかし、ここまではやりますと、ここからは地域の方、家族の方が負担すべき、責任持つべき分野ですということを明快に打ち出すのが大事だろうと思うんです。福祉計画を進める手順で言えばですよ。僕はそれを思う。

ですから、まず、部長が言われた地域づくり、広範に福祉というものを捉えてどういう地域をどういう住みよい、この宍粟市の中にそれをつくっていくかということとをまず行政が、特に所管部の部長以下が主体性を持ってこういう社会をつくるんだと。それは教育であつても、生活扶助の問題から、今起きている育児の問題、もろもろの分野全てをこうありたいんだというものを僕はまず皆さん方が中心になってまとめてほしいなど。そうなったときに、その政策に対して当然国のこれは責任がある分野ですから、税をまた投じて、国があるいは県がこの分野のここまでは制度の上でこれだけの裏づけをしてくれている、だから、ここは公的にカバーできるという分野が恐らくあらゆる分野で全部見えてくると思う。

そうなったときに、当然国が国民の福祉のために法で、制度で決めた以上はやら



ないかんことなんですけども、これも十分でない。ならば、ここは市として特にやらないかんなどというのが、その次に財源なり財政の裏づけとして出てくる。しかしながら、それでも限度があると。限度があるとするならば、これは家族が、地域が、あるいはボランティア団体が、そういう各種団体が支える部分はここなんですよというように絞り込んでその住民とともに合意のできるものにつくってもらいたい。ああ、なるほどこれはわしらがやらなしゃあないがいと、地域でこれやらなしゃあないがいと、これほうっとかれへんがというところがわかりやすく見えるような資料をしっかりとつくりいただいて、そしてここまでは国なり県なり市なりという、いわゆる税を使ってやるところではここまではやるんです。やれるんです。しかし、これはできませんというものをしっかりと浮かび上がらせて、お金の面では住民に御提示をいただく、そして、それを我々住民が受け持つ分野はこうなんだということをお知らせする形の中で計画をつくっていただくと、あらゆる市の行政を進めていっていただく上において、その福祉の計画、皆さん方が人間というものを捉えたときに大事だというものがその中核に浮かび上がってくるんじゃないかなあと僕は思うんですが、そういう進め方をひとつ是非今の一生懸命やっていたいておる皆さん方の総意で総力を挙げて、そういう提示の仕方をしていただきたいなあとというように思うんですが、どんなですかね。

○實友委員長 浅田健康福祉部長。

○浅田健康福祉部長 私、地域づくりというふうに申し上げました。当然、自分たちですべていただくもの、自助、共助、公助というふうな言葉を使いますが、それぞれの役割の中で、できることはしていただくというのが一つの基本だと思います。ただ、例えが適切かどうかはちょっとあれなんですけど、今現在、例えば高齢者の状況といいますと、ひとり暮らしの高齢者で約1,000世帯、それから夫婦だけの世帯で約1,000世帯という状況の中で、やはり公で担っているのは、当然高齢者の実態把握とか、介護保険でいろいろと公では担っております。ただ、毎日毎日のその人たちの見守りというのは公ではとてもじゃないができませんので、やはり公では実態把握とか調査とかいろんなことではかかわりを持っていますが、日々の分野については福祉分野でありますと、民生委員さんであったりとか民生の協力委員さんであるとか福祉委員さん、そういう方々にも御協力、いわゆる共の部分ですべていただけてますし、さらには地域、隣近所の方々にもそういう見守り等々をしていただくというのも、そういう大きな一つの流れといいますか、そういうのが一つ大事な一例ではないかなというふうに思っています。

おっしゃいましたように、こういう核家族化の中では、今はそれぞれ家族の中でも個人個人というのに一つの大きなウェートを占めておりますので、その中でやはり個人も大切なんですけども、その家族、地域、どういうふうな地域の中で、見守りも含めて我々の部署につきましてはいろいろな虐待等のこともございますので、そんなことも含めた中で連携した中での取り組みというのを、そういう仕組みづくりというのが何かやりたい、していかなければならないとは思っていますけども、そういう仕組みづくりができないかなというふうな思いではあります。

以上です。

○實友委員長 岩蔭委員。

○岩蔭委員 何でそういうことを言うかということ、見直しをやるときの住民参画と協働ということで作られるんですが、その参画を求める土台、素案ですね、福祉計画はこうありたいと。こうなければならぬと。しかし、行政がやる、議会もある、住民の皆さん方にしかやってもらえない分もあるということ素案をつくられますよね。その素案をつくられるときに、今部長がいみじくも言われたように、地域づくりなんだと、この宍粟市づくりなんだという視点に立つならば、素案をつくる段階で、いわゆる市長部局だけじゃなくって、そういう方々に一遍本当に全体的な福祉計画の案をつくられるときに、そういう組織をつくって、そしてまとめ上げられたものをパブコメにするとか、議会の協議にかけるとかというようにされると、本当に福祉計画の位置づけが大きくなるし、高いものになると。市の総合計画の一環にずっと挟めるようなものでなくって、逆に言えば総合計画のもう片一方の、というより、まだ上に立つぐらいのね、大きな柱にこの際、福祉計画をつくられていくんだというような組織づくりをひとつ構想していただいて、そして住民参画を求める、あるいはパブコメを求められる、あるいは議会協議を求められる前段階で、そういう、この際ですから力が入った福祉計画を是非とも練り上げていただきたいと思っておりますが、その意気込みをひとつ聞かせていただきたい。

○實友委員長 浅田健康福祉部長。

○浅田健康福祉部長 ありがとうございます。当然、市の行政は総合計画が1番ですので、まず、その総合計画に沿った地域福祉計画でなければなりません。その点は1点ございます。

それから、やはり、我々としては福祉を通じてそういう地域づくりというのが一つの大きな観点がありますので、そういう意味合いで地域づくりというふうな私も捉え方をしておりますので、御理解いただけたらなと思います。

それと、やはりこの地域福祉計画をつくるに当たりましては、やはりアンケート調査も当然していかなければならないと思っておりますし、その予算も計上させていただきました。

それから、福祉の分野におきましては、保健福祉推進委員会という、そういういろんな方々にお集まりいただいたそういう福祉分野の組織がございますので、中でもいろいろ議論いただいて、いろんな方面から御意見をいただくことも必要なというふうには思っておりますので、そういう意味合いで委員から御意見をいただきましたのでありがとうございます。そういう観点の中で進めさせていただきたいなというふうに思っています。

○實友委員長 岩路委員。

○岩路委員 それは、ひとつ部長以下の皆さん方のそういう福祉計画の位置づけを非常に高く大きく幅の広いものに何とかこの際、本気でやっていただきたいということをお願いしたいと。

もう1点は、非常にこれ細かい話なんですけど、千種の福祉センターの1階というか、下に部屋があれ3部屋か4部屋ですか、ひとり老人の特に冬場とか緊急時にちょっと一時救助をしてもらってもいいなというようなことで、部屋あれ三つか四つ居住できる部屋をつくっておるでしょう。あそこを今どう利用されてますかね。

○實友委員長 大西千種保健福祉課長。

○大西千種保健福祉課長 実は、私が去年4月から行かせてもらっておるんですけども、その前から休止の状態と申しますか、使えることは使えることにはなっていますが、独居老人の方とかが冬に雪で出られないときとかに使える状態にはなっています。ただ、今のところは現実問題として使っていただくことがないというふうには聞いています。どうしても使えるということであれば、使えることにはなっておるんですけども、5部屋ほどあるんですけどね。

○實友委員長 岩路委員。

○岩路委員 あのね、それは恐らく鍵かかったままになっていると思うんですね。あれひとり暮らし、短期暮らしやったらできるようになってる部屋なんですよ。単なる間仕切りしとるだけじゃないんですね。5部屋もあったのかと。私も非常にかつな事なんですけど、それは千種でひとり暮らしの独居老人を一時的、短期ですけど、使えるいわゆるソフトの面を工夫していただいたら、それこそいい使い方ができると思いますよ。だから、是非そういう当初の考え方をもって、今あれどうなっているのかと私自身も大変怠慢だったなあとと思うんですけど、是非あれを活用でき

るようにみんなで工夫してください。いい使い方、知恵出てくると思います、もったいないですから。是非この点はよろしく願いしておきます。

○實友委員長 浅田健康福祉部長。

○浅田健康福祉部長 私も以前福祉にありましたから、あそこにそういう施設があるというのは承知しております。過去何件かは利用されたということも聞いております。ただ、それは一時的な対応をする場所ということでございますので、今御提案にありましたように恒常的に何かに使うということになりますと、いわゆる介護保険の中での施設だったら、介護保険のサービスの中でのところになりますので、いろんなことで課題はあろうかと思えます。今後、どう有効活用するのか。ただ、緊急時に使えなければなりませんので、それを担保する中でどう使えるのかというのは、またいろいろと議論させていただきたいなというふうに思います。

○實友委員長 福嶋委員。

○福嶋委員 健康づくり、これについてちょっと話をしたいんですが、実は、2月9日に健康づくりというか、やはり地域づくりになるんかもわかりませんが、2月9日に山崎のまちの中で、やっぱり健康づくりについて考えようというグループの方がおられて、そこに参加をさせていただきました。残念ながら女性が多くて30名ぐらいだったんですが、男性は私含めて3人だったということで、だけど実に和やかで、その中の指導者は皆さんよく知っておられる平岡千恵子さんが指導者であって、そして、そこでここに書いてありますような片足立ち、その中で1分間できたらいいんですけど、1分間できない、例えば20秒しかできない方はもうすぐトイレに行けなくなりますよとかいうような話もされました。30分ほどいろいろな話をされて、そして、その後体操をしたと。いわゆる地域の周辺の仲間の皆さんの話を聞きますと、やはり月に1回とか、ある家に集まったりして料理をつくったり、あるいはお茶を飲んだり、あるいは何かお寿司屋さんから何かとったりとか、そういうことをして、それは皆個人負担でやっているんだということで、とにかくそういうふうにして、その中にはお一人で生活されている方も多くおりました。そうした方が寄り合って、やはりこれから先どうして生きていこうかなということを考えておられる。そしてまた、あるときには、防災などでいろいろとお医者さんのそうしたお話を聞くといった面ですね。

そこで、やはりそういったことには保健師さんがかかわるといふ部分が多いと思うんですね。その中でやはり塩分を控え目にするであるとか、あるいは野菜を中心にした食事をとるといふような、やはりそういったこと、あるいは簡単なここに書

いてあるような体操をやるとか、やはりそういうことを各老人会とかに、もちろん行っておられると思いますが、全地域の老人会にそういうものを話しかけをしていただく、そして、65歳とか70歳までぐらいの方はまだ仕事をしておられる方が結構多いんですね。やはりそういったこともあれば、その人たちが集まりやすいということになれば、やはり土曜日とか日曜日とかいうことにもなるかと思うんですね。そういったことについては、そういった日でもまた保健師さんとかが行って指導ができるかどうかということをもまずそれを一つ。

○實友委員長 中野健康増進課長。

○中野健康増進課長 老人クラブへ年に最低1回は保健師、栄養士の大抵ペアで行くんですけれども、健康教育に健康相談という形では行かせてもらって、もう何十年になろうかと思います。多分保健師が設置されたころからこの活動については続けております。老人クラブによって年に何回も御希望のところもありますし、年に1回でいいとおっしゃるところもあって、それは老人クラブと相談しながらやっておる事業が一つあります。これはもう平成25年度についても実施予定になっております。

それから、もう1点、土日の老人クラブ等の活動で講師先生を派遣する、OBの保健師であったり、栄養士であったり、地域でおられる方で土日に活動できると登録してくださっている方がいらして、その方を老人クラブへ派遣するような事業も数年前から実施しています。

○實友委員長 福嶋委員。

○福嶋委員 そのOBの方とか保健師さんとか、今何名ぐらい含めておられるんですか。

○實友委員長 中野健康増進課長。

○中野健康増進課長 ちょっと今その分の登録は地域包括支援センターのほうが行っておりますので、藤井所長のほうでお願いします。

○實友委員長 藤井高年・障害福祉課副課長兼地域包括支援センター室長。

○藤井高年・障害福祉課副課長兼地域包括支援センター室長 ちょっと人数を今把握をしておりますので、後日提供させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○實友委員長 福嶋委員。

○福嶋委員 元気な方、やはりピンピンしておられる方がある程度長生きをされて、そしてあるときにコロリと逝くという、ピンピンコロリという言葉がありますけど

も、これは一般的にというか、鎌田 実先生が使われた言葉なんです、それが理想だろうと思うんですね。だから、元気な方がいろいろと体操したり、いろいろ食生活に気をつけたりいという、あるいは時には医療というか、そういう方面の方に講演をしていただくとか、やっぱりそういうような中で、いわゆる広がりがあるというか、持続力のあるようなことを努めてやっていただきたいと、こういうように思います。

それから、次に、先ほど介護施設の病床ですか、60床と言われたんですが、これ平成26年度末までですか、60床で、これはユニット方式でしたかね。その辺わかりましたら。

○實友委員長 立花高年・障害福祉課長。

○立花高年・障害福祉課長 この平成25年度で公募をした形をとろうと考えております。それで平成26年度末には今言われているとおり60床の整備をする予定です。ただ、原則計画の中でもユニット型を推進してますので、60床のところ、全てになるかどうかまだ公募の中で決めてないんですけども、60床のところユニット型を推奨していくという考えでございます。

○實友委員長 福嶋委員。

○福嶋委員 いわゆる各施設に重複して介護施設に入りたいと言われる方が400人とか優におられると。その中で150～160人ぐらひは今待っておられる方がいるんじゃないかなと、待機されている方がいるんじゃないかと思ひます。そうした中で、ユニットというのは個人負担が一番高いと思ひますね、一番大きいと思ひますね。そうじゃなくって、一般の方が入れるようなところを今後建設というか、そういった計画というものはないんでしょうか。

○實友委員長 立花高年・障害福祉課長。

○立花高年・障害福祉課長 この平成24年度において、認知症の方の施設、2ユニット18床をグループホームを建設今していただひているところでございます。それは地域密着という形で今年度整備をされているところなんですけども、今回の計画の中では、次に先ほど言ひました60床の特別養護老人ホームという計画でございます。次の次期計画においての議論の必要はあると思ひますけども、今の計画の中での整備はこの二つでございます。

○實友委員長 福嶋委員。

○福嶋委員 ありがとうございます。次に、先ほど言ひました外出支援のことですが、持続可能な制度にしていききたいというふうひに最初に部長のほうから言われたんです

が、例えば利用者の負担を大きくするとか、あるいは制度の門を狭めるということだったら、すぐに可能なことなんですけど、やはり先ほどいろいろな方の意見の中で公共交通と一緒に考えていくとか、あるいは1人を乗せるんじゃないかって、その地域あるいは方面の方と同じような時間にさせていただいて、そして2名、3名あるいは何名乗るんか、もっと大きいのもあると思いますが、そういうふうにしてやっていただければ、そういったことも可能じゃないかと思うんですが、その辺のことについていかがでしょうか。

○實友委員長 浅田健康福祉部長。

○浅田健康福祉部長 これまでも各委員さんのほうからいろいろと御意見いただきました。その中でも申し上げておりましたように、やはり福祉の分野、それから公共交通として担う分野ということがございます。ただ、公共交通といたしましても、なかなか制度的にいわゆる仕組みが立ち上がっておりません。ですから、福祉だけが制度を見直しても、あとついてくるものがなければなりませんので、その辺の調整といいますか、その制度の両立というのが一つの大きな柱になりますので、そのことを念頭に考えていかなければならないというふうに思っています。

それと、見直しの対象としては当然これまでの料金のことであったり、それから対象者であったりとか、行き先であったりとか、それから、今、福嶋委員からもありました一人一人じゃなしに、混乗といいますか、複数の方々が乗れるようなことも当然考えていく必要もありますし、ただ、それはいろんな制度が制約されている部分もございますので、社会福祉協議会の福祉輸送運送の中では1点、それが混乗できる制度もありますので、そんなことも今、社会福祉協議会の中とはいろいろと協議もさせていただいております。そういったことで検討をさせていただきたいなというふうには思っています。

○實友委員長 福嶋委員。

○福嶋委員 前にはいろいろと僕なんかも、山崎から北の場合、今、神姫バスの子会社が入ってますね。そういったことを話し合いの中でなくしてしまって公共交通と外出を一緒にするということはできないのかなと。いわゆる当初運輸省の関係とか、いろんなものがあってなかなか難しいということですが、そちらのバス会社にしましても、あまり利益になるような場所ではないと思うんですね。そういったこともまた一度話し合いをしていただく機会じゃないかなと思うんですが。

○實友委員長 浅田健康福祉部長。

○浅田健康福祉部長 公共交通の観点につきましては、担当のまちづくり推進部のほ

うが公共交通の会議を持っておりますので、その中でもいろいろと議論をしていただいております。そういうことの中で、やはり重ねてになりますけども、今の福祉だけで見直すというのはもう本当に福祉切り捨てという話に繋がってきますので、福祉の分野と皆さんが乗っていただく公共交通、これはもう両輪でありますので、なかなか公共交通の制度の立ち上げというのが非常にこれまでの長い年月かかっております、厳しい状況ではあるんですけども、そういうこともあわせた中でやっぱり議論をしていく必要が今現在出てきておりますので、そういうことの中で協議をさせていただきたいと思っています。

○實友委員長 藤原副委員長。

時間が超過しておりますけども、続けさせてもらいます。

○藤原副委員長 簡単にしますので、よろしくお願いします。

先ほどからいろいろ議論されとんですけども、質疑やりよるんですけども、要するに健康福祉部は本当に少子高齢化の影響をもろに受けているのかなあと、このように思うわけなんです。

ここまで少子高齢化になるということを経国の展望といいますか、国の責任がどこまで問えるのかどうかわかりませんが、要するに老人医療の無料化なんかも東京都から始まって、それが全国に波及して、20数年前までは無料であったと。そして、税制面でも65歳以上という定義で高齢者ということで非常に税金が安くなるというんですか、優遇されていたような歴史があるんですけども、この中で私は一つ愚痴を言いよるんですけども、こうした少子高齢化を読めなかったということは、これは我々も責任があると思うんですけども、その中で1点、35ページに出会いサポートの事業というのがあるんですけども、これは当然やっていただいとんですけども、その実績といいますか、効果、たとえ1人でも2人でもというような思いがあるんです。

それともう1点、これ以前にも聞いたかもしれませんが、予算を見ますと、平成24年度、25年度は同額なんですけども、平成23年度決算では3倍の600万というようなことで、これ社協かどっかに委託されとんだと思うんですけども、その辺のところが、これだけ重要で少子化、少子化いうときに、一番根本になるとこの事業が少なくなるというのはちょっとどうかなと思うので、簡単に答弁をお願いします。

○實友委員長 志水社会福祉課長。

○志水社会福祉課長 出会いサポート事業につきましては、平成23年度の実績でございますが、成婚まで至ったケースは4件ございます。それは結婚相談員さんによる



活動の事業で4件ございました。

それから、そのもう一つ前、平成22年度では成婚は10件、結婚相談事業では7件、サポートセンターの各種イベントによるものにつきましては3件ございました。そういった成果といたしますか、結果的にはそういう成婚まで至ったケースはそのような状況でございます。

活動としましては、出会いサポートセンター事業とそれからカップリング事業という2本立てでやっています。結婚相談所の開設につきましては、相談員さんが市内に25名いらっしゃいまして、各相談所ごとに活動をされておられます。

それから、カップリングパーティ、これは社協さんのほうがやっていたいと思いますけども、これは年2回から3回程度いろんなイベントで若者を集めてゲームしたり、お食事したりのイベントをしていただいております。これは詳しくは社協さんが毎月広報を出されておられまして、そこにずっと毎回サポートセンターの会員募集とかにつきましては、インフォメーションされておられます。

それから、この主要施策に係る説明書の中で、平成23年度決算600万円と平成24年、平成25年が200万円に減るとる理由でございますが、この400万円につきましては出会いサポートセンターの職員の人件費を400万円入れておりました。その400万円を超える部分については先ほどの社協への人件費の補助金で対応しておりまして、いいましたら二段構えの補助になっておりまして、非常に400万円というものの根拠がわかりにくい部分がございます、平成24年度からその400万円分を社協本体の11人分の補助金の中に編入したという形で、この200万円につきましては、委託料としまして物件費関係、イベントの経費とか結婚相談員さんの謝礼、そういうものに使っておる経費でございます。

以上でございます。

○實友委員長 ほかございますか。

(「なし」の声あり)

○實友委員長 ないようでございますので、健康福祉部の審査はこれで終了したいというふうに思います。

健康福祉部の皆さん、御苦勞さんでございました。長時間ありがとうございました。

時間ちょっとオーバーしておりますので、午後1時10分まで休憩とさせていただきますというふうに思います。よろしいですか。

午後 0時04分休憩

---

午後 1時10分再開

○實友委員長 皆さんおそろいでございますので、午後の部の審査を始めたいというふうに思います。

昼からは教育委員会の関係の審査を行いたいというふうに思います。

教育委員会の皆さん、部長はじめ各担当の皆様方には大変お忙しい中、御苦勞さまでございます。

予算審査に当たります委員は御覧のと通りの9名と議長でございます。

それでは、ただいまより教育委員会の予算審査に入りたいと思いますが、入る前に説明職員の方は、説明・答弁は自席で着席したままでお願いをいたします。また、説明及び答弁をする人が、私の席から誰かが判断できませんので、説明・答弁される方は挙手をして、「委員長」と発言していただくなり、私に示していただきたいというふうに思います。私の許可を得てから発言をしてください。事務局よりマイクの操作を行いますので、赤いランプが点灯したら発言をしてください。

それでは、教育委員会に関係する審査を始めたいというふうに思います。

予算に係る全般的な状況につきましても、あわせて約20分程度の説明をお願いしたいというふうに思います。部長、よろしくお願いをいたします。

岡崎教育委員会教育部長。

○岡崎教育委員会教育部長 失礼をいたします。連日の審査御苦勞さまでございます。

それでは、平成25年度の教育委員会の予算について、私のほうから概略を簡単に申し上げまして、あと担当課長から御説明を申し上げたいというふうに思います。

まず、教育予算の総額であります。約20億ということで、前年に対して1.1%の増としているところでございます。

主なハード事業では、繰越明許費であります。山崎小学校あるいは城下小学校の校舎の耐震補強並びに改築、こういったものが平成25年度の事務執行として大きなものになろうとかというふうに思っております。

あわせて、千種中学校の校舎の耐震補強については、改築に係る設計を計上しているところでございます。また、かねてより懸案でございました千種におきまず幼保一元化施設の予算額等も計上しております。

そのほか家原遺跡公園の整備でありますとか、スポニックパークの改修、波賀のメープルスタジアム、山崎の給食センターの購入等の予算の計上もさせていただいております。

次に、ソフト面におきましては、読書活動の推進事業を引き続き推進していこうということ、それから、この間随分御指摘もいただきました学校図書並びに図書館図書の充実を図った予算としておるところでございます。

そのほかは、学力の向上に向けまして教員のマイスター制度というものの、この後担当から御説明申し上げますが、そういったにも取り組みたいというようなところを計上しているところでございます。

先ほど申し上げましたように、教育環境の整備に力点を置きつつも、やはり教育効果を検証できる確かな学力状況調査やキャリア教育に関する予算を拡充するなど、人を育てるソフト面も充実した予算というふうに考えているところでございます。この後、御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。それでは、担当から御説明申し上げます。

○實友委員長 津村教育総務課長。

○津村教育総務課長 それでは、失礼いたします。

初めに、大変申しわけないんですが、資料の訂正をお願いしたいと思います。目次になります。目次をめくっていただきまして、学校教育課の部分で4番目に読書活動推進事業がありますが、その次に5番といたしまして、青少年育成センター事業の資料を追加をさせていただいております。そこの部分が資料7といたしまして、以下、こども未来課以降の資料番号を8、9というふうの一つずつ繰り下げて資料を添付しております。大変申しわけございません。

なお、あわせまして9ページに読書活動推進拡充事業として資料6としておりますが、このうち3番予算のうちの(4)読書ボランティアグループ活動に係る消耗品費5万5,000円としておりましたが、55万円の誤りです。大変申しわけございません。御訂正をお願いいたします。

教育総務課として、関係資料の御説明を申し上げます。

まず、1ページになります。資料1番でございます。これは学校規模適正化、幼保一元化推進に係る地域委員会の現在の状況につきまして御報告申し上げるものでございますが、特にこの中で一定の方向性が出たもの等々について御説明を申し上げます。

まず、1番の千種中学校区の幼保一元化の状況につきましては、既に新聞報道にもございましたように、地域委員会としての方向性が決定をされ、できるだけ早期に運営ガイドラインを遵守し、場所は小学校周辺で実施との地域委員会としての決定がなされ、これを受け、教育委員会としましてもこの方向性で決定をいたしてお

ります。

また、3番目の波賀中学校区学校規模適正化につきましても、先般の地域の委員会におきまして、平成27年4月現波賀小学校の校舎を使用し、新たな学校を設置するとの地域としての方向性が決定をされました。これを受けまして、今後教育委員会としても審議をし、決定する方向で御協議を願うというふうな予定としております。

それと、6番目の山崎南中学校区におきましても、これは幼保一元化でございますが、戸原、城下、それぞれにおいての枠組みで推進をするというふうなことが決定をなされました。あわせて学校規模の適正化については、いまして協議を繰り返すというふうなことの決定がなされております。これは、あくまで地域での決定です。

7番としまして、これも菅野・土万小学校区の学校規模適正化についてですが、平成26年4月の合流を教育委員会としては提案をさせていただいておりますが、これに向け順次最終の決定までは至っておりませんが、その方向で進んでおります。この経過におきまして、幼保一元化の教育についてはまだ深い部分での協議が進んでおりませんが、その経過として土万幼稚園において、幼児数が少ないというようなことで、先立って土万幼稚園を休園し、この平成25年4月から菅野幼稚園に通園させるというふうなことが地域として決定をされております。

以上のような流れでありまして、これを受けまして、今後協議会を立ち上げて具体の協議をしていくというふうなことが必要な地域が波賀小学校区では決定しましたので、そのあたりの運営の予算等を計上させていただいております。

続きまして、2ページ、3ページ、4ページになりますが、これは学校施設の耐震化等についての資料でございます。本年、平成25年度に実施する部分として継続事業であります山崎小学校につきまして、平成26年3月28日、平成25年度をもって完了という予定にしておりますが、予算の内容につきましては、平成24年度の3月、国の経済対策による補正予算によりまして、当栗市の予算においても平成24年度の予算で可決をいただいたところでございますが、これを平成25年度に繰り越しをして執行するという予定でございます。なお、平成25年度の予算としましては、備品等事務費の単独事業費についてのみ予算計上をさせていただいております。

続いて、城下小学校につきましても、これも耐震化工事で平成24年から設計に入っております。これを受け新年度、平成25年度に工事の契約をして、平成25年度中

に耐震化を行いたいという予定でございます。

続いて、3ページになりますが、千種中学校におきましても耐震化が必要な校舎というふうになっておりまして、これも新年度において設計をし、その設計をもって平成26年度から27年度にかけて校舎及び体育館の改造を行っていきたいというふうに考えております。これによりまして、とりあえず3ページの中段になりますが、山崎、城下が完了する時点におきまして、耐震化率が94.9%、さらに千種中学校が完了する時点では96.2%の学校施設の耐震化率になるというふうなことでございます。

教育総務課からは以上でございます。

○實友委員長 縄手教育委員会教育次長。

○縄手教育委員会教育次長 それでは、学校教育課の部分を説明させていただきます。ページは5ページ、資料3からであります。

まず、新規事業としまして、宍粟市教員のマイスター制度ということで、資質向上に向けたさまざまな研修も行っているわけですが、特にベテランの先生方、教員としての力量の高い先生方のスキルといいますか技術といいますか、そういったものを中堅職員や若手の先生方に研修の中で受け継いでいってもらい、資質を向上させていただくということで、新規事業としております。

それで、平成25年度につきましては、理数科を中心にしまして10名のマイスターを予定しております。予算としては、ここに書いているような形で計上させていただいております。

続きまして、資料4で6ページであります。県立ものづくり大学の体験プログラマー参加事業ということで、新規事業であります。これにつきましては、キャリア教育の一環という観点で、御存じのように体験活動を小学校の段階から環境体験学習であるとか、ふるさと宍粟探検隊、それから小学校5年生におきます自然学校等をやっておりますが、中学校におきましては、中学校2年生でトライやる・ウィークを実施しているところです。そういったキャリア教育の流れの中で勤労感や就労意欲とか、さらには自分の生き方を見つめ直す場として、この県立ものづくり大学での体験プログラムに参加させていくということであります。そういった意味でバス代であります。バス代の部分を計上させていただいております。

続いて、7ページ、これにつきましては継続事業であります。平成22年度からこの確かな学力状況調査というか、この事業に取り組んできております。平成24年度におきましては、経年比較ということに取り組んでまいりました。これまでの調査

の結果をもとにし、経年比較に取り組んだわけですが、そこに書いておられますように、小学校4年生、小学校6年生、中学校2年生を対象にして国・算、中学校においては国・算・英で、また生活状況の調査等も踏まえながら、確かな学力の育成に向けて客観的な資料をもとに取り組みを進めていきたいと。それを継続していくということであります。

次のページを見ていただきますと、大きな全市的なスケジュールも載せておまして、9月上旬には広報9月号にて発表すると。それから、1月上旬におきましては宍粟市の研究大会で発表と。本年におきましても保護者もこの研究大会に参加していただきまして、保護者や地域の方にも聞いてもらえる会に変革を遂げております。平成25年度におきましても、このような方法で続けて積み上げをしていきたいと、このように考えております。

それから、9ページであります、読書活動推進事業ということで、これにつきましては、学校教育課のみならず社会教育課、また教育総務課とも予算面で連動しながら取り組んでまいりたいと、このように考えております。特に、社会教育課で宍粟市の読書活動推進計画をただいま作成中でありまして、本年度内には第3回の委員会を実施しております。平成25年度に入りましても、続いて委員会をしまして策定を完了したいと、このように考えております。

それで、活動内容であります、具体的な内容を掲げておりますが、特に読書活動、読書習慣を保・幼・小・中の子どもたちのみならず、全市的に広げていきたい。市民全体に広げていきたいというような形で総合的に取り組んでいきたいということで予算を計上しております。

それから、9ページの下段のほうに、(5)学校図書館司書ということで、読書活動の推進コーディネーターに係る人件費ということで、これにつきましては平成24年度も9月補正で認めていただきましたけども、人員を充実することによって、保育所、幼稚園、それから小・中学校での指導に当たっていただくというような形で取り組んでまいりたいと。

それから、(6)に学校図書の充実ということで書き上げておりますが、こういった面の図書の充実も図りつつ、充実した取り組みにしていきたいということで拡充ということでしております。

続いて、10ページ、資料7、青少年育成センターの事業ということで、特に今回の議会におきましても、いろいろ質問していただきましたが、特にいじめ問題であるとか不登校の問題であるとか、学校を取り巻くといいますか、子どもたちを取り

巻くさまざまな問題というか、課題が出てきておりまして、青少年育成センターでこれまでも対応もしていただいておりますが、青少年育成センターとして学校現場なりと連携していく活動がさらに強く求められているというような形で、特に活動内容に書き上げておる内容を充実させるとともに、その中でも特に一番上に書いておりますが、相談活動、保護者や学校の先生からの問い合わせ・相談活動、それから、当然ですが、子どもからの悩み相談等、そういったところを今後充実させていきたいなということで、予算額としては人件費が中心であります、計上させていただきます。

以上であります。

○實友委員長 福山こども未来課長。

○福山こども未来課長 私のほうからは、こども未来課所管の関係予算につきまして説明させていただきます。

資料につきましては、資料8、11ページからでございます。まず、私立保育所運営費助成事業についてでございますけれども、通常の保育事業に加えまして平成25年度につきましては、上段の表の一番下のほうになります。米印で書いております民間保育所の保育士等処遇改善臨時特例事業として、それぞれ処遇改善、給料改善等の加算をした場合に1,470万余り、これにつきまして10分の10、安心こども基金で対応していくということで新規の事業として上げております。

また、私立の保育所特別対策事業の中で障害児保育につきましては、平成24年度の3月補正でも増額補正をお願いいたしましたが、平成25年度におきましても障がい児が7名、あわせて630万円の補助金の計上をさせていただきます。

また、上の表の中で公立保育所の運営費についても計上しておりますけれども、公立保育所の運営費としましては1億9,105万円を計上しております。その中で特にハード事業としまして、かしの保育所の駐車場等整備工事390万円を計上しております。また、戸原保育所の用地としまして、圃場整備による創設換地で生み出された用地の購入費として1,500万円の予算計上をしております。

12ページ、13ページは、それぞれ12ページにはかしの保育所の駐車場等の整備の図面、また13ページには戸原保育所の用地、表記につきましては③番の部分、これが約3,000平米、この部分を買収する予算を計上しております。

それと、14ページでございますけれども、冒頭、部長からも説明がありましたとおり、千種の中学校区において幼保一元化の方向性が決まりました。その中で幼保一元化推進事業としまして、その施設建設に係る予算を計上させていただきます。

ます。

認定こども園の施設整備の基準としましては、最低限必要な基準面積がございます。園舎、保育室等につきましては計算の中では最低基準面積が610平米、また屋外遊戯場としまして、園庭のことですけれども、これにつきましては最低基準面積として426.4平米、これをクリアした施設となっていきます。そうした中で、ガイドライン等、また認定こども園における教育・保育の質の向上、充実のための仕組みの中でもこの基準以外に宍粟市として教育・保育の質の向上を図るために子育て相談等のスペース、また保健室、ランチルーム、図書室等、そういったものの整備も必要ということで、15ページにそうした機能も加えた施設としまして、概ね千種における認定こども園の規模としましては定員70名とした場合の概算の面積を出しております。園舎・保育室等の面積としまして、先ほど質の向上・充実のために加えていく機能も加えまして、概ね800平米程度かなというふうに考えております。また、屋外遊技場につきましては、1,000平米から1,700平米、これは参考として千種幼稚園の園庭、また千種杉の子保育園の園庭、そういったものを加味しながら最低基準面積をクリアして発達年齢に応じた子どもが安全・安心して遊べる空間が必要だということで、1,000平米から1,700平米程度必要であるという考え方を持っております。そうした中で、幼保一元化推進事業としまして、平成25年度2億6,300万円余りを計上させていただいております。

以上でございます。

○實友委員長 井上社会教育課長。

○井上社会教育課長 それでは、社会教育課のほうの説明をさせていただきます。

最初に、目次のところで1番、2番になっておりますが、その後ろに3番目として、「宍粟の人ゆめ講座」の関係の資料を追加しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、社会教育課の資料10からになります。文化財関係の予算になります。新規事業として篠ノ丸城の調査の事業でございます。黒田官兵衛・播磨風土記1300年PR事業の一つとして、黒田官兵衛にゆかりの深い篠ノ丸城の今まで確認調査、またお城の全容の調査がされておりましたので、その関係でお城全体の測量をレーザー測量として450万円、それから遺跡の確認調査として180万円、それから学術調査のそこを発掘した中で、そのお城の掘った関係を有識者に見てもらおう謝礼として10万円、合計640万円の事業で本年度篠ノ丸城の全容を明らかにして黒田官兵衛、また宇野氏、赤松氏の関係等が少しでも解明できればなということで発掘調



査を行います。

その次のページ、22ページになりますが、家原遺跡公園の縦穴式住居の改修工事を行う予定にしております。昨年度から中世の館、またその横にあります田中邸、古民家の分の修復等もしてきてきましたが、縦穴式住居8棟がかなり傷んできておりまして、もう中に入ったり見たりするのが危ないような状態になっておりますので、全てを撤去して縦穴式住居、複合遺跡になっておりますので、その年代がわかる3棟、縄文・弥生、それから古墳時代の3棟を学習用として建て替えて学習していただく方の学習や、またその公園に移築、修復して観光や、また周辺のまほろばの湯等もあわせた中での活用を考えております。それが3,230万円です。それから、その周辺に万葉植物、たくさんの木を植えておったのが大きくなっておりましたので、それを少し整備して植物園としての学習の施設をあわせて整備をしたいと思っております。それが135万円、計3,365万円で改修工事を行いたいと思っております。

それから、その右の23ページ、新栄栗学講座ということで、これにつきましても黒田官兵衛の関係の講座内容、また播磨風土記の関連の内容も含めて昨年度も行いましたが、それにプラスアルファ、いろんな千町の岩塊流や、そういった植物関係の広い分野の中で講座を開きまして、その裾野を広げて、また参加された方が観光ガイドや、そういったまちづくりのところで生かしていけるような形で参加していただけるようなものと考えております。下に事業の案としておりますが、6回程度を予定しております。事業経費としては30万円を予定しております。

それでは、24ページ、資料11になります。スポーツ施設の整備事業ということで上げております。

一つは、これも昨年度から整備をしておりますが、施設のスポンニクパーク一宮温水プールの関係の屋根の修繕工事をする予定にしております。施設の昨年度から更新という形で整備をしておりますが、今回は温水プールの屋根の防水工事ということで1,344万円を予算に上げさせていただいております。大屋根全部と陸屋根の362平米分の改修を計画しております。

それと、波賀メイプルスタジアムの整備事業ということで、メイプルスタジアムの球場は宍粟市でも唯一の公式の野球場として多くの方に使っていただいております。その関係でできるだけ公式球場としてPRするとともに、呼び込み客を多くしていくために、来年度、平成25年度ですが、高校の公式野球の公式戦を西播磨地区のトーナメントの32校の一会場として受け入れをする予定にしております8月16日から8月27日の間に10試合を受け入れする予定にしております。その関係でダック

アウトの床のラバーの張り替え、また放送設備、カウント表示盤等の電気設備が傷んでおりますので、そういったところの改修をしたいと思っております。ちょうど8月からその時期については利用状況もあいている時期なので、できれば毎年この高校野球が入ってきていただけるような形で招致をしていきたいと考えております。

その下のスポニックパーク一宮の施設の関連排水工事の関係ですが、近年集中豪雨によってたくさんの雨が降る関係で、スポニックパーク一宮の排水のほうは染河内川のほうに排水をしております。その関係で一部道路やそこらの流れ込みの分が完全に排水できていない分がありましたので、その分を道路に溝をつくってそちらのほうに流れ込むように改修をしたいなと思っております。その分で350万円を計上させていただいております。

それから、25ページになりますが、これは新規事業ですが、「宍粟の人ゆめ講座」ということで、宍粟の出身者の中には大変有名な方も出られております。そういった方が宍粟のほうに来ていただいて、夢を語っていただいたり、また宍粟市民に元気を与えていただいたり、また宍粟を外から見たすばらしさや、また考え方も話していただく中で、地域の中のグループや人づくりやまちづくりの人材育成に繋がっていくような機会となればということで、予算を上げさせていただいております。方法としては講演会やフォーラムや、人によってはコンサート等のやり方があるかと思いますが、年間2、3回を予定しております。あと講師さんの選定については今から当たっての話になるかと思いますが、事業費としては100万円ということで上げさせていただいております。

以上で社会教育のほうの説明を終わらせていただきます。

○實友委員長 幸福給食センター所長。

○幸福給食センター所長 それでは、給食センターのほうから給食費の管理運営事業費ということで、学校給食用の配送車の購入更新計画書というものをつけております。資料につきましては26ページからになります。

あけていただきまして27ページなんですけども、これは山崎の給食センターの配送車になります。山崎給食センターの配送車の更新計画ということで、平成24年度から次々と4台あるうち、順次更新していくという計画になっております。

公用車につきましては、20年間ということと、それから一般の公用車につきましては20万キロというようなルールがあるようですけども、これにつきましては財政のほうとの確認によりまして、配送車の老朽ということを所見によって確認をさせていただきまして、平成24年度から順次更新していくということで、平成25年度におき

まして同様に配送車の分を1台計上させていただいております。28ページのほうに配送車の部分の図面等々をつけております。順次こういった計画で更新していきたいと思います。

それと、大変申しわけございません。資料の提出関係を当方のほうが忘れておりまして、申しわけございません。給食センターの管理運営費の中で工事請負費という分野があって、そこで3,900万あります。その部分についての資料の提出を私のほうでミスっております。これにつきましては山崎の学校給食センターの前方にある排水処理場、これにつきましては下水等との調整を行いまして、したわけなんですけども、下水のほうに結びつけるということが無理なもので、給食センターの前の排水処理施設を修繕するということで3,900万円の工事費を上げさせていただいております。これにつきましては資料を添付ミスということで、後日でよろしければ提出をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○實友委員長 資料をお願いします。

○幸福給食センター所長 はい。

○實友委員長 以上で教育委員会関係の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑につきましては通告がございますので、通告者の発言から許していきます。

岡前治生委員。

○岡前委員 主要施策の87ページに書いてある特別支援員の設置についてでありますけれども、小学校11校、中学校2校に対して1名の配置になっているんですけど、これはそれぞれの学校に設置されておるのかを教えてくださいたいのと、また、設置されておる学校と設置されてない学校があるということで、その設置の基準というふうなことはどういうふうなことで決めておられるのか。

それと、もう一つは、特別支援員という職種になると思うんですけども、その方の特別な資格が何か必要なのか、元教員とか、そういうふうなことで済まされておるのか、そのあたりのところを幾つか具体的に教えてください。

○實友委員長 答弁を求めます。

縄手教育委員会教育次長。

○縄手教育委員会教育次長 それでは、岡前委員の質問に対してお答えいたします。

まず最初にですが、配置校数は先ほどありましたように、小・中合わせて平成25年度については13校を予定しております。それで、配置予定校につきましては、ちょっと教育委員会での確認が済んでおりませんので、ちょっと校名については控

えさせていただきますと思います。よろしく申し上げます。順次明らかにはしていますが。

それから、続きまして、配置されている学校、配置されていない学校というような形で、御存じのように小・中学校合わせまして25校ございます。それで、一つは特別支援員の役割というものが通常学級におります学習障害、LDとかADHD、注意欠陥多動性障害、それから、それらの広汎性の発達障害がありましても、通常学級にいる子で特別な支援を必要とする児童のためにとということで、または介助を要するような場合もあるんです、病気がありまして。そういったときに、その支援員を配置するというものでありまして、その中には特別支援学級への入級を希望する保護者もあります。そういった場合に特別支援学級が設置されて、そっちへ移った場合には特別支援員は外していくと、配置を取りやめていくと。それから、当然ですが、中学校3年生として卒業しましたら、翌年度はその中学校はそういった支援員を要望されない場合がありますので配置しないということでもあります。

それで、特別な支援員を必要とする児童・生徒についてはどういうふうな判定をしているのかと、こういうことでありますけども、これは市のほうで就学指導委員会というものがありません。それから教育のための連携連絡会というものもありまして、その中で今言いました通常学級にいる特別な支援を要する児童・生徒についての分析といいますか、各学校から情報を与えていただきまして、当然ですが、個人情報も含まれますので、そういうところは慎重にしながら、それからお医者さんにも加わっていただきまして検討すると。そういった中で、基本的にはそれを積み上げていくと。学校は学校で校内の就学指導委員会というものを持ってまして、その中で特別支援学級の設置に向けて動くのか、それとも通常学級の中で、今御指摘の特別支援員の配置を望むのかみたいなどころがあるわけなんです。いずれにしても、特別支援学級を設置するにしても、特別支援員を設置を要望するにしても、保護者の同意も必要としているんです。そういった形で学校現場から見上げていただく、それから今言いましたように、市での就学指導委員会、教育のための連携連絡会、それから揖保川病院のそういった専門の先生に学校現場へ行っていただいて指導を受けるような場も設けております。それから、もちろんですが、学校教育課としても学校現場の要請にこたえてその子どもを見に行くといいますか、状況を確認させていただくというようなことの資料を積み上げまして、配置校について判断をさせていただくと、こういうような流れでやっております。

それから、最後にお尋ねの資格についてですが、宍粟市におきましては、教員免

許証有資格者ということで、教員未経験者、現場経験がなくても教員免許証を持っておられる方でそういった中で配置したりもしてきております。それから、言われましたように、教員のOBの方で入っていただいている方もおります。そのような資格、要件としております。

以上であります。

○實友委員長 岡前委員。

○岡前委員 ちょっと漢字の間違いを指摘しておきたいんですけども、9ページの前年度比というところが幾つかあるんですけども、その中で2カ所ほど前年度比の「比」がちょっと違うんですね。これは教育委員会としてはあるまじき行為やと思いますので、そこだけちょっと直しておいていただけたらと思います。

それから、僕も確認はようしてないんですけど、今年から学童保育に関して教育委員会あてに出す誓約書の提出が求められるようになってるというふうなことで、僕も誓約書の中身もちょっとよく見てないので、どういう趣旨のものなのかということがわからないんですけども、そのあたりちょっと、それは僕は保護者の方に聞いた話なんで、正確な話かどうかというふうなことと、なぜ必要になったのか、もし求められているとしたらね、そのあたりちょっとわかったら教えていただきたいんですけど。

○實友委員長 福山こども未来課長。

○福山こども未来課長 学童保育につきましては、平成25年度から障がいの有無にかかわらず、学童保育としてその子どもさんたちを親の就労支援として預かっていくということにしております。また、質問のありました誓約書につきましては、そうした中で集団で安全で安心に預からせていただくということの中で、学童保育としてのルール、そういったものを守っていただくということ、これを保護者の理解、また子どもさんにも伝えていただくという意味合いの中で誓約書を今年から取らせていただいております。

○實友委員長 岡前委員。

○岡前委員 公文書やで可能やと思うんですけども、その誓約書を見た人からいえば、かなり内容的に子どもにとっては厳しい内容やというふうにとられとんですけれどもですから、できたらその誓約書の内容、どんな内容になっているのかということ、当然様式がまだ多分新しい例規集の中には出てないですね。ホームページに掲載されている。だから、それを一遍見せてもらいたいと思うんですけども、それは可能ですね。

○實友委員長 福山こども未来課長。

○福山こども未来課長 はい、既に平成25年度入所者の保護者の方にはお渡ししていただいておりますので、可能でございます。

○實友委員長 岡前委員。

○岡前委員 それと、先ほど課長のほうから障がいの有無にかかわらずというふうなことが言われたんですけど、それは従来タイムケア事業という考え方はなくして、障がいがあってもなかっても同じ学童保育として預かるという意味合いなんですか。それともタイムケアだけは今まで健康福祉部の所管にあったと思うやけれども、それも教育委員会に移るということですか。

○實友委員長 福山こども未来課長。

○福山こども未来課長 平成24年度まではタイムケア事業として健康福祉部のサイドの事業として、それを学童保育所の中で加配職員をつける中で実施してきたわけですけども、昨年度の自己の反省も踏まえまして、学童保育はもともと厚生労働省が出しているガイドラインにおきましても、体制が整う中で親の就労支援として障がいの有無に関係なく受け入れることができますので、その中で宍粟市の単独として行っていたタイムケア事業については廃止の方向で、平成25年度からは学童保育としての受け入れ体制としては入所判定審査会を設けた中で加配が必要かどうか、そういったことも検討しながら、その中で加配職員をつけたり、その体制が整う中で受け入れていくということにしております。

○實友委員長 岡前委員。

○岡前委員 ということは、タイムケア事業そのものは全くなくなるという考え方。

○實友委員長 福山こども未来課長。

○福山こども未来課長 はい、タイムケア事業はなくなるという考え方です。学童保育として受け入れていくと。それも基本は体制が加配の指導員であったりとか、そういう部分が体制が整うということが条件にはなりますけれども、学童保育としての受け入れということになります。

○實友委員長 岡前委員。

○岡前委員 それで、廃止になって一本化されるんはいいと思うんやけれども、例えばタイムケア事業の場合やったら、障がいを持った子どもさんに対して1人の指導員をつけるというふうな基準できとったじゃないですか。そしたら、そういうふうなことについても逆に曖昧になる、それか、例えばこの間も問題になっとなは、困っておられるのは障がいの程度としては軽いんやけども、絶えず多動的な障がい

あるから、ずっと誰か1人については見とかなあかんという子どもさんがおられるんやね。そしたら、そういう子どもさんに関してはやっぱりマンツーマンで誰かが見とかなんだら、その子の安全は保たれないわけですよ。そうした場合に、教育委員会として、もしそういう判断をされたとしたら、そういうふうな加配がきちっとつけられるんかどうか。その環境が整わないからというて、受け入れを拒否されたら、何も意味がないことになりますんで、あくまで教育委員会としてそういう必要性がある子どもさんについては、教育委員会が体制を整えて受け入れますよということ言うてもらわなんだら、何か後退するんじゃないかなと思うんですけどね。

○實友委員長 福山こども未来課長。

○福山こども未来課長 もちろんそのとおりでございまして、学童保育の入所に先立ちまして申し込みのあった時点で、特に特別な支援が必要な子どもに対して、先ほども申し上げましたように、入所判定審査会を設置しております。その中で先ほど特別支援員の話にもありましたけれども、就学指導委員会があるんですけども、そうした中のメンバーさんにも入っていただき、学童保育所の所長さんにも入っていただき、そうした中で例えばこの子どもに対しては1対1の加配が必要なのか、2分の1なのか、いやいや学童保育所ではやはり無理かもしれない、専門的な施設のデイサービスとか、そういったほかの利用調整が必要なのか、そういったことも含めて審査・判定していただく組織を設けております。

昨年度までのタイムケア事業につきましては、一タイムケアにつきましては、1対2の形で指導員がついていたと思うんですけども、そこは必ず1対2じゃないとあかんとかではなくて、その入所判定の中で、いやいやこの子だったら2分の1加配でいいですよとか、1対1じゃないとだめですよ。そういったところも含めて判定していただいているところでございます。そうした中で受け入れをしていくというふうにその体制を平成25年度から整えていくということです。

○實友委員長 岡前委員。

○岡前委員 次の質問をしたいんですけども、今回、千種で認定こども園をつくるという予算も計上されております。これについては私がずっと意見を申し上げておりますので、おわかりやと思うんですけども、それで運営主体が杉の子保育園が運営主体になるということになるんですけども、これまでは杉の子保育園を運営している社会福祉法人が具体的に理事さんがどんな人がおられてとか、定款がどういふふうになっておるとか、定款なんか大体共通したもんやと思うんですけども、あと財務状況がどうであるとか、あと職員なんかの配置がどうなっているとかというふう

なことについては全く、地元の議員さんの岩路さんなんかはよく御存じかもしれませんが、私なんかは全くそこにまだ踏み込む以前の話はずっとしてきたからあれなんですけども、そういう点で今度運営主体になる法人の必要資料というんか、最低限の今言ったような財務状況であるとか、定款であるとか、役員構成はどうなっておって、その役員さんについての簡単な略歴はどうなにかとかいうことと、あと職員についても幼稚園の免許も両方持っておられるとか、経験年数はどの程度やとかいうふうな資料は、今度は最低限出してもらわなあかんのかなあと思うんですけどね、その点いかがですか。

○實友委員長 福山こども未来課長。

○福山こども未来課長 この運営法人につきましては、運営主体を決める運営主体選定の組織を今立ち上げようとしております。その中で選定がされた運営主体ということになりますので、もちろんその中には募集要項の中に添付書類としては財務指標でありますとか、職員の状況でありますとか、そういったものも含まれてきますので、個人情報とかそういった部分にかかわらない範囲の中で出していけるものかなと思っております。

○實友委員長 岡前委員。

○岡前委員 いや、せやから、ガイドラインの中では公募も含めて選定すると、それで選定委員会をつくと書いてあるんやけども、事実上問題にしてきたように、千種と波賀は民間保育所はとにかく一つしかないんやから、今の現状でいえば杉の子保育所しか千種の場合は運営主体にならんと思うんやね。だから、公募をもしかけたとしても、多分公募に応じるところはないと思うし、だから、そういう意味においては選定委員会がどうのこうのじゃなしに、今現状としての杉の子保育園というのがどういう体制で、どういう財務状況にあるのかということ、この予算委員会の中で提出してもらう必要は僕はあると思うんですけど、資料要求は委員長にという話になっておりますから、委員長の判断をお願いしたいと思うんですけど。

○實友委員長 岡崎教育委員会教育部長。

○岡崎教育委員会教育部長 先ほども課長が御説明申し上げましたように、その財務状況等々の選定に係る資料につきましては、これは選定委員会をつくるというのは公正公平に審査をして決めたいというところが意図でございますので、その部分の中で、あるいは会議が公開になるのか、それから資料についても公表になるのか、非開示になるのか、その辺が決まっていこうかと思っておりますので、現時点ではその選定委員会の結果を待って、今御指摘の資料が提出できるか否かという判断をさせて



いただくことになろうかと思いますが、大きな考え方としては、やはりそれは私自身も公表していくべきだろうというふうに考えておりますので、時点としては、もうしばらく時間をいただくのが望ましいのかなというふうに思います。

それから、先ほど課長が申し上げますように、この間、千種との協議の中では3年間にわたる協議の中で、社会福祉法人というのは杉の子さんを念頭にしているということを、担い手さんというふうに考えておるということをずっと前から御説明を申し上げて地域の方々とお話し合い、協議をしてきた経過がございます。ただ、そうはいえども先ほど言いましたように選定の委員会、公正な立場で、じゃあ再度その杉の子さんでいいのかどうかという審査をしていただこうというのが、先ほど課長が申しあげました選定の委員会ということですので、その辺で御理解を賜りたいなと思います。

○實友委員長 岡前委員。

○岡前委員 ほな、そういう段階でまた公表してもらったらいいと思います。

それと、この間の本会議でも質問があったかと思うんですけども、合併協議でまだ協議が整ってない事項の一つに、小・中学校、幼稚園も含めてでしょうけど、通学助成の問題があったと思うんです。小学校については、今、規模の適正化ということで統廃合が進んでいくことになるでしょうから、いくら触ってもまた触らなあかんということになるんですけども、ただ、中学校については、三土中学校がどうなるかという問題はあるにしても、概ねもう中学校は動かないですよ。僕も気になつとんが、特に東中学校の、あれは蔦沢地域になるんかな、の自転車通学の子どもさんに対しての補助というのが自転車購入費の上限が3万8,000円か9,000円か出てますよね。あとのところについては、そういうふうなあれはないんですよ。自転車通学が認められとる地域にしてもね。だから、これを持ち出すことによってやめられたら困るんやけども、僕らは逆に東中としてまとまるときの経過もある程度いろいろとあったことは知ってますから、それをやめるということじゃなしに、本当に中学生になって自転車通学するための自転車っていうのは結構大きな負担なんですよね。ですから、そういうふうなことを全市に広げてもらうとかいうふうなことは、中学校の遠距離の通学助成対策としては触れるんじゃないかなと思うんやけどね。そのあたりはどうなんでしょうか。

○實友委員長 津村教育総務課長。

○津村教育総務課長 教育総務課です。先ほどの御指摘のとおり、合併以来まだ未調整項目となっておりますが、教育委員会としての考え方としましては、先ほどおっ

しゃっていただきましたように、まず小学校の適正規模化を進めておりました、それに市内を統一していきたいというふうに思っておりますが、中学校につきましても、小学校の適正化にあわせた形で統一化を図っていきたいというふうに考えております。

先ほどの東中の件でございますが、確かにそういう矛盾した部分が残っておりますが、現在のところの整理としましては、東中の概ね7キロ以上の生徒にスクールバスと自転車購入というふうなものがちょっとダブっておるという現状なんですけど、ただ、そのスクールの運営につきましては、土日のいわば部活動については運行をしておりませんので、その部分に対する助成というふうな考え方で現在は整理をしておるところでございます。ちなみに波賀等につきましては、土日においてもスクールバスの運行をしておるといふようなことで現在整理をしておりますが、これにつきましても近い将来において統一化を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○ 実友委員長 岡前委員。

○ 岡前委員 だから、僕は、中学校区についてはもう動かんのやから、もう合併して8年たつような時期に、少しでも統一基準をつくれるものについてはつくるべきやと思うし、だから、今までどっちかというたら、あまりよくないほうばかりに統一されてきた傾向があるんで、せめてこれだけ少子化や言われたりとか、また子育て対策と言われとる中で、こういう部分だけでも、せめて一番手厚い助成がされておるところにあわせてもらえたらなという思いがあって言ったんですけれども、小学校の適正化が進むいうたら、多分今からまだ10年、15年かかりますよ。ほな、事実上もう放置されることになるじゃないですか。できるところからやっつけていかなんたら。

○ 実友委員長 岡崎教育委員会教育部長。

○ 岡崎教育委員会教育部長 御指摘の部分、よく理解ができますので、そういった調整をしていくのが我々の仕事でございますので、先ほど計画的な思いで小学校とあわせたというような担当の説明があったと思います。御意見賜る中で、その調整に向けて努力するのは我々の仕事だというふうに考えておりますので、年次がいつという形にはなかなか申し上げられませんが、そういった御意見を踏まえて調整をさせていただきたいなど、検討させていただきたいなと思います。

○ 実友委員長 岡前委員。

○ 岡前委員 それと、山崎小学校の改築の関係で、この前、追加補正で全体の予算と

してはついたんですけど、それはそれでいいんですけども、一つ資料をお願いしたいのが、私も山崎のことで不勉強で申しわけなかったんですけども、山崎小学校については、もう資料の中では耐震工事が何年に行われたとか、大規模改修が何年に行われたとかいうことをちらっと見て、割とそんなに期間はたっていないかなという印象は持ったんですけど、ある匿名のはがきなんですけども、やっぱりそういうことをよく御存じの方がいるんやね。何が言いたいかというたら、今もう取り壊して建て替えよう最中でいいんですけども、実際に旧校舎が耐震工事をいつしたとか、大規模改修をいつして、どうして建て替えがどうしても必要になったかという経緯について、一度きちっと1枚の資料にまとめていただいて出してもらいたいなと思うんです。

それとあわせて、やっぱりプレハブを建ててというふうなところについても、なかなか今私たちアンケートとってますけども、その部分も理解されていない、無駄遣いやという、本会議なんかでも指摘された議員さんがおられましたけども、私たちはそういう立場やなしに、地域住民の住環境を守るためにはやむを得ないなという立場で賛成しましたけども、でも、そののどこも端から見れば、何で山崎だけがあんなに丁寧な対応をするんやというふうな見方もありますからね。だから、そこら辺も含めて、今さらなんですけども、なぜ改築が必要だったか、なぜプレハブまでつくって現状時での建て替えになったのかということ、教育委員会としての考え方を1枚のペーパーにまとめてもらっていただきたいなと思うんですけど。

○實友委員長 津村教育総務課長。

○津村教育総務課長 わかりました。早急に資料をまとめて提出をさせていただきたいと思います。

○實友委員長 岩蔭委員。

○岩蔭委員 私はこの提出いただいた資料のページを追ってお尋ねしたいと思います。

まず3ページなんですけども、千種中学校の耐震補強改修工事概要という中に、技術棟を含めたものなんですけど、これは耐震工事にだけ限定したもんじゃないと理解しているんですが、改修ということね。ということは、現場の中学校の校長先生がかわられるたんびに、ずっと長年お願いをされてきている問題だと思うんですが、皆さんよく御存じだと思うんだけど、4階建てで校舎の出入り口が1カ所で、しかも何かあったときの避難ルートとか、いわゆる非常口、これが非常に心配やと、こんな袋小路みたいなのこへ生徒をいつも見ていると、万一のときには責任持てんなということで、改修の要望がずっとやっぱり根強くあるはずなんです。こういう

ことも技術的にやれるかやれんかということもあります。躯体は結構頑丈なものですからね、あるんだけどやっぱり改修にあわせて、そしてそういう現場の声をよく聞いていただいて、いや、これはもうと、教育委員会でどう言われるかという、これは法的に問題ないんです。それはそうなんです。法的に問題があったら、大體建築はできてないんですよ。ところができたものは、これは心配やという声はずっと続いておるんでね、これにやっぱり丁寧にこたえていただくということが大事だと思うんだが、そういうことも踏まえた改修の設計がなされるのかどうなのか、これをもう一度この場で聞いておきたいと思います。

○實友委員長 津村教育総務課長。

○津村教育総務課長 その点につきましては、総務文教委員会でも御指摘があつておることなんですが、この平成25年度設計着手に当たりまして、その点も十分検討をさせていただきたいと思います。ちなみに先ほどおっしゃっていただきました耐震のみの工事ではありません、大規模改造も含めた改修をしていきますので、そのあたり、学校また地域の皆さん等の意見等も十分踏まえていきたいと考えております。

○實友委員長 岩路委員。

○岩路委員 これ議会で、委員会で声が出ているだけじゃなくって、やはりこんなこと言うと、旧町の我々議決して認めた、そして、それをずっとやってきた旧町時代の宿題なんですけどね、新しい校舎ができて、子どもを入れた途端からやっぱりこんな心配があるということは、ずっとついてくるんで、ひとつ一遍ね、現場の先生方の話がありますから、よく聞いて現実的に対処をお願いします。

それから、9ページなんですけど、図書活動、ブックスター等をはじめとして、図書館の運営というのは、いろいろとよく努力してきていただいていると思うんです。ここに学校図書館司書という言葉が出てますが、今、小・中学校に学校図書の司書さんが何人ぐらいいらっしゃって、図書館の本体に司書さんは今何人ぐらいいらっしゃるのかなと思いますんで。

○實友委員長 縄手教育委員会教育次長。

○縄手教育委員会教育次長 岩路委員のお尋ねになった学校図書館司書という制度がありますけども、学校におきましては、小・中学校ですが、12クラス以上の学校については司書を充てると。ただし、これは充て職でありまして、現場の教員の中でその免許を持っている者がその司書の役割をします。加配がつくという意味ではありません。ですから、現在でいいますと、例えば山崎小学校でありますとか、そういったところには司書の免許を持っている教員を配置しております。ただ、余分につ

くわけではありません。そういうような状況であります。

- 實友委員長 小西図書館館長。
- 小西図書館館長 図書館には正職員で司書が2名、それと臨時職員が3名おります。正職員は今、育児休暇中ですが、それと、各生涯学習事務所にあります図書室に各1名ずつ臨時職員であります。司書を配置しております。
- 岩路委員 正職員でいらっしゃるんですね。
- 小西図書館館長 正職員で、はい、そうです。
- 實友委員長 縄手教育委員会教育次長。
- 縄手教育委員会教育次長 少し説明が足りませんので、つけ加えます。学校教育課におきましても司書の資格を持っておる者が2名おります。これは臨時職員として配置していただいております。平成24年度の9月補正におきまして1名追加になり、現在2名司書がおります。
- 實友委員長 岩路委員。
- 岩路委員 図書館、学校図書も含めて、読書活動を広げようということになると、やっぱり専門の方ですからね、司書ってというのは。やっぱり大事に確保していただきたいというように希望します。

それから、22ページ、家原遺跡公園の件なんです。これ社会教育での位置づけというのは、これ文化遺跡として家原遺跡が捉えられているのか、あるいは単なる観光施設なのか、いや、そもそも、遺跡として学術的に重要なものであるとするならば、やっぱり改造のあり方も大分違ってくると思うんですね。単に古くなったからとか、この際、簡単に移設して屋根ふき替えたりすりゃいいんだというものでもないんだと思うんで、この家原遺跡の位置づけというのは一体どうなんだと。この家原遺跡の遺跡たるものの学術上の重要性というものは我々にあまりよくPRされてないんでね、この際お尋ねしたいと思います。

- 實友委員長 垣内歴史資料館館長。
- 垣内歴史資料館館長 お尋ねの件でございますけども、家原遺跡の中に家原遺跡公園というものがございます。家原遺跡自体は皆様御承知のとおり家原の河岸段丘上全体にわたります5万5,000平米に及びます縄文時代から鎌倉時代にわたります集落遺跡があので地下に眠ってございます。それで家原遺跡公園につきましては、当資料館といたしましては、復元住居等が今現在もございますけども、あれにつきましては屋外の原寸大の模型展示施設という形で歴史的資料という位置づけでございます。ただ、そばにまほろばがございますので、あそこにお越しになるお客様に対し

ても観光施設として御覧になっていただけたら幸いかと考えております。

それで、今回の修繕でございますけども、基本的に今現在、縦穴住居地が8棟ございます。それから古墳時代の高床の倉庫1棟、計9棟を復元しておりますけども、年数がかなりたつて植物性の部材でございますので、非常に傷みが出てまいっております。今、子どもさんに見ていただくには非常に危険な状態になっておりますので、この際、8基の縦穴住居を一旦取り壊しまして、各時代の建物を1棟ずつを復元をさせていただいて、高床の倉庫につきましては移築をして再度活用を図っていく考えでおります。ただ、縦穴住居にいたしましても、移築場所を変えての建て上げを考えておるのではございますけども、発掘で出てまいりました遺構を検出した状況によりまして、復元を図るという形を考えておりますので、今現在と同じものを場所を少し移動させて建て上げると、そういう形で考えておりました、資料的価値は損なわないように考えております。

○實友委員長 岩路委員。

○岩路委員 せっかく3,000万円もの費用をかけてやるんですから、学術的にもこの宍粟の遺産としても学んで楽しんで見るに耐えられるものに、ひとつしっかりやっていたきたいと、こういうように思います。よろしくお願いします。

それから、23ページなんですけど、この宍粟学講座で恐らく講師さんが早くも全部決まっておるようなんですけども、4回目の11月30日のこれは官兵衛公関連の講座に直木賞作家の安部龍太郎さんが予定されとんですかね。総予算は、事業経費はというと30万円なんです。これ安部さんね、これ30万で東京から呼べませんよ、これ1人で。ということが心配なんです、これ何で安部龍太郎なんだということですね。むしろ官兵衛と絡めたいんならば、姫路を中心に結構官兵衛に詳しい作家もいるしね、著作を出しておられる方もいらっしゃるんですから、関連を持たして、いわゆる官兵衛を売り出しにかかっておられる一団の中から安くて親しみやすい方をお選びになったらどうかなという気がしますね。

○實友委員長 垣内歴史資料館館長。

○垣内歴史資料館館長 御指摘いただきました新宍粟学講座の件でございますけども、これは平成24年度まちづくり推進課のほうの担当でございましたけども、平成25年度は歴史資料館のほうへ移りまして、現在まで歴史資料館が行っておりました歴史講座と合体をさせまして、宍粟に関する新しい講座を開こうとして考えておるものでございまして、平成25年度以降は歴史のみならず、植物とかそういったものもあわせて講座に取り込もうと今考えております。

ただいま御指摘のありました11月30日の件ではございますが、この安部龍太郎さんにつきましては、ちょっとした事情がございまして、存じおりがございまして、お願いをいたしまして快くお引き受けをいただいております、この方1人で30万円というわけではございませんので、その点は御承知おきをいただきたいと思いません。

それで、安部龍太郎さんでございすけども、かなり以前にはなりますけども、関ヶ原の合戦で黒田官兵衛の息子の長政をテーマにされました「風の如く水の如く」という小説をお書きになってございます。そういった意味からも黒田官兵衛についてお詳しいのと、お願いをいたしましたときに、安部龍太郎さんは、黒田官兵衛が羽柴秀吉とともに備中高松城の水攻めをしたときの中国大返しのところで今非常に興味を持っておるんで、そこのお話をして、備中の高松から姫路へ帰ってくるころ、それから京都の山崎の合戦に至る間のテーマで話をさせていただけるなら、受けてもいいというお話でございましたので、それをお願いをいたしております。

以上です。

○實友委員長 岩路委員。

○岩路委員 そういいういきさつがあつて、彼自身が乗り気になってくれているのなら言うことはありませんけど、えらい唐突にぽつと引っ張ってきたものでは、逆に地元が一番パワーを持って何年も動いておられる官兵衛を売り出してる姫路の方々から見ると、ちょっとしゃくにさわる話になりますんでね、そのところが非常に気になった。しかし、そういう存じおりのいいコネがあつて安くおいでいただくなら是非安部さんの講演は聞いてみたいと思います。

終わります。

○實友委員長 ちょうど時間になったんですけど、長時間になりますんで、休憩したいと思ひます。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○實友委員長 それでは、2時40分まで休憩をしたいというふうに思ひます。

午後 2時25分休憩

---

午後 2時40分再開

○實友委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

岸本委員。

○岸本委員 この主要施策の説明書の順番に行きたいと思ひます。通告書を出してお

りませんので回答できる範囲で結構でございます。

84ページの外国語青年招致事業なんですけども、この招致事業で思い出しました。この資料の「招」という字が間違っておりますので、承知してますか。

その招致事業で、この事業は国県の補助はなかったんですかね。

○實友委員長 津村教育総務課長。

○津村教育総務課長 交付税算入です。

○實友委員長 岸本委員。

○岸本委員 そうですね。それで、前にもちょっと言ったんですけども、一応行き帰りの旅費は全部この中へ入っておると思うんですよ、予算の中に。それで前にも指摘した旅費は同じところへ行くのに全然倍ほどの旅費を払うとか、半分で済むとか、往復やのに片道のほうが高いとか、いろんなケースがありますので、それを全部きちっと精査した上でのこの予算組みですね。

○實友委員長 津村教育総務課長。

○津村教育総務課長 はい、そうでございます。ほとんどの場合、変更の予定が1名しかございませんので、従前に比較をしております。

○實友委員長 岸本委員。

○岸本委員 はい、わかりました。一応招致した効果なんかは数字では出ないわけなんですけども、何か目標を持たせて英語の能力がどういうふうに上がったのかをきちっと何か効果、会話ができたとか、何か目に見えるものはないですかね。

○實友委員長 縄手教育委員会教育次長。

○縄手教育委員会教育次長 去年も似たようなことを質問いただいたと思うんです。それで、宍粟市の場合、三土中学校を含めまして各中学校に1名配置していただいておりますので、大変効果があるものと期待もし、実際そのようになっていると思うんです。それは何かといいますと、このALTの配置事業を継続していただいて、おかげをもちまして英語に対するなかなか目に見えない部分ではありますが、抵抗感はかなりなくなっていると思います。それから、中学校区ごとに小学校のほうも、それこそ新学習指導要領で5・6年が外国語活動、実質は英語活動をしているわけですが、そこにもそれぞれの中学校区から計画的にといいますか、年間計画に基づいて配置しておりまして、小さい段階から特にそういう英語に対する抵抗感がない、それから英語による表現力というか、実際変な言い方ですが、自分たちの時代に比べたら例えば東京に修学旅行に行って初めて外国人と接するというようなことで、話しかけられない、それが今の状態は、今のように宍粟市の場合、配置し



ていただいているので、おかげをもちまして抵抗なく挨拶などはどんどんALTの先生にかけていくような状況が生まれてますので、これは実際に効果が上がっていると、このように確信しております。

○實友委員長 岸本委員。

○岸本委員 国の費用にしる3,000万円以上かけてますので、是非その効果のほどを上げてほしいと思います。

その次に、これは資料請求なんですけども、山崎小学校とか千種小学校、総事業費が幾らで、ここへ国庫が何ぼ、起債が何ぼって書いてあるんですが、起債の中で特に特例債をどれだけ使ってやっとなのか、ちょっと見えたものが欲しいなと思いますので、今でなくて結構ですが、後で総事業費、特に設計が幾ら、仮設が何ぼで、本体が何ぼで、あと備品としてどんなものが何ぼ、そしてその財源として国が全部で何ぼで、起債のうち特例債のほうは何ぼで、普通の起債が何ぼで、そして一般の財源が何ぼかとかいうふうな形で、ちょっとまとめたものをいただきたいなと思うんですけども。

○實友委員長 岡崎教育委員会教育部長。

○岡崎教育委員会教育部長 作成して提出させていただきます。

○實友委員長 岸本委員。

○岸本委員 お願いします。

87ページの特別支援員、これは先ほど内容を聞きましたので、結構なんですけども、これに対して国や県はそういう支援はないんですか。

○實友委員長 津村教育総務課長。

○津村教育総務課長 交付税です。

○實友委員長 岸本委員。

○岸本委員 交付税ですね。はい、わかりました。

その次に、88ページの確かな学力向上のほうで、公表というのは中学校区でいうことは、中学校の学力もおのおの個別に出るわけですか。

○實友委員長 縄手教育委員会教育次長。

○縄手教育委員会教育次長 中学校区で公表といいますのは、例えば山崎西中学校の例をとりますと、山崎西中学校区、つまり中学2年生になりますけども、その期待正答率、それから、その中学校の得点、それから小学校は2校ありますわね、その1校ずつじゃなしに、小学校のということ出るといって、このような形になっております。

○實友委員長 岸本委員。

○岸本委員 ということは、中学校はもう1校だけのその個別の学力が出るわけですね、表へ。

○實友委員長 縄手教育委員会教育次長。

○縄手教育委員会教育次長 そのとおりです。

○實友委員長 岸本委員。

○岸本委員 はい、わかりました。

それと、過去2年間の学力向上の取り組みの課題を明確にしたと、こういうふう  
に文章に書いてあるんですが、その明確になったことというのは、この場で予算の  
ところで言うのはおかしいんですけども、どういうことが明確になったのかなと。

○實友委員長 縄手教育委員会教育次長。

○縄手教育委員会教育次長 それこそ平成24年度につきましても、9月の広報で課題  
なり成果を発表しておりますが、特に宍粟市の場合は基礎・基本の部分につきまし  
ては、かなり高い得点率といたしますか、ポイントをとっているんです。ただ、活用  
の部分といたしますか、表現力であったり、それから思考といたしますか、応用問題と  
いたしますか、そういった部分では例えば数学においては、ある分野においては課題  
が見られるとか、そのような形で課題を明らかにして、それについての工夫・改善  
の方法についても検討したものを公表しているような形です。

○實友委員長 岸本委員。

○岸本委員 はい、わかりました。

その次、92ページの下の人権啓発事業で、私、あまりこの効果がどうなんかなと  
思うのは、人権啓発冊子を作成して、全戸に配布すると言うて、読んでいただく人  
もあるでしょうし、読まずにいる人もおると思うんですが、その効果は何とも言え  
ませんが、この市内全戸に配布と書いてあるのに、目標として冊子の作成で1,500  
部というのはどういうことなんですか、1,500戸しかないんですか。

○實友委員長 井上社会教育課長。

○井上社会教育課長 すみません。啓発冊子の作成は1万5,000部の間違いです。す  
みません。

○實友委員長 岸本委員。

○岸本委員 そうですね、はい。

93ページの上の地区生涯学習事業で、全部で796万2,000円あるんですが、その振  
り分けなんですけども、事業内容のところにずっと山崎、一宮、波賀、千種と、この

振り分けの金額の算出根拠というのはどういうところにあるんですか。

○實友委員長 井上社会教育課長。

○井上社会教育課長 振り分けのそれぞれの旧町の時代の根拠でいっておるわけなんです、それぞれの山崎、一宮、千種、波賀の四つの生涯学習推進協議会の中で事業の内容また金額等について調整をしていくという形で会長・副会長会の中で意見が出ておりますので、事業の内容、そこらを精査して調整していく方向で検討しております。

○實友委員長 岸本委員。

○岸本委員 そうですか。皆さん納得しておるんであればいいんですけども、例えば山崎なんかは85自治会で300万円ほど、一宮が39自治会で330万円ということで、その辺はどういうふうな根拠でやったのかなというふうに私ちょっと思ったんですが、これはそういう不平言うたらおかしいけど、そういうことは問題視されてないんですか。

○實友委員長 井上社会教育課長。

○井上社会教育課長 前回の会長会、副会長会の中でもその中身はありましたが、内容のやっている事業の講座の中で受けて、年間何講座、自治会やそこらですという内容の中で、回数やら、また内容面のところでそれぞれの意見交換をする中で、それだけの回数するんだったら大変やなという話も出ますし、今のところは今の校区ごとにされているところもありますし、山崎の中でもやり方が少しずつ違うところもありますので、その辺も含めて今から内容面とそこらが合うような形の調整が必要かなということで意見は出ておりますが、今のところ、今のままの形でいうところでは、そういった不公平感というところでは意見は出ておりません。

○實友委員長 岸本委員。

○岸本委員 ということは、山崎のほうは一宮に比べて活動が活発でないというようなことなんですか。

○實友委員長 井上社会教育課長。

○井上社会教育課長 活発でないというところではなくて、やり方が校区全体で一つの研修会されたりとか、小グループでされているのが一宮の生推協は各自治会ごとにされているという実情と、それから中身についても城下のふれあいの祭りとか、このウォーキング、ウォッチングという形でされるとか、いろんな形がありますので、そういった中のところではそれぞれ一生懸命されておりますので、そういった中の分で、いい悪いは今のところ言えないと思っております。

○實友委員長 岸本委員。

○岸本委員 いいですけども、予算があれば、あったでそれだけの活動も広がっていくんじゃないかと思うし、その辺考えようなんですけども、会長会でそういう形で納得されとんであれば結構でございます。

もう1点、給食センターは聞きましたね。耐震工事のところ、この資料のほうで先ほど見せていただきまして、学校の耐震工事がずっと進んでいってとんですけども、資料の3ページですが、最終的に千種が終わりますと、79棟中の76棟がもう終わったことになると書いてありますが、残り3棟というのはどこの何なんですか。

○實友委員長 津村教育総務課長。

○津村教育総務課長 伊水小学校の体育館と都多小学校、土万小学校の校舎になっております。

○實友委員長 岸本委員。

○岸本委員 それはI s値はどんなもんなんですか。

○實友委員長 津村教育総務課長。

○津村教育総務課長 伊水小の体育館が0.46、土万小が0.57、都多小が0.56でございます。

○實友委員長 岸本委員。

○岸本委員 ということは、今までに取りかかっておるところでそういうところがありましたよね、何か近い値のところが。そういう順番というのは、やっぱりそういう順番。

○實友委員長 津村教育総務課長。

○津村教育総務課長 基本的にI s値0.3未満のところをまずやろうということで、山崎小学校から0.3を超えるものの着手になっております。基本的にはやはり0.3以上なんだけれども、数値の低いものから基本的に優先してやっっていこうという形になっております。

○實友委員長 岸本委員。

○岸本委員 はい、わかりました。

最後に、この説明書はないんですけども、決算書で教育総務費の中の備品のところで、私は理科の教育をずっと、各校の理科室を見て回って非常に備品いうか、実験器具もお粗末で、もう少し今の時代、こんな実験も子どもたちに見せてやればいいのかという実験道具がない、そして聞いてみると、年間予算が200万円ほどしかない、それを全部の学校で分けようとする、ばらまくと数万円しかないんで、結局どっか集中して1校ずつ充実していくということで、その順番を待っておったら、

もう10年も15年も先やというふうなことを聞いたんで、これはもう絶対何が何でも、そんなとこまでなしでね、いつの間にか卒業してしまうということなんで、何とか整備してほしいと言ったんですが、今年度急に1,000万円以上増えとんですが、これはどういう内容なんですか。

○實友委員長 津村教育総務課長。

○津村教育総務課長 委員御指摘のとおり、現在全体の整理率でも平均で約3割というふうな数値になっておりますが、幸いにも平成24年度末の国の補正がつきまして、山崎小学校の耐震化と同じような感じで、これも予算は当初予算で計上させていただいているんですが、国レベルでは平成24年度の補正で平成25年度交付というふうな形になっております。具体的には、各校50万円の予算計上をさせていただいております。そして、小学校18、中学校が7、25校分を計上させていただきまして、そのうち2分の1が補助金として交付されるという見込みです。

○實友委員長 岸本委員。

○岸本委員 非常に結構なことなんで、是非充実を図っていただきたい。子どもたちはそういうこと、体験とか実験を通して関心とか興味を持つと思いますので、是非そういう形で進めていただきたいなと思います。

以上で終わります。

○實友委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 それでは、4点ほど伺いたいと思います。

まず、ちょっと申しわけないんですけど、卒業式なんかの告示というのがありますね。あれは誰がつくられるんですか。そして各学校に合った内容でやられるんか、ちょっとそれ、ここで尋ねていいかわからんですけど、ちょっと聞かせていただきたいんですけど。

○實友委員長 縄手教育委員会教育次長。

○縄手教育委員会教育次長 今お尋ねの点ですが、卒業式の告示でございますね。告示については学校教育課で作成しております。

○實友委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 それで、私がこの間経験したのには、目の当たりって言うでしょう。

「まのあたり」、「めのあたり」って言われたんですよ。それはそうだったんです。目の当たりって書くわね、そら。ルビ打ってないんですけど、大体「まのあたり」言うから。ところが、その後ね、生徒が答辞を言われたんですよ。その生徒は「まのあたり」と言われたんです。告示される人が「めのあたり」言われて、ちょっとこ

れ教育委員会としてはまずいんじゃないかというように思うんですけど、どのように思われますか。

○實友委員長 縄手教育委員会教育次長。

○縄手教育委員会教育次長 今委員が御指摘になった文章、私も記憶しております。

「まのあたり」ということで、大変失礼なことをしたなということで、生徒のほうがりっかりしておるような状態でありますので、十分今後とも気をつけて事前に配布していきたいと思います。

○實友委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 こういうことを言いたくなかったんですけど、先ほどからちょっと資料が違ったり、いろいろとして指摘されたということもあって、やはり教育関係に携わっておられる、私らなみたいな勉強しておらん者はそういう間違いすると思うんですけど、やはりきちっとそこらのとこ、してもらわなあかなあということをおもいました。

次、先ほど学童保育のことで、健康福祉部から教育委員会に移ったというような話がありました。タイムケア事業を廃止してという話がありまして、実は軽度の障がいのある子どもさんを持っておられる保護者の方が、例えば夏休みなんかには、要するにこういう学童保育いうんか、そういうことをやってもらえんのかなあという話がありました。今やっておられるんか、やっておられないんかわからんですけど、直接でないんですけど、そういう話があったんですけど、どのようにお考えでしょうか。

○實友委員長 福山こども未来課長。

○福山こども未来課長 平成25年度の先ほども申し上げましたように学童保育については、障がいの有無にかかわらず学童保育として受け入れていくということとしております。その中で、夏休み利用という方の申し込みもございますので、今言われたことについては対応できるのかなあと。ただ、職員の加配をつけなければ安全に見守ることができないといったような場合については、判定審査会を開催させていただくと。そういった中で加配が必要かどうかという安全面についても十分検討した中で受け入れていくという形になろうかと思っております。

○實友委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 その保護者の人らにしてみたら、本当にずっと四六時中見とかなあかん状態なんですね。軽度でもね。そんな中でほっと息つく間がないんですということで、何とかそういうことを広げてもらいたいなという話がありました。そういうこ

とで、今、答弁いただきましたように教育委員会に移って、それがさらに充実するんだったら、それでいいと思うし、その人たちも納得をある程度していくんじゃないかなというぐあいに思います。

それから、これ通学路の安全・安心のことが平成24年度の補正予算で大体やられたと思うんですけど、去年のああいふ交通事故が京都のほうでありまして、それから全国的に教育委員会とか土木部とか警察とか、うちでいうたらまちづくり推進部ですか、そこらが調査されて、そして宍粟においては140カ所ということが調べられたということを聞いています。それは私が所属しております産業建設常任委員会の土木部で結果を聞いたんですけど、実はよくやっておられるなということでもちょっと言うておきます。なぜかというたら、この要するに1月ぐらいでしたかね、全国的にこの補正予算で既に箇所づけをされている。それが全国的にはむちゃくちゃ多いんですけど、兵庫県では4市町なんですよ。芦屋市、小野市、宍粟市、福崎町なんです。そこに宍粟市も入ってってやっておられる。そのことを私、あるとこで資料見て、すごいことをやってくれるなあということを感じるんですけど、それをやっておらなんだら、箇所づけされてないし、予算もついてないんですね。そういう意味では本当にいい対応をしてもろうたなあ、スピーディな対応をしてもろうたなあということをおもっています。感謝します。

それと、7割が大体できたと。あとの3割は恐らく中学校区、小学校区、道路でいうたら、例えば県道、市道、国道となるんですけど、難しいとこばかりが残っておると思うんですけど、今後どのようにされるか。私もちょっと詳しいとこまで平成25年度予算案をそこらのとこを見たらよかったんですけど、ちょっとそこら説明書とか、そういう今日の資料なんかには載っていませんから、そこらのとこをちょっとお聞きしたいと思います。

○實友委員長 津村教育総務課長。

○津村教育総務課長 先ほどの件につきましても、去年の夏以降、おっしゃいますとおり公安委員会、それから県道・国道・市道の道路管理者、さらに学校を交えて、さらに地域の皆さん、またそのような中で一つの危険箇所のピックアップと、さらにそれに対する対応を何回もの集まりの中で見出してきたわけでございます。その中で、例えば平成24年度中にできるもの、また平成25年にするもの、平成26年以降に先送りするもの、そのような形で課題の整理をしております。ほとんどの部分が道路管理者、その残りの部分がやはり公安委員会の例えば横断歩道を設置するとか、白線を引くとか、そのような形になっていたと思うんです。あと、そういう部分で

対応できないところについては教育委員会並びに学校が子どもたちの交通安全の指導を徹底すると、そのような形でまとめられたものなのですが、ほとんどの場合のハード整備については引き続き市道は建設課、県道・国道、それぞれの所管において平成24年単年度で終わるのではなくて、その危険箇所は箇所として引き続き検討をしていただいているものというふうに認識をしております。

○實友委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 わかりました。

次に、認定こども園のことなんですけど、先ほどの質問のときの答弁で、例えば千種であったら、杉の子とかいうように、ある意味では言い切られたような感じを受けたんですけど、私は公募をされてというふうに聞いているし、そこには学校法人とか社会福祉法人という形で入ってこられるところがあるし、よそからも、どこの範囲まで。例えば私らがこの間、1月9日ですか、九州へ視察に行ったときなんかは、要するに大分県だってその市だけじゃなしに、大分県全体から公募して取り組んだんだというようなことがありました。また、今回、宍粟市においても、例えば山崎町は公立も民間もたくさんあるわけなんですけど、学校法人なり社会福祉法人なりが入って来られてもいいようなために公募されるんじゃないかと思うんですけど、先ほどのちょっと話では何かもう地域でとかいうようなことを決めてもうたら、ぐあい悪いんじゃないかと思うんですけど、そこらのところはどのように。

○實友委員長 福山こども未来課長。

○福山こども未来課長 運営主体の選定につきましては、先ほど申しあげましたように選定審査会を設けて、その運営主体の決定をしていこうということでガイドラインで決めております。その中で、ガイドラインの中でもその運営主体の考え方としては、まず優先的に、1番には宍粟市内で歴史のある保育の実績のある社会福祉法人さん、まずここから公募した中で運営主体という選定の方向、それでもない場合については、新たに地域で設置された社会福祉法人もしくは市内の社会福祉法人といった優先順位をつけた中で公募をしていきたいなというふうに思っております。ですから、今まで例えば千種とか波賀とか過去2、3年優先順位をつけて話をしてきた中では、その地域には1カ所の民間の保育所と公立の幼稚園といったような状況の中で公募をかけた場合に、母体としてなるのは例えば杉の子さんであるとか、そういったことの話もしてきた経緯はあるということにはなるんですけども、基本的には公平性を保つために選定審査会を設けて、まず市内の保育に実績のある社会福祉法人さんを対象に公募するという形をとらせていただきます。



○實友委員長 岡崎教育委員会教育部長。

○岡崎教育委員会教育部長 御意見では、先例では県下で広く公募して、それこそ質のいいところを選定したらいいんじゃないか、こういう御指摘かなというふうに思うんですが、先ほど課長が申しあげましたように、やはり宍粟市におきましては、子どもたちの数、少子化の状況を踏まえると、やはり広く公募をしていきますと、これまで担っていただいた認可保育所の保育のノウハウというものも生かせないと、そういう両面から考えまして、やはり市内の社会福祉法人さんにまずは公募したらどうかというふうに考えたところであります。

○實友委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 私は今それを言いよるんは、別に市内の社会福祉法人の人がだめで、よそのほうがいいんですと、そういう意味じゃなしに、千種だったら杉の子というように決めつけてもろうたら僕はだめだと思うんで、それで尋ねたわけなんで、そううふうに思います。

それと、この予算のあれにはちょっと入らんのですけども、実はこの間、柔道大会が山崎でありました。私も議長と一緒にいかせてもろうたんですけど、本当に礼儀正しいすばらしい熱こもる大会でした。半分以上見せていただいたんですけど、そこで感じたことは、やはり野球だろうが、バレーだろうが、今、はやりのサッカーだろうが、それからスキーのジャンパーの高梨さんの、16歳ですけど、ああいう人らを見ておったら、やっぱり小さいときからやっている人が、途中からでもやって立派に成果を上げている人もおると思うんですけど、やはり小さいときから由縁いうんか、それで成長しているいうんか、例えば卓球だろうが、サッカーだろうが、今言うたようにジャンパーだろうが、いっぱいそれあるわけなんですけど、やっぱり環境的に宍粟の場合は少ない児童・生徒でなかなかそこらのところに行き届かない、柔道のことを捉えたら、やはり校長先生の采配でほとんどがだめになるという、そういうことを聞いておりました、安富なんかでも私もいろいろ手を尽くしたんですけど、姫路市やけどね。そういうことでだめだったとか。

何が言いたいかいうたら、この間、本当に一生懸命柔道を小さい子がやりよるんですね。審判の人がちゃんとやった後も、ちゃんと下がって礼をするところまで教えて、本当に、ただやっぱり勝つとかだけやなしに、心技体いうんか、小さいときからそういうふうに教育しておられるなあと思うんですけど、柔道に対して宍粟市は教育委員会の人はどうのように捉えておられますか。そういう要望いうんか、学校でやってくれと、例えば山崎の子が一宮南中へ来ております。私も知ってます。そ

うということも含めて、そういう捉え方でどのように判断しておられるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○實友委員長 縄手教育委員会教育次長。

○縄手教育委員会教育次長 中学校における部活動のあり方という面にかかわるかなということで御質問を伺っておりました。それで、岡崎委員が質問の中でも言われましたように、現状でいいますと、各中学校の部活動については、小規模化も進んでおりまして、なかなか柔道を新たにつくるというような視点には各学校現場は立っておりません。実際に柔道部があるという学校は三土中学校を入れて8中学校のうち御存じのように一宮北中学校とそれから一宮南中学校であります。一宮南中学校については、新聞報道等もありましたが、国際大会に出る福岡でサニックス旗国際柔道大会が年末にありましたけども、そのような形で活躍する場はあるわけなんですけど、現実問題としましては、他の中学校区で柔道部をつくれるかということ、やはり今御指摘のありましたように、校長の判断があつたり、学校規模であつたり、それから指導者の関係であつたりとかということで、なかなか難しいのが現状であります。

それで、実際に中学生でありまして、部活動は例えば学校の野球部なりバレー部に所属しておりまして、土曜日とか日曜日とか許す範囲内で学校の部活動をしつつ、例えばB & Gで行われている柔道教室に通うとか。それで一方で、大会の中学校体育連盟の規約がありまして、二重登録できないということがありますので、例えばの例ですが、あるソフト部の子が大変すばらしい素質を持っておりまして、西播大会以上になってきますと二重登録ができないので、県大会に出場するときにはどちらに絞らなあかんです。それで、一方のソフトを我慢して柔道大会で活躍するとかいうような例がございます。ただ、今言いましたように現状としては柔道を創設する方向には、新たにという意味では各学校現場はちょっと対応し切れないんじゃないかなという判断です。

以上です。

○實友委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 柔道と剣道と比べたら、昨年も教育の一環で国がそういうふうに出てきて、格技いうんですか、この宍粟市は剣道を選ばれた。私は剣道を高校のときにちょっとかじったときがあったんですけど、やっぱり防具なんかもたくさん要るし、危険なこともあるんですよ、剣道も結構ね。面かぶってるけど、そこへ竹刀が突き刺さったりね、それ以上に柔道は危険とけがと隣り合わせということもあるん

ですけど、先ほど言われたことは十分わかっているつもりなんですけど、これから先やっぱり柔道やりたいなあ、学校で部活がないかなという人が増えてきた場合、何かそういう手は打てないかなあと。安富町をよく言いますけど、外からの指導者を呼んできて、学校ではなかったんですけど、そういうことをやった。宋栗市でも恐らくそういうことをやっておられると思うんですけど、今後、学校で部活で今困難だと言われましたけど、何のやり方いうんか、それができないかなあというように思うんですけど。例えば、波賀町の子が放課後に一宮へ来て部活のどこへ一緒に合流して部活動を受けるとか、そういうこととは無理なんですか。

○實友委員長 縄手教育委員会教育次長。

○縄手教育委員会教育次長 これは一つの例ではありますけども、他競技ではありますけども、ある中学校でその学校にある部活動に所属しておりまして、一方では、ほぼ全員入部制の形をとっていますので、自分のしたい部がない場合にある部に所属しといて、そして実際には水泳を頑張って、結局社会体育であったり、そういう部分で活躍をするというような形しかないのかなあと。今の状態ではそのような感じで受けとめさせていただきました。

それから、外部指導者の件でありますけども、これはサッカーなどもそういった専門的な部分もありまして、サッカーに限らずですが、ほかの競技でもですが、外部指導者を申請して派遣してもらおうと。ただ、それも県の予算がついている関係で、数に限定がございまして、全中学校にあらゆる競技について外部指導者を派遣するというか、指導補助員的な扱いで派遣するというわけにはなかなかいかないんです。僕も一宮北中学校時代の経験がございまして、そのときには柔道部についてですけども、外部から今言いました部活動の指導補助員的な扱いで手当も出しまして、県の予算がついてますので。それで依頼をした経緯はございます。そういうような方法はあるにはあるということでございます。

以上です。

○實友委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 今言われたことを私も南中で、例えば女子のソフトボールで南中出身の子が2年間ぐらい補助員になったというあれがあります。

それから、今言われたように、南中なんかは特に昨年ですか、駅伝かな2位になりましたね、県で。そんなんでもやっぱりふだんは野球部の子がそこへ入って、メンバーに入って、あれだけの成績を出したわけなんですけど、そういうことも含めて、私は柔道なんかに対しても、ただ危険だとかいうだけやなしに、これだけの柔

道の人口があるんやから、そこらのところをもうちょっと前向きに考えてあげてもらいたいなというように思うんですけどね。ちょっともう少し前向きに考えて、難しい、けがするんやとか、場合によったら亡くなるんやとかいうようなことだけを強調せんと、そんな中でやっぱりどないしたら、ほなけがせんとか、どないしたらそういう危険なあれになれへん、指導も必ずそういう経験者がするわけなんですから、そこらのところも踏まえて、今後もうちょっと積極的に取り組んでもらいたいなと思うんですけどね。

○實友委員長 縄手教育委員会教育次長。

○縄手教育委員会教育次長 同じことの繰り返しになるかもしれませんが、学校の状況にもよりますが、それから今、岡崎委員御指摘のように、一方でそういった子どもたちの夢を育むといえますか、そういった視点にも立ちたいと思いますので、要望があれば、それぞれの学校で対応していただくことにはなるんですが、教育委員会としてもサポートできるような制度が使えるようなことがありましたら、そういう対応をさせていただきたいなというように思います。

○實友委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 予算書からちょっとずれたと思うんですけど、これで終わります。

○實友委員長 福嶋委員。

○福嶋委員 資料の10ページですね、青少年育成センターについて、これはやはり教育、学力の向上というようなことを言われてますね。その中で、やはり教師の負担というものを軽減しなければいけないと。そういう立場で一般質問をしたんですが、教師は大変多忙であって、また雑用も多く、いじめなんかで、やはり精神的に病んでおられる方もおられると、こういったことで、あるいは一人で抱え込まないようにと言われていても、やはりなかなかほかの教師も忙しくて相談に乗ってもらえないというのが全国的な現状であるらしいんですね。

そこで、市長部局に相談員をといるのを、私質問したところ、教育長の答えといたしまして、やっぱり青少年の育成センターの中でやっていきたいと、こういうふうな答えをいただいたんですが、警察OBとか教育経験者とかがおられると言われたんですが、警察OBの方は何名おられて、あるいは教育経験者が何名、あるいはどのような方が何名ぐらいおられて、合計何名ぐらいでやっておられるのかということをお教えいただきたいんですけど。

○實友委員長 縄手教育委員会教育次長。

○縄手教育委員会教育次長 今、福嶋委員のほうから御指摘がありまして、教育長答

弁の中でも青小年育成センターの充実ということを言われたと思いますが、人員としましては現在のところですが、警察OBの方1名、この方については経歴上は実業でいいますと、少年課といえますか、生活安全関係で少年の補導とか、そういった部分に携わってこられた方です。それから、もう1人は中学校の生徒指導で御活躍をされた、先生OBというのはそういうことです。1名です。現在のところ2名で対応しております。

○實友委員長 福嶋委員。

○福嶋委員 育成センターの中で対応しておられるのは、この2名ということですか。いや、私はもっと多くの方が、一般の方とか、あるいは警察OBの方が2、3名おられるのかというふうに、少なくとも5、6名ぐらいで対応されているのかなというようなことを考えたんですがね。今後、いろいろと複雑化してまいりますね、その中で人数を増やされるとか、これで十分だということか、その辺どういうふうに考えておられますか。

○實友委員長 縄手教育委員会教育次長。

○縄手教育委員会教育次長 実際に職員としては今言いましたように2名の体制で取り組んでいるわけですが、その下部組織の中には各中学校区の育成委員会というものを設けておまして、そういった形でも対応をしていただいております。

それで、現在のところ、予算計上はそこに584万6,000円というような形にしておりまして、一応平成25年度につきましても、今言いましたように2名の体制では思っておるわけです。ただ、今、福嶋委員言っていただきましたように、さらに人員を増やせるような状況といえますか、考えられるようでしたら、そのようにしてただけたらと思います。

それから、もう1点、これまで所管が社会教育課のほうにこの青少年育成センターが置いてあったんです。平成25年度につきましては、学校からの相談件数も増える可能性も十分あるということで、学校教育課のほうの所管に移して、さらに今までも連携はしておったわけですが、生徒指導面などで、十分学校教育課と連携を深めるといえるか、所管になりますので、そういうような形を改革をしていきたいと、このように考えております。

○實友委員長 福嶋委員。

○福嶋委員 学校教育課に移されてということで、それは大変いいことだと思うんで、学校との密接な関係というものになると思いますので。そして、教師が現場で専念できるということがやはり子どもたちにとっても大事だろうと思うんで、その辺を

しっかりと踏まえていただいた実行力のある青少年育成センターというか、そういったものにしていただきたいと思います。

以上です。

○實友委員長 よろしいですか。

○福嶋委員 いいです。

○實友委員長 ほかに。

大倉委員。

○大倉委員 9ページの読書活動推進事業、予算の説明をお願いしたい。特に1番と3番と4番について、委員の謝礼でありますとか、これの人数とか、もう決定しているとか、そういったことの説明をお願いします。

○實友委員長 縄手教育委員会教育次長。

○縄手教育委員会教育次長 それでは、今御指摘のありました9ページの予算につきまして、説明のときにも言いましたように、各課連動しておりますので、各課の担当ごとに御説明させていただきます。

まず最初、(1)の読書活動推進計画策定に係る予算については、その後は社会教育課になりますのでお願いします。

○實友委員長 井上社会教育課長。

○井上社会教育課長 すみません。1番目の読書活動推進計画策定に係る予算の関係が社会教育課の分になります。全体で幼稚園・保育所・中学校等もかかわってくる中身となっておりますが、委員さんは15名で今策定していただいております。その中で学校の先生等もありますので、出す委員さんの謝礼としては8名分になっております。あと食料費としては会議のお茶代、それから、その策定の冊子として20万円ほどをかけてつくる予定にしております。

それから、あと3番のところも社会教育課のほうになります。学校支援地域本部事業に係る予算ということで、この分は国県の関係の大きな流れの中の補助事業となっております。それで、総額として121万3,000円ということではありますが、コーディネーター賃金ということで、今、下のほうにあります学校のコーディネーターという分がありますが、その方と一緒に、今学校を中心的にコーディネートをして図書整理とか読み聞かせとか、そういった関係で回っていただいております。この方は1名を配属して行っていただいております。あと、研修費として、そういった読書活動を進めていただく学校等のボランティア、またそういった読み聞かせの関係の研修として6万円、あとそういった方の会議費等で4万8,000円、あと事業費とし

てそういった読書のボランティアの方が活動される消耗品等で27万7,000円、それから役務費として活動される方の保険代等で6万円という形で計上させていただいております。

○實友委員長 縄手教育委員会教育次長。

○縄手教育委員会教育次長 続きます、(4)読書ボランティアグループ活動に係る消耗品ということで、冒頭5万5,000円を55万円に修正をしていただきました。これにつきましては、中学校、それから小学校、それから幼稚園、市立の保育所、それから認可保育所を含めまして合計で55校園所ありまして、それぞれにつきまして1万円という形で55万円と。それで、それぞれの学校園所におきまして読書ボランティアということで読み聞かせをしていただいたり、それから環境整備で本の表紙を直していただくとか、そういうようなこともしていただいているんです。そういった中で必要な消耗品代ということでそういった形に予算計上しております。

それから、(5)の学校図書館司書ということで、読書活動推進コーディネーターに係る人件費ということで246万4,000円と。先ほど社会教育のほうから学校支援地域本部事業の中でもありましたが、この方との2人の体制で今言いました保・幼・小・中学校の要請にこたえまして読み聞かせの指導に行ったりとか、図書室の整備のやり方はこういうふうにするんですよというようなことで指導に行っていたりとかいうような形で、この2名体制を組んでおるといような状況であります。

○實友委員長 大倉委員。

○大倉委員 ありがとうございます。最初に、1番の20万円の冊子をつくると言われましたけれども、これは永久的に使われるものなのか、どんな冊子なのでしょう。

○實友委員長 井上社会教育課長。

○井上社会教育課長 ただいま策定しておるわけなんです、5年を目途にした中身となった策定になっております。そういった中でまた見直しをかけたの計画になっております。

○實友委員長 大倉委員。

○大倉委員 はい、わかりました。

4番の読書ボランティアのところ、最初の趣旨のところ、上から3行目、読書ボランティアグループの設置やということが書いてありまして、また、私、新しく置かれるのかと思ったんですけれども、読み聞かせというのは今各小学校、中学校でもやっておられますよね、これとはまた別のものなのでしょう。

○實友委員長 縄手教育委員会教育次長。

○縄手教育委員会教育次長 失礼します。学校教育課としては平成23年度に読書活動推進事業ということで、新規事業で立ち上げまして、そして23年度当初から、特に小・中学校を中心にボランティアの募集をかけて、今言われてます読み聞かせなどの体制を整えてくださいというような形をお願いをして、平成23年度、24年度と広げてきました結果、ボランティアが総数では200名を超えております、小・中学校におきまして。そういった中のことをここに設置やと書き方がちょっとまずかったかもしれませんが、そういう継続であり、拡充であるということで、そういう意味合いであります。

○實友委員長 大倉委員。

○大倉委員 はい、わかりました。理解しました。

それで、私、大分前のときに、一般質問したんですけれども、一宮の田辺聖子さんがおられて、田辺聖子さんが一宮のほうへお話に来てくださったりとかして、田辺聖子賞というようなものを読書感想に關したことで設置してもらった覚えがあるんです。それで、今回こういった読書活動を強力に進めていかれるという上で、後々この田辺聖子さんに限らず、感想文を書いて優秀な子どもさんを表彰するというような何々さん賞とかいうようなことの設置とかは考えておられませんか。

○實友委員長 岡崎教育委員会教育部長。

○岡崎教育委員会教育部長 現在のところ、そこまで具体的なプランは持ち合わせておりませんが、御意見を参考にさせていただいて、全市的に子どもたちが取り組めるというようなことになると、いい話でありますので、まだまだどこに課題があるかとかいう検討の状況にも入っておりませんが、少し検討させていただきたいなと思います。

○實友委員長 大倉委員。

○大倉委員 お願いしたいと思います。宍粟市の子どもの学力、読書の力、大いに増進すると思います。

それと、22ページですけれども、事業の目的というところで、上から3行目、施設内の樹木を整理し、万葉植物園として整備を行いと書いてございます。一番最初に、家原遺跡の公園ができたときに、あんなに狭いところにいっぱいいっぱい植えて、これ5年、10年たってどうなるんだろうって、設置といいますか、植えられたその当時は一宮町でしたけれども、一宮町の方は何考えておられるんだろうと心配



してたんです。私の心配が的中しまして、今ではすごく繁茂してますよね。これをなぜあのときにあんなに狭く植えられたのか、そのときの担当の方はおられないんでわからないと思うんですけども、これから宍粟市の施設を何とかかんとか、よくするとか、新しくつくるとかいうときには、後々のことまで考えてやっていただきたいな、それを注意していただきたい、これは提案なんです。

それと、先ほど岩路委員さんが質問なさいました、官兵衛さんの宍粟学講座ですが、そのときに11月30日、安部さんが来られるとかいうことで、このときにはお安く来ていただけるということで館長さんが説明くださいましたけれども、25ページに「ゆめ講座」っていうのがありまして、ここに講師招聘謝金、延べですけれども、2、3回の予定で60万円ということになっております。会場借上料10万円ということで、来場予定者数延べで1,000人程度、1回300人か200人かわかりませんが、そういったことで計画されておりますけれども、宍粟市に関係ある方をお呼びするんだったら、もう少しお安く来ていただけるような、その人も宍粟市出身でおられるんだったら、20万円も30万円も出さずに来ていただけるような交渉をされるべきじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○實友委員長 井上社会教育課長。

○井上社会教育課長 そのとおりもっと安く来てもらう予定でお願いする予定にしておりますが、今のところ、日本だけにかかわらず、海外でも活躍される方も想定した中で考えたりもしたいないうところで、旅費程度の分を置かせてもらっているという解釈でしていただいたらと。ちょっと誰かというのははっきりしてませんので、安く来ていただけるのであれば、それだけ抑えていきたいなと思っております。

○實友委員長 大倉委員。

○大倉委員 ありがとうございます。本当に宍粟市にはすばらしい方が大勢おられますので、年2、3回とは言わずに、もっともっと大勢来ていただいて、宍粟をほかの方に知っていただく、また宍粟を広めていただくということで、この会はもっともっと回数増やしていただきたいと思います。これからもよろしく願いいたします。

以上です。

○實友委員長 ほかがございますか。

秋田委員。

○秋田委員 2点ほどお尋ねをいたしますが、まず、マイスター制度のことではありますが、このマイスター制度というのは、他市の成功事例を見て、こういう制度をさ

れたのか、地元で、当局で案を練り上げてつくり上げた制度で新規に投入しようとして  
されているのか、どちらでしょうか。

○實友委員長 縄手教育委員会教育次長。

○縄手教育委員会教育次長 実はこのマイスター制度以前に県教委は教科指導員という  
制度を持っているんです。そういった制度もございまして、これにつきましては、  
例えば宍粟市の中からも西播磨管内であります。指導員として何名か、例えば数  
学であるとか、英語であるとかいうような形で指導員として活躍していただいでい  
る先生もございます。そういうことも参考にしながら宍粟市独自でベテランの先生  
で大変力量のある先生方をいい意味で活用させていただいて、宍粟市の若手の教員、  
中堅の教員の力量をアップしたいと、こういうような願いのもとに、思いの中で立  
ち上げたものでございます。

○實友委員長 秋田委員。

○秋田委員 ベテランの実力のある先生が指導に当たるという、宍粟市の独自という  
ことですね。はい。そういうことであれば、先生方は正直いじめ問題、その他で日  
常の業務以上に気を使って苦勞されているというのをかいま見る場面も多々ありま  
すのでね、こういったことをやって、実力をつけるということはいいかなとこう思  
います。予算的にはあまり大きい事業じゃないかと、もうちょっとつけたらいいの  
になとも思うんです。

こういった新しいものをやるときには、目的を何のためにするんだと。何のため  
にこういう制度を設けてどういう努力をするんだという、その方向性をはっきり決  
めておかないと脱線すると思うんですね。脱線するって、ちょっと語弊があります  
けれども、思わぬ予期せん別の方向に行くというようなパターンがありますから、  
よく目的をはっきり設けられて、若い教員の方がとんでもないカラオケでわめくと  
いうようなことのないように、きっちり指導して、それを現場に生かして子ども  
たちの指導に当たるというふうに、教育に当たるということの目的をきっちり持  
ってやっていただけたらと思います。これはどちらかいうたら、頑張ってくださいとい  
う言い方ではありますが。

それから、二つ目に、一番最初に冒頭の部長が説明されていた1.1%で総額約20  
億という予算の裏づけでありますけれども、私は今年はいろんな意味で政府の財政  
出動とか金融緩和とかがございますから、今年はこれでいいと思うんですが、1年  
後を想定したときに、私は経済の反動が出るというふうに予想しております。これ  
は皆さん御承知のように、今日現在、いろんな意味で株価等が上がっておりますけ

れども、円安になればなるほど、輸入品の石油及び小麦、生活物資の買い付けの値段が上がるわけですから、生活の食料品等が上がる場面がもう半年もしないうちに出てくるわけですね。そういったことを考えたときに、必ず経済の理屈の上での反動が生まれて、来年あたりからは部分的な引き締め政策を政府は打つと思うんですよ。そういったときには、総額の予算が来年やったら逆に想像としてはマイナス1.1%というようなことがあり得るわけですから、今のうちによく精査をして、残すべきところは残して、そして集中して子どもたちの教育に投資するという、そういう作戦にさせていただきたいと思うんです。

これは、まちづくり委員会でも先ほどの産業部でも同じことを申し上げたんですけども、今はここはよく精査して、部長はもともと財政部の出身ですから、実質公債費比率がようやく18.0切ったとこまでね、当年度、そこまで努力してきたんですから、今ここで緩めて財政が逼迫するような状態があっては、いくらやる気があっても、いくら教育の熱意があっても予算として苦しいんだというのでは、次へ進めない。そういうことを想定したら、使う予算と部分的には不用にしても、来年に備えて基金のほうへ回すものとか、いろんなことをよく精査してね、2年、3年先を見た予算の使い方を部長サイドで何としてもやっていただきたいと。今年決めた予算が仮に通過して、承認がとれて、いい内容だということになれば、それはそれで現場としては力いっぱい仕事していただいて、予算の財政面と照らし合わせた3年先を見込んだ予算組み立てをしていただきたいと、こう思うんです。私の意見はね。その辺のところの部長の考えなり、3年先はわからないよと言うんじゃないに、いかがでしょうか。

○實友委員長 岡崎教育委員会教育部長。

○岡崎教育委員会教育部長 御指摘のように、先ほどお聞きをしております経済の情勢に鑑みてやはり打つべきところは打つ、これは大事なことだろうと思います。そういった意味で、仮にお認めいただいたとして、先ほど御指摘のように当初予算はスムーズな執行に心がけるとともに、やはりそこにはまだまだ補正予算という考え方もありますので、私は教育関係の整備は実質公債費比率のことも念頭にしつつであります。やはり交付税の削減が始まる平成28年が目の前に見えてる、それから、合併特例債が5年延長になりまして、多分今の平成24年度ベースで100億程度を使用しておると思います。全体で180億程度だったと思うんですが、今ここで特に教育委員会としては、まだまだ課題の多い教育環境に重点を置いたものを財政当局と、教育環境の整備だけが市政ではありませんので、そういった思いで私は取り組みを

進めるべきだろうなというふうに思っております。

○秋田委員 終わります。

○實友委員長 よろしいですか。

ほかございませんか。

藤原副委員長。

○藤原副委員長 私のほうから1点だけちょっと教えていただきたいんですけども、質問させていただきます。

この本日の資料の10番、21ページの篠ノ丸の城跡の調査のことなんです。これは確かに歴史的に大変重要なといいますか、文化遺産であると思うんですけども、この事業経費といいますか、事業内容について、もう少し面積であるとか、あるいはどのようなことを期待されているのか、専門家である垣内館長が来ておられますので、その辺ちょっと具体的に説明をいただきたいなあと、このように思います。

○實友委員長 垣内歴史資料館館長。

○垣内歴史資料館館長 篠ノ丸城跡の調査の件でございますけれども、まず1番がレーザー測量、それから遺跡確認調査費、それから学術調査謝礼と、この3項目が上がっております。

まず、測量調査でございますけれども、皆さん御承知の篠ノ丸城、宍粟市内ではかなり長水城と並んで有名な城ではございますけれども、現時点では全く調査の手が入ってございません。それと、篠ノ丸城に関しましては正確な地形図がございませんので、今回、レーザー測量をすることによりまして、三次元、立体的な地形測量をいたしまして、一般の市民の方、それから城郭愛好の方にも肉眼で見ただけのような、パソコン上で全方向から立体的に見ていただけるような図を起こすための測量をやりたいと思っておりますのが、これが450万円を考えてございます。

それから、遺跡確認調査でございますけれども、篠ノ丸城に皆さん上がっていただきまして、一番上のところに国旗掲揚柱が立っておる広場がございます。あれが篠ノ丸城の本丸と言われるところでございますけれども、篠ノ丸城は皆さん御承知のように石垣城ではございませんで、土類と空堀でできた城でございます。あの城は石垣で囲まれました城よりも一段も二段も古い城でございます。山崎町がかつて広瀬と呼ばれている地名であったころ、つくられた城でございます。播磨の国守護でありました赤松氏の配下でございました播磨の国八郡守護代の宇野氏の居城であると同時に、守護代所というところでございまして、今現在で言いましたら県庁所在地、神戸市の次でございますような中核都市、姫路市的な意味合いの強い土地柄

が広瀬の地でございました。そういったところが近世になりまして山崎という地名に変更になりました関係上、広瀬の重要性が失われてしまいまして、それとともに城の持つ意味合いも薄れていったかと思えます。

今回、平成26年度、来年度のNHKの大河ドラマで「黒田官兵衛」が放送されることになったわけでございますけども、天正8年に守護代宇野氏が滅んだ後、天正12年に黒田官兵衛が宍粟郡3万8,000石を羽柴秀吉から拝領して、その領主になるわけでございますけども、江戸時代の中ぐらいにできました黒田家譜という家譜の中で、黒田官兵衛が宍粟郡山崎の城に居城したという記述がございます。その山崎の城というのが恐らくは篠ノ丸城であったのではなかろうかと今のところ言われておるわけでございますけども、今のところ確証はございませんので、今回、本丸跡地等をあそこの土地所有者であるお寺さんに許可をいただきましたので、初めて確認調査のメスを入れさせていただき、状況がどのようなものであったかということの一端でもわかったらいいと思って今回調査費を計上させていただいております。

それから、学術調査謝礼でございますが、今回のレーザー測量、遺跡確認調査といたしますのは、私どもとしましては篠ノ丸城、長水城ともに国の史跡になり得る重要な遺跡であると考えておりますので、今回の調査も基本的に国の史跡指定を目指した史料採取のための調査測量という形で臨みたいと考えております。

○實友委員長 藤原副委員長。

○藤原副委員長 その調査することによって、今言われたようなことが確認といたしますか、できるわけやね。はい。

それと、これ発掘調査もされるんですけども、従来やられたようにトレンチ調査なのか、測量なのか、何か土にトーンを入れて、やっぱりそういう格好でやられるんですか。

○實友委員長 垣内歴史資料館館長。

○垣内歴史資料館館長 今、藤原委員がおっしゃったように基本的にトレンチによります部分調査という形をとりたいと考えております。

○實友委員長 ほかございませんか。

大倉委員。

○大倉委員 先ほど館長さんが説明してくださったことで、すごくよくわかったんですけども、少し前に新聞に黒田官兵衛のことにに関して姫路市はじめほかの3町でしたか、2町でしたか、集まって黒田官兵衛の会議みたいなのを開いておられたんですよ。そのときに宍粟市の名前なんてここから先もなかったんでね、今回、640

万もお金使ってされるんですから、史料が出てきたら、どんどん新聞などに報道して、宍粟市にも黒田官勘兵衛の痕跡があった、深い因縁があったということを知らしめてほしいと思います。そういったことをしていただけますか。

○實友委員長 垣内歴史資料館館長。

○垣内歴史資料館館長 今回、実施します確認調査等で遺跡の現地説明会を最終的にはやりたいと考えております。そして、ただいまもそれぞれマスコミの方が官兵衛絡みの取材にお越しになりますので、篠ノ丸城等へ御案内していろいろな宍粟市と黒田官兵衛とのかかわりについては、私や担当の者が説明をさせていただいております。それで、マスコミには少しずつですけども、宍粟と官兵衛のかかわりが記事になっているのではないかなと考えております。

○實友委員長 大倉委員。

○大倉委員 もっともっと宣伝していただきたいと思います。これだけの大きな予算をつけておられるんですから、お願いします。

○實友委員長 ほかがございませんか。

(「なし」の声あり)

○實友委員長 ないようでございますので、私、1点だけちょっと確認の意味で福山課長から教えていただいとんですけども、今日、神戸新聞に、こども園について載っておりました。丹波市の関係なんですけども、こども園に対して市から補助が出せるのは4分の3以内という規則があるとか、法令があるとか、そういったことが載っておりました。そして、今、こども園に返納を迫ってももう負担が大きいということで返納ができないというようなことも載っておりましたので、ちょうど92ページに載っておりますので、この委託料については、これ造成の委託料と読んでよろしいですか。工事請負費も造成ということですのでよろしいですね。それから、2億3,000万円については、これが補助金ということなんで、これの4分の1はこども園が持たれるということになるわけですね。確認だけです。

○實友委員長 福山こども未来課長。

○福山こども未来課長 先ほど委員長が言われましたとおり、先週の土曜日には豊岡市、今朝の神戸新聞には丹波市の認定こども園に係る社会福祉法人への補助金の過払いということの報道はされておりました。これにつきましては、児童福祉法の第56条の2に都道府県の補助等ということで、社会福祉法人が児童福祉施設の新設とか修理・改造等を行う場合、都道府県及び市町村が補助する金額の合計額が新設に要する費用の4分の3を超えてはならないということで規定されているものです。

特に認定こども園でいいますと、保育所の機能の部分について4分の3を超えてはならないということをございます。丹波市とか豊岡市さんにつきましては、認定こども園を推進していくために施設整備の丹波市は10分の10等の補助をする中で、先進的に進められてきたという経過があります。

宍粟市が今回平成25年度予算を計上させていただいておりますのは、委託料200万円といいますのは、小学校の周辺を適地とする中でこういった位置等がいいのかといったものの基本設計、また土地利用関係の計画を策定するための200万円、それと、工事請負費につきましては、その周辺の土地を造成するための工事請負費、それと、補助金につきましては、これが丹波市等が課題になっております社会福祉法人が建設する場合の施設建設に対する補助金でございます。補助金2億3,000万円のうち施設整備に係る部分について2億2,500万円、通園バス等、通園の確保もするというようにしておりますので、通園バスに係る部分について500万円の補助金を計上させていただいております。

宍粟市におきましては、今後の施設整備となりますので、こういった法的なところには適合した形で補助をしていくといったことを、今後、財政とも協議・調整をしながら進めていきたいというふうに思っております。

○實友委員長 はい、わかりました。

岡前委員。

○岡前委員 1点だけお聞かせ願いたいんですけど、土万幼稚園が休園になるということで、これは幼保一元化とか学校の規模適正化とは全く関係なしに出てきておるようなんですけども、これはどういう経過で休園ということになったのか、わかれば説明を聞いておきたいんですけど。

○實友委員長 岡崎教育委員会教育部長。

○岡崎教育委員会教育部長 これまで認定こども園の推進の中で、多分委員御指摘のところは、地域の皆さんから幼稚園同士の統合を先でいいじゃないかというような声もたくさん届いておりまして、その中で教育委員会は従前は、そうすることよりもやはり早く認定こども園をつくっていききたいというような説明をこの間してきたと、そうだったというふうに思っております。

そうする中で、土万幼稚園と実は野尻幼稚園については、2名とか3名とかいう非常に小さな規模になっております。やはり限りなく人数が少なくなったところは、先ほどの理念で認定こども園を待つということにはやはり日々育つ子どもたちにどうかというふうなことから、過少規模というふうな表現は適切かどうかは別とい

たしまして、そういう部分については、幼稚園同士の統合といいますか、いうのをこちらから保護者の皆さんに投げかけて、地域の保護者の皆さん、あるいは地域の皆さんが、じゃあそうしてくださいという合意がとれましたので、土万幼稚園については、この本年4月から菅野幼稚園に行っていただくと。

一方の波賀におきましては、小学校の適正化と同じ時期に行きたいというような御希望がございましたので、じゃあそれはその部分についてはそうして、我々としては幼児教育がいいかなと懸念はあるんですが、交流をする中で集団を確保したりする中で、そういうふうにしていききたいというふうに考えております。

○岡前委員 はい、わかりました。

○實友委員長 よろしいですか。

ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

○實友委員長 ないようでございますので、教育委員会の審査についてはこれで終わりたいというふうに思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○實友委員長 教育委員会皆さん、本当に長時間ありがとうございました。御苦労さまでございました。

もうしばらくお待ちください。

これで今日の健康福祉部、それから教育委員会の審査については終了をいたしたいというふうに思います。特筆すべき点がありましたら、また、いつもなんですが、事務局のほうにお知らせを願いたいというふうに思います。

そしたら、副委員長、閉会をお願いします。

○藤原副委員長 それでは、大変早朝よりありがとうございました。これで4日目の日程は全て終了いたしました。

明日は最終日ということで、5日目になるんですけども、また9時から始めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたしまして、本日はこれで散会させていただきます。

どうもありがとうございました。

○實友委員長 お疲れさまでした。

(午後 4時01分 散会)